

阿見町第7次総合計画

町民憲章

わたしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう
1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう
1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう
1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう
1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

(昭和60年11月1日制定)

町章



(昭和37年3月12日制定)

町公式マスコット キャラクター



「あみっぺ」

町の花・木・鳥



町の花『キク』



町の木『サクラ』



町の鳥『ウグイス』

(昭和60年11月1日制定)

はじめに

町長あいさつが入ります

目次

第1編 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	3
1. 基本構想とは	3
2. 基本計画とは	3
3. 実施計画とは	3
4. 計画の進行管理	4
第3章 本町の特性	5
1. 位置・地勢	5
2. 沿革	5
3. 特徴	6
第4章 本町を取り巻く時代潮流	7
1. 人口減少・少子高齢化への対応	7
2. デジタル化の進展による社会変革	8
3. ウェルビーイング及びダイバーシティ&インクルージョンへの取組	9
4. レジリエント（強靱でしなやか）なまちづくり	10
5. カーボンニュートラルの取組促進	11
6. SDGs（持続可能な開発目標）の達成	12
第5章 町民意向の把握	13
1. 町民意向調査	13
2. 町長と語る会（学生、子育て世代）	14
3. 町民ワークショップ	15
4. 町民討議会	15
5. 各種団体ヒアリング	15
第2編 基本構想	17
第1章 将来像	18
1. まちづくりの基本理念	18
2. 10年後のまちの姿	19
3. 基本目標	22
第2章 人口の見通し	26
1. 将来推計	26
2. 人口の見通し	28
第3章 土地利用構想	29
1. 基本的な考え方	29
2. 土地利用ゾーニング	30

第3編 前期基本計画 33

序章1 リーディングプロジェクト 34

1. リーディングプロジェクトとは 34
2. 前期基本計画リーディングプロジェクト 34
3. 前期基本計画リーディングプロジェクトの構成 35

序章2 基本構想と前期基本計画との関係図 42

序章3 前期基本計画の体系 44

序章4 SDGsの推進 46

序章5 前期基本計画の見方 51

第1章 ふれあいあふれる協働のまちづくり 53

第1節 協働のまちづくり 54

第2章 人に寄り添うまちづくり 67

第1節 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり 68

第2節 未来を担う若者を支援するまちづくり 92

第3章 心を育むまちづくり 101

第1節 豊かな学びが育む人づくり 102

第4章 人と自然を守るまちづくり 133

第1節 命を守るまちづくり 134

第2節 次世代へつなぐまちづくり 150

第5章 快適でうるおいのあるまちづくり 163

第1節 持続可能な都市づくり 164

第2節 安定的な都市基盤づくり 183

第6章 活力ある魅力的なまちづくり 191

第1節 賑わいのあるまちづくり 192

第7章 未来につながるまちづくり 207

第1節 行政力を高めるまちづくり 208

資料編 229

1. 用語集 230

2. 策定の経過 236

3. 諮問書・答申書 238

4. 審議会委員名簿、策定協議会委員名簿 241

5. 施策別指標一覧 243

第1編

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 本町の特徴

第4章 本町を取り巻く時代潮流

第5章 町民意向の把握

第1章 計画策定の趣旨



本町は、平成26年度から令和5年度までを計画期間とした阿見町第6次総合計画により、「みんなが主役のまちづくり」の基本理念のもと、10年後の将来像「人と自然が織りなす、輝くまち」の実現に向け、基本計画の施策を着実に進めてきました。

学校給食費無料化の拡大、18歳までの医療費無料化などの様々な子育て支援施策の充実と着実な都市基盤整備による職住近接のまちづくりにより、新市街地への転入が進み、令和5年度に目標としていた人口5万人を達成することができ、市制施行実現の可能性が高まっています。

しかし、人口構造に目を向けると、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進むとともに、地域別にみて人口も、荒川本郷地区を中心とした新市街地に集中し、その他の地域は減少が進んでおり、どのようにして住み慣れた地域で住み続けられるまちづくりを実現していくかという課題がより顕在化しています。

一方、自然災害は多発化・激甚化の傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大とロシアによるウクライナ侵攻は、地域経済や消費生活にも大きな影響をもたらし、町民の安全・安心な生活を脅かしています。

本町が、こうした変化や課題に着実に対応していくためには、多様化している町民ニーズを汲み取り、先を見通しながら最適な政策を選択していく必要があります。

これまで培ってきたまちづくりを進化させるとともに、国際的な目標であるSDGsの実装、ゼロカーボンシティ、社会のデジタル化の推進など、町民の暮らしをよりよくし、住み慣れた地域で幸せに暮らすことができるまちづくりを、強い「地域力」によって推進し、名実ともに市にふさわしいまちとなるよう、「阿見町第7次総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定するものです。

第2章 計画の構成と期間

本計画は、まちづくりの方向を示す本町の最上位計画として、【基本構想－基本計画－実施計画】の三層で構成します。

1 基本構想とは

町政における基本理念と進むべき方向を示すことにより、長期的な町政の運営指針とするものです。本町の目指す「将来像」、「人口の見通し」、「土地利用構想」を明らかにします。

計画期間は、2024年度から2033年度までの10年間とします。

2 基本計画とは

基本構想に基づいた施策の目標、体系及び展開方針を示すことにより、中期的な町政の運営指針とするものです。

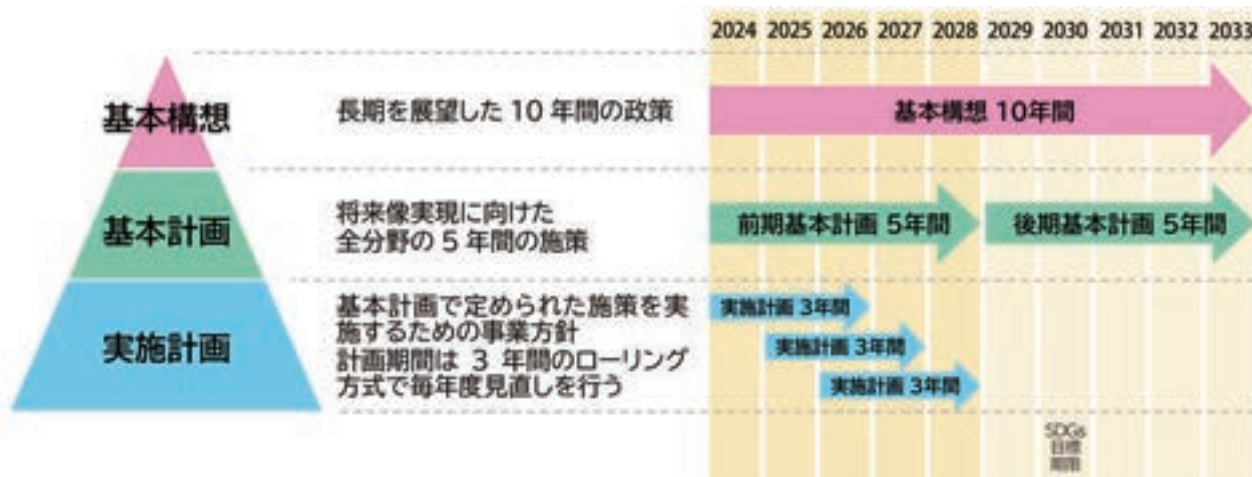
計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間の前期基本計画、2029年度以降の5年間の後期基本計画とします。

前期基本計画では、計画全体をリードしていくテーマを定め、波及効果の高い施策をリーディングプロジェクトとして位置付けます。

3 実施計画とは

基本計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付けるもので、毎年度の予算編成の指針となります。

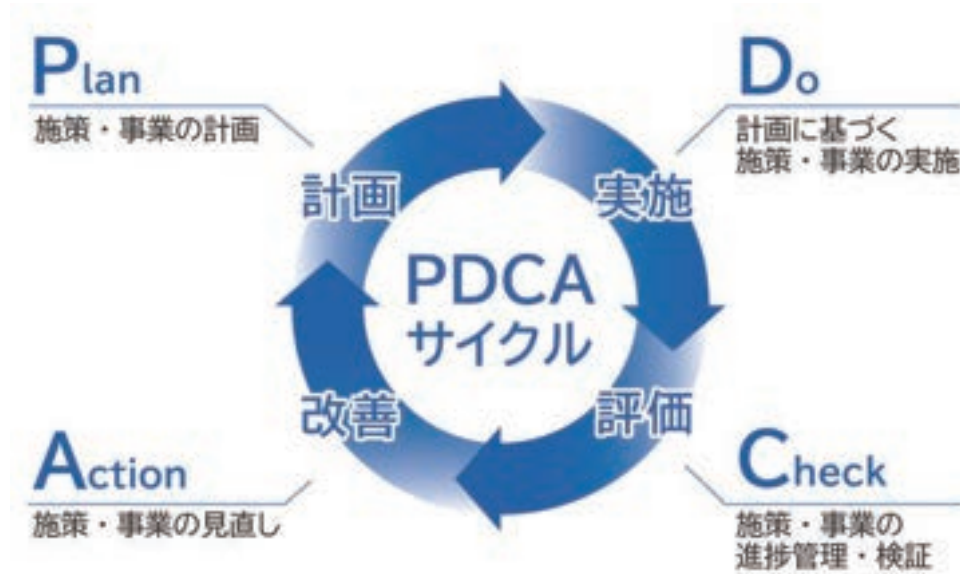
計画期間は3年間とし、ローリング方式^{*}で毎年度見直しを行います。



ローリング方式: 社会・経済情勢等による基本計画と実施計画の乖離を防ぐために、毎年補正・修正しながら3か年の計画を立てる方式のこと。

4 計画の進行管理

毎年度、施策評価を実施し、ローリング方式で見直す実施計画にその結果を反映することで、PDCA サイクルによる施策の進行管理を行います。



第3章 本町の特性

1 位置・地勢

本町は茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。

首都東京へは南に約60km、県都水戸へは北に約40km、成田国際空港へは東南に約30kmの位置にあり、東京、水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあります。総面積は71.40㎢（湖水面6.50㎢を含む）、東西に11km、南北に9kmの広がりを持ち、平均海拔は21mとおおむね平坦な地形となっています。



地勢については、谷津が台地部に複雑に入り組んだ地形が特徴で、台地部を中心に市街地が形成されています。霞ヶ浦に接する湖岸沿いは沖積層の低湿地、中央から西部、南部にかけては関東ローム層の稲敷台地（主に畑・山林）で構成されています。

2 沿革

霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然に恵まれた本町は、旧石器時代の遺跡や縄文時代中期の貝塚などが点在し、古代より人の営みがあった地域です。近代に入り明治22年には、旧村である阿見、朝日、君原、舟島の4村が誕生し、明治時代の後期には、阿見原において開拓が進められ、次第に豊かな農村地帯に生まれ変わっていきました。また、大正時代に入ると、霞ヶ浦海軍航空隊が設置され、昭和14年には海軍飛行予科練習部（予科練）、翌年に土浦海軍航空隊が設置され、海軍のまちとして全国的に知られるようになりました。

昭和30年には、旧4町村（阿見町、朝日村、君原村、舟島村の一部）が合併し、現在の阿見町となり、1970年代からは、住宅団地の開発、工業団地の造成などが進みました。

その後も、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の開通など恵まれたポテンシャルを活かした都市づくりが進み、現在に至っています。

発展目覚ましい茨城県内で、とりわけ急速な発展を遂げた県南地域に位置する本町は、豊かな自然環境の中で職・住と自然が調和した町として発展を続けてきました。

3 特徴

本町の特徴としては、霞ヶ浦とその湖面の彼方に望む名峰筑波山のやわらかな稜線が織りなす美しく雄大な自然景観が挙げられます。また、町内には地域医療支援病院である東京医科大学茨城医療センター、同霞ヶ浦看護専門学校、茨城大学農学部、茨城県立医療大学などの優れた医療・教育機関が集積し、医療と知の拠点が形成されています。

産業では、福田工業団地、筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地の3つの工業団地を擁するほか、阿見東インターチェンジに隣接する阿見吉原地区への企業立地が進み、強固な産業基盤と雇用の場が創出されています。また、平成29年に茨城県内の全区間が開通した圏央道の4車線化が進められており、町内に2つあるインターチェンジを通じたアクセス性と利便性のさらなる向上が期待されています。

農業では、豊富な水資源と温和な気候に恵まれた自然環境を活かし、町の名を冠した「阿見グリーンメロン」、銘柄産地指定※を受けた「れんこん」、銘柄推進産地※の指定を受けた「すいか（大玉）」など、自慢の特産品が数多く生産されています。また、「常陸秋そば」や「甘藷」の産地振興に向けた取組や、特産品を活かした商品開発などの6次産業化も進められています。

観光では、平成21年に開業した「あみプレミアム・アウトレット」に多くの観光客が訪れるとともに、平成22年に開館した予科練平和記念館では、阿見町の貴重な歴史遺産である予科練、旧海軍航空隊などの本町の戦史の記録を保存・展示しており、令和4年4月に累計来館者数60万人を達成しました。さらには、令和4年6月に元横綱稀勢の里関の相撲部屋「二所ノ関部屋」が開所し、観光面のみならず、スポーツ、文化など、様々な場面での連携が進んでいます。

こうした本町の特徴と強みを活かしながら、都市計画道路のインフラ施設等の都市基盤整備や荒川本郷地区への民間開発の計画的な誘導とともに、18歳までの医療費無料化をはじめとした子育て支援施策の充実によって、子育て世代を中心とした転入が進み、近年の人口増につながっています。



銘柄産地指定：県の銘柄産地指定制度により、高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価される青果物、花きを指定すること。

銘柄推進産地：県の銘柄産地指定制度により指定される、高品質で信頼性・安定性が市場で高く評価され、多様化するニーズに対応できる、県を代表する青果物産地のこと。本町のれんこんは2018年より青果物銘柄産地として指定されている。



第4章 本町を取り巻く時代潮流



阿見町第6次総合計画がスタートしてから10年が経過しました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、自然災害の多発化・激甚化など、不確実で将来の予測が難しい時代といわれ、本町は前例のない事態に直面し続けてきました。

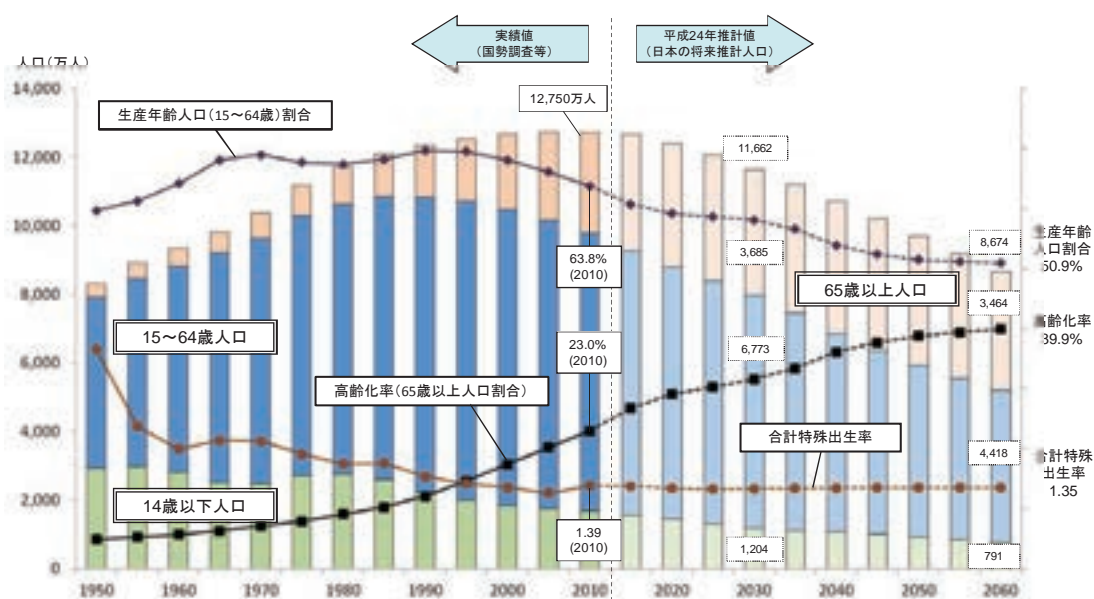
一方、視点を変えると、こうした社会環境の目まぐるしい変化は、これまで常識とされてきたことを見直し、変革すべき点を明確にし、新時代を迎える機会とも捉えることができます。

様々なステークホルダーと協働^{*}しながら、グローバルな視点を持って持続可能なまちづくりを推進していくため、第7次総合計画の策定において特に留意した事項は以下の通りです。

1 人口減少・少子高齢化への対応

日本の人口は深刻な減少局面を迎えています。2065年には総人口が9,000万人弱、高齢化率は38%になると推計されています。また、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の18%、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると予測されています。そのため、2025年に直面する医療・介護、社会の活力維持などへの対策が急務となっています。

本町においては、近年、人口増加の傾向にありますが、人口が増加している地区と減少している地区があることから、地域バランスの変化や地域の実情に即したまちづくりを進めていく必要があります。また、少子高齢化に対応していくため、子育て支援の充実・強化や高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進がより一層求められています。



(出典) 厚生労働省 日本の人口の推移

協働：共通の目的のために、立場の違うものたちが連携・協力することで、よりよい効果を生み出そうとする手段のこと。

2 デジタル化の進展による社会変革

様々な社会課題をデジタルの力で解決していくため、令和2年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が示されました。併せて総務省は「自治体DX推進計画」を策定し、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化など、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化しています。

令和4年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針では、デジタル化の恩恵を地方に広げ、地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととされています。

本町においても、行政手続のオンライン化やAI[※]・RPA[※]の導入推進や地域社会全体のデジタル化に資する取組を、全庁的な体制で迅速に推進していく必要があります。また、次期総合戦略の策定においても、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、デジタルの力を原動力とした地方創生に取り組んでいくことが求められています。



(出典) デジタル庁 デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像

AI: Artificial Intelligence の略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。

RPA: Robotic Process Automation の略で、パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術を指す。例えば、メールの添付ファイルの内容を分析し、自動的に基幹システムに登録するなど。業務の効率化を図り、人件費を抑えることも可能になる。

3 ウェルビーイング及びダイバーシティ&インクルージョンへの取組

新たな価値観として「ウェルビーイング^{*}」という概念が注目されています。デジタル庁では、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室との連携のもと、デジタル田園都市国家構想を通して「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を推進しています。

また、「多様性」を意味するダイバーシティに、「包摂性」を意味するインクルージョンを併せた言葉として、「ダイバーシティ&インクルージョン」が広く認知され、多様な人材が相互に関わり合っ
て能力を発揮し、組織に貢献している状態を指しています。

本町においても、町民の「幸福度」の向上に資する取組を推進していくことで、住み慣れた地域に愛着を持って住み続けられるまちづくりが求められています。また、女性の活躍推進や人材育成、働き方改革をはじめとした、行政施策全般において、ダイバーシティ&インクルージョンは欠かせない視点として、その推進に取り組むことが求められています。

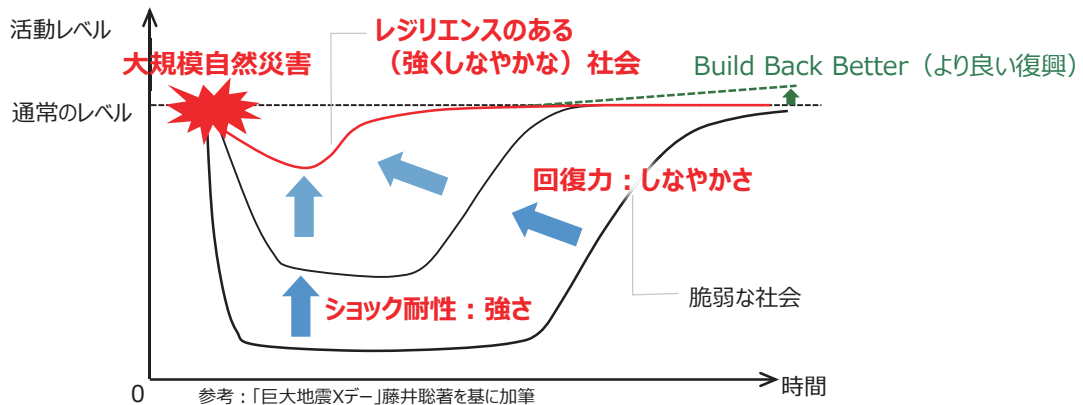
^{*}ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。特に、社会福祉が充実し、満足できる生活状態にあること。

4 レジリエント（強靱でしなやか）なまちづくり

気候変動など地球環境の変化に伴い、風水害など自然災害が多発化・激甚化しています。また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震^{*}の発災時には甚大な被害が予測されています。これらの災害がもたらすリスクを軽減するために災害に強いまちづくりに取り組むとともに、災害からの復興、回復力を強化することで、強靱な社会をつくっていくことが求められています。さらに、ポストコロナの時代を迎え、新型コロナウイルス感染症拡大時に浮き彫りとなった地域医療課題への対応として、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の構築が求められています。国、自治体、関係機関が連携し、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組を強化していく必要があります。

本町においても、レジリエントなまちづくりを進め、町民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らし続けられるよう、リスクマネジメントを強化していくことが急務となっています。

強靱な社会のイメージ



(出典) 内閣官房 国土強靱化進めよう!

^{*}首都直下地震：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震のこと。

5 カーボンニュートラルの取組促進

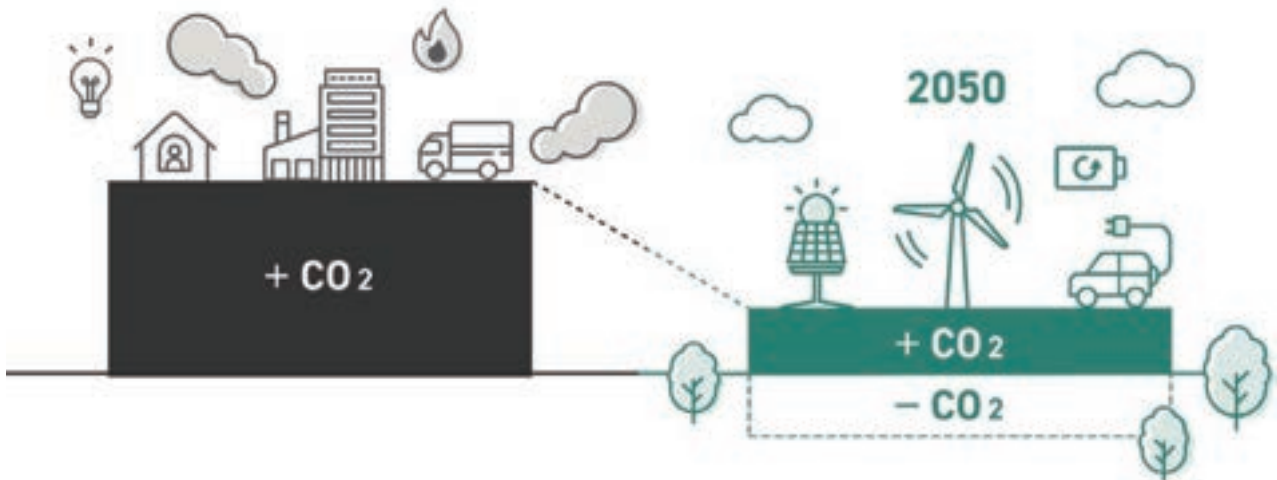
世界の平均気温は令和 2 年時点で、工業化以前（1850 ～ 1900 年）と比べ、既に約 1.1℃ 上昇したことが示されています。このままの状態が続けば、さらなる気温上昇が予測されています。このような気候変動に伴い、豪雨や猛暑などのリスクがさらに高まることが予測されています。

気候変動の原因となっている温室効果ガス^{*}は、経済活動・日常生活に伴い排出されています。国民一人一人の衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスは、日本全体の排出量の約 6 割を占めるという分析もあり、カーボンニュートラルの実現に向け、あらゆる主体が取り組む必要があります。

政府は令和 2 年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

令和 3 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において、国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」が示され、2030 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくる目標が掲げられ、地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用した脱炭素に向けた取組を推進することとされています。

本町では、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン^{*}シティ宣言」を令和 4 年 6 月に行いました。このゼロカーボンシティを実現するため、町民、企業、行政が一丸となって、温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります。



(出典) 環境省 脱炭素ポータル

温室効果ガス：地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのこと。

ゼロカーボン：地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、平成 27 年の国連総会において全会一致で採択され、国連加盟 193 国が 2030 年までに「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指す国際目標です。17 の目標（Goals）と 169 のターゲット、244 個の指標による三層構造となり、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められています。

令和 5 年の世界の SDGs 達成度ランキングで日本は 21 位となり、「深刻な課題」に指定された項目として、ジェンダー平等と気候変動対策が挙げられます。

国連は令和 2 年からの 10 年を行動の 10 年と位置付けています。新型コロナウイルスの世界的流行やロシアのウクライナ侵攻によって、2030 年の達成が危機的状況にある中、日本政府は、SDGs の達成に向けた取組を加速化するとともに、「誰一人取り残さない」持続可能な経済社会システムをつくりあげていく決意のもと、新たな「SDGs アクションプラン 2023」を定め、優先課題 8 分野において政府が行う具体的な施策等の「見える化」を図っています。

本町では、令和 5 年 11 月に「阿見町 SDGs 日本モデル宣言」を行うとともに、阿見町 SDGs 推進計画を策定し、様々なステークホルダーとのパートナーシップを力に、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組を推進しています。



（出典）国際連合広報センター



第5章 町民意向の把握

第7次総合計画の策定に当たり、町民の第6次総合計画後期基本計画に対する評価や今後のまちづくりに関するニーズを計画に適切に反映するため、様々な方法で町民意向の把握に努めました。

1 町民意向調査

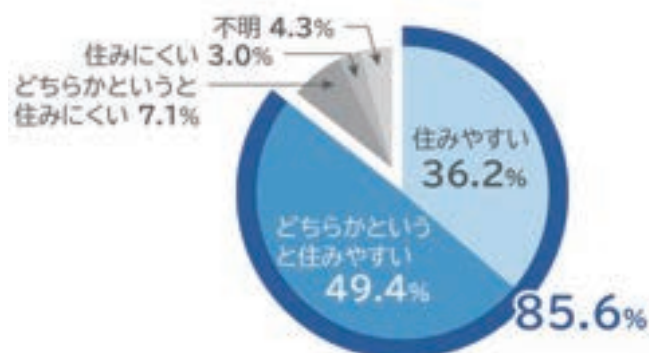
満18歳以上の町民3,000人を対象として、アンケート調査を実施しました。調査は、阿見町第6次総合計画後期基本計画の進捗状況を確認するとともに、まちのよい点や課題点、今後必要と考えられる取組について伺いました。(回収数：1,365件、回収率：45.5%)

■ 第6次総合計画の施策の満足度と重要度（上位5項目）

順位	満足度が高い施策
1	消防・救急体制の充実
2	医療福祉の充実
3	幼児教育の充実
4	学校教育の充実
5	児童生徒の健康管理と安全対策

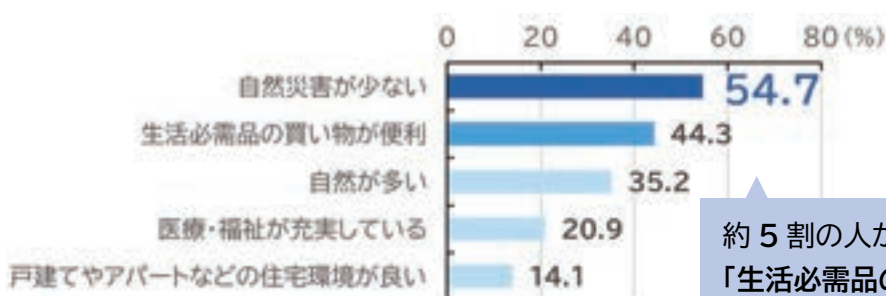
順位	重要度が高い施策
1	医療福祉の充実
2	防犯対策の推進
3	消防・救急体制の充実
4	学校教育の充実
5	児童生徒の健康管理と安全対策

■ 住みやすさ



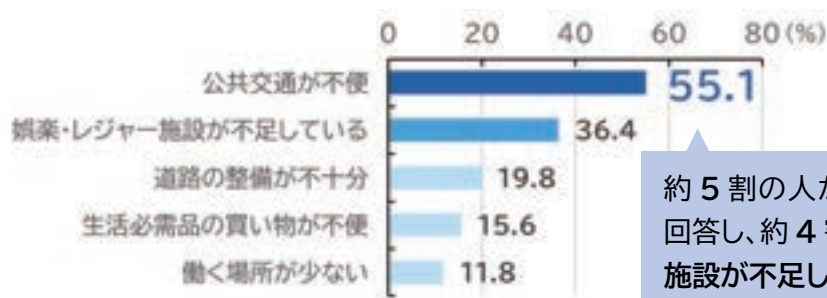
住みやすい（「住みやすい」または「どちらかというに住みやすい」）と感じる人は85.6%。

■ 住みやすいところ（上位5項目）



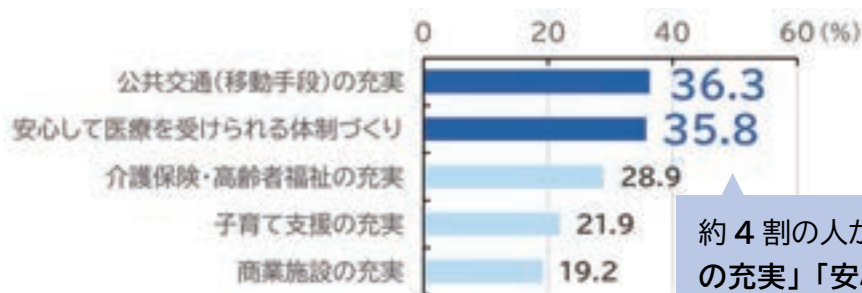
約5割の人が「自然災害が少ない」「生活必需品の買い物が便利」と回答。

■ 住みにくいところ（上位 5 項目）



約 5 割の人が「公共交通が不便」と回答し、約 4 割の人が「娯楽・レジャー施設が不足している」と回答。

■ 「住み続けたいまち」になるために重要な取組（上位 5 項目）



約 4 割の人が「公共交通（移動手段）の充実」「安心して医療を受けられる体制づくり」が重要と回答。

2 町長と語る会（学生、子育て世代）

今後のまちづくりの核となる学生と近年の人口増の中心となっている子育て世代の意見を計画に反映するため、町長との意見交換の機会を設けました。

「町長と学生の語る会」では茨城大学人文学部、農学部、茨城県立医療大学、東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校、霞ヶ浦高等学校に在学する学生の皆さんに、また、「町長と子育て世代の語る会」では子育て中や子育てを経験された母親の皆さんにご参加いただき、阿見町のよいところや暮らしの問題・課題点、10 年後どんなまちに住みたいかなどについて、町長と直接意見交換を行っていただきました。（学生：29 人、子育て世代：8 人）



3 町民ワークショップ

「地域の再発見！～持続可能な地域を目指して～」をテーマとして、町民参加型のワークショップを開催しました。

参加者には、町内3つの中学校区の地域に分かれ、阿見町で暮らし続けていくために必要なことは何かをグループで話し合い、途中他のテーブルとメンバーを入れ替える“ワールドカフェ方式”とすることで、自分が住んでいる地域以外の地域の魅力や課題なども共有しながら、最後に各グループでまとめた内容を発表していただきました。（参加者：19人）



4 町民討議会

「住みたいまちってどんなまち？」をテーマとして、町民討議会を開催しました。

無作為に抽出した町民の中から参加者を募集し、現在の町の状況と今後のまちづくりに関する意見を伺いました。（参加者：20人）

討議全体を2つのラウンドに分け、第1ラウンドでは阿見町のよいところ、足りないところを、第2ラウンドではテーマに選んだ題材を発展させ、町がどうすれば「住みたいまち」になるかを話し合い、最後に各グループでまとめた内容を発表していただきました。



5 各種団体ヒアリング

基本目標の各分野において、町内で活動している団体の方に、各分野に関する意見とともに、町の課題や望ましい姿、必要な取組、協働の在り方などについて伺いました。（参加団体：18団体）





第2編

基本構想

第1章 将来像

第2章 人口の見通し

第3章 土地利用構想

第1章 将来像

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本的な取組姿勢となる「まちづくりの基本理念」を以下のように定めます。

「みんなの声がひびくまち」から「みんなの声が活きるまち」

そして「みんなが主役のまちづくり」へ

これまで町政運営の中で掲げてきた基本理念の中心は

どんな時も「町民」です。

時が移り変わり、にぎわい豊かにまちが発展していく中

阿見町が将来にわたって誰一人取り残さない

「持続可能」なまちであり続けるために

町民自らがまちづくりの中心的な担い手として

予測困難な社会情勢の中、地域の課題を乗り越える力と

地域の魅力や文化を創造・発信する力を高めることで

未来へ続く新しいステージを

みんなの力でつくりあげていくため

「みんなで作る共生のまち」

を基本理念とします。



2 10年後のまちの姿

今、5万人都市に向けて着実に人口が増加している本町では、名実ともに「市制にふさわしいまち」の形成を前提とした将来像の構築が求められています。好機を活かし、町から市への新しいステージに向けて、その未来が見通せるような将来像を構築するために、町民、企業、NPO等、まちづくりに関わるすべての人が共有する「10年後のまちの姿」を掲げます。

10年後の阿見町に私たちが望む未来。

よりよい未来のまちを想像してみると「10年後のまちの姿」が見えてくるでしょう。

10年後、まちは子どもの笑顔と若者の活気にあふれています。また、誰もが多様性を認めあい、誰一人取り残されることなく協調しながら、子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、ライフステージに応じた「楽しみ」や「夢と希望」を持って、豊かな日常を幸せに暮らしているでしょう。

では、10年後の「そのまち」はどんな姿をしているのでしょうか。

そのまちでは

- ・地域の課題を地域で解決する住民自治が広がり、まちづくりの主役として直接携わる人や地域の魅力を発信する人など、様々な人材が育っています。また、住んでいる地域にあったまちづくりが町民自らの力で進められ、様々な取組が町民と行政の協働により実現しています。さらに、平和と平等が息づき、誰もが分け隔てなく安心して社会に参画し活躍できる多様性と包摂性のあるまちが実現しています。
- ・子育てをする保護者と子どもが様々な困難から守られ、子育てが楽しいと感じています。また、高齢者や介護を必要とする人、障害のある人など、支援を必要とするすべての人々が住み慣れた場所で、地域ぐるみの支えあいの中で暮らしています。そして、誰もが自らの健康づくりに主体的に取り組み、健康長寿のまちが実現しています。
- ・子どもたちはともに学びあい、支えあうことで心豊かにすくすくと育っています。また、「大学のあるまち」として、薫り高い文化が息づいており、人々はいつでも、どこでも、誰でも学べ、そして参加できることで心豊かな人生を送っています。さらに、世代を超えて継承される郷土の歴史や阿見町らしい文化が、まちの中にあふれています。

- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮した取組が行き渡り、まちの自然はかけがえのない資源として人々に親しまれ、水と緑が生活を豊かに彩り、大切に守り育まれています。また、地域の力に支えられた防災・防犯活動により、人々の命と暮らしが守られ、誰もが安心して暮らしています。
- ・市街地地域や集落地域など、それぞれの地域にあった住みよさの様々な工夫と、美しい街並みや人々が集う公園、利便性の高い安心して外出のできる環境があり、持続的な発展のためのまちづくりが着実に進んでいます。
- ・豊かな水資源と温和な気候に恵まれた自然環境を活かし、地域ブランドを活かした農業や霞ヶ浦をはじめとした地域資源をフィールドとした観光、アクセス性の向上による広域的なポテンシャルを活かした産業が賑わいを生み出し、職住近接の好立地により、たくさんの若者が定住し、仕事と生活の両立を実現しています。
- ・行政経営の視点に立った行財政運営の確立と、様々な行政課題に対応できる人材の育成が図られ、市制にふさわしいまちが実現しています。また、デジタル化が飛躍的に進んだことで、誰にとっても、あらゆる手続きが簡単になり、必要な情報がリアルタイムで隔々まで伝わるようになっていきます。

そして、住んでいる人の心はまちへの想いであふれ
誰にとっても自慢のまち、みんなが誇りを持って
住みたい、住み続けたいまちになっています。

このような想いを込めて

「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」

を10年後のまちの姿とします。

10年後のまちの姿を覗いてみると？



3 基本目標

総合計画の施策の柱となる基本目標は、「10年後のまちの姿」の実現を目指して取り組む内容を示したものです。暮らしを支える幅広い取組を以下の7つの分野に整理します。

基本目標 1

◆ 協働・人権

ふれあいあふれる協働のまちづくり

人と地域の関係を育み、互いに尊重し合えるまち、多様性と包摂性のある豊かなまちをつくります。

- 地方自治が目指す住民自治の浸透を図りながら、みんなが力を合わせ、考え、町民と行政が一体となって協働によるまちづくりを目指すとともに、町民一人一人がパートナーシップを意識しながら誰一人取り残さない社会を実現できるまちを目指します。
- 地域コミュニティ※活動・地域間交流を推進し、社会参加の促進による良好なコミュニティの形成を図ることで、地域づくりを担う人材の育成と、住み慣れた地域への郷土愛を育むまちを目指します。
- 人権を尊重する意識の向上を図るとともに、過去の歴史から学び平和を希求する心、命の大切さを後世に伝え、受け継いでいくまちを目指します。
- 男女の性別、障害のあるなしに関わりなく、誰もが社会に参画し活躍できる多様性と包摂性のあるまちを目指します。

基本目標 2

◆ 子育て・福祉・健康・医療

人に寄り添うまちづくり

誰もが健やかに暮らせるまち、支援が必要な人に手を差し伸べることができるまちをつくります。

- 子どもから高齢者まで、すべての人がライフステージ※に応じて、健康で心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉がさらに充実したまちを目指します。
- 子育て世代が集う居場所づくりの充実など、安心して子育てができる環境づくりを推進し、子どもを産み育てることが楽しいと感じられ、子育て世代から選ばれるまちを目指します。また、子どもの成長に合わせた子育て支援の充実と、子育て世代が安心して働ける環境の創出を目指します。
- 支援を必要とするすべての人が地域の中で安心して暮らすことができる、いたわりと支えあいの心が育まれるまちを目指します。
- 町民が健康で充実した生活を送ることができるよう、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりを推進するとともに、関係機関との連携を強化し、本町の強みでもある充実した救急医療体制と地域医療体制の維持・向上を目指します。

地域コミュニティ：一般的には地域社会に住み相互に関わりながら生活する住民の集団のこと。これまで地域コミュニティは地縁にもとづくもの（本町では行政区）が主であった。しかしながら、地縁以外にも住民が様々な関わりを持つ社会となったことを受け、今後の地域コミュニティのあり方が全国各地で模索されている。

ライフステージ：人の一生における誕生から老年期までの加齢にともなう変化を、いくつかの段階（ステージ）に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと。



心を育むまちづくり

子どもたちが心身ともに成長できる多様な学びのあるまち、誰もが生涯を通してともに学び、ともに築くまち、地域の文化を継承していくまちをつくります。

- 「学びあい 支えあい 心を育む人づくり」の理念に基づき、多様な子どもの心に寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を推進し、未来に誇れる「阿見町らしい教育」を目指します。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。さらに、優れた高等教育機関の集積を活かした高度な学習機会により、独自性の高い学びの充実を目指します。
- 誰もが自分らしく、安心して学べるよう、多様な学びの環境の充実を目指します。
- 人生100年時代^{*}を豊かに生きていくため、「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」を理念とし、町民が生涯にわたっていつでもどこでも誰でも学べる取組を「伝え合う」「支え合う」「高め合う」視点を持って推進することで、「ともに学び ともに築く 輝きのあるまち」を目指します。
- 世代を超えて培われてきた阿見町の自然・風土、歴史を、かけがえのない財産として大切に継承するとともに、新たな阿見町らしい文化をまちの魅力として発信するなど、自然と文化を守り育て、活かすまちを目指します。

人と自然を守るまちづくり

美しい水と緑を次世代に引き継いでいくまち、町民と地域と行政が連携した安全・安心なまちをつくります。

- 地球環境に与える負荷を軽減するため、省エネルギー化の推進、資源の有効活用、ごみの減量化など、町民、企業、行政等が力を合わせ環境に配慮した循環型社会の形成に取り組み、ゼロカーボンシティの推進を目指します。
- 水質浄化が進みつつある霞ヶ浦の水辺資源、町に緑のうるおいを与える平地林などのかけがえのない自然環境を守り次世代に引き継いでいくため、自然環境と共生するまちを目指します。
- 近年の異常気象や群発地震による災害の激甚化の傾向を踏まえ、いつ発生してもおかしくない自然災害に対して、自助、共助、公助による防災力の強化を図り、脅威に強いレジリエントなまちを目指します。
- 外出や移動のしやすい交通社会の形成と交通安全対策、複雑巧妙化する犯罪に対応した防犯対策など、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指します。

人生100年時代：「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）」の著者であるリンダ・グラットン教授が提言したもの。寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくに当たって、国・組織・個人に対し、寿命の延伸に応じた人生設計の見直しが迫られていることを表している。国では、超高齢化社会の日本において経済・社会システムが今後どのようにあるべきかを考える人生100年時代構想を掲げている。

快適でうるおいのあるまちづくり

5万人都市としてすべての世代の人が暮らしやすく、住み心地のよいまちをつくります。

- コンパクトシティ[※]の形成を推進し、地域間のバランスの変化に対応した、地域の実情にあったまちづくりとネットワークを構築することで、持続可能な都市経営を目指します。
- 人口の見直しに対応した計画的な都市整備を進め、5万人都市の人口規模にふさわしい機能、すべての人が日常生活を快適に送ることができる機能を備え、愛着を持って住み続けたいと感じられるまちを目指します。
- 公共交通の充実、道路交通ネットワークの充実を図るとともに、身近な生活道路の整備を進め、誰もが暮らしやすいまちを目指します。
- 日常生活を便利に暮らせる質の高い住宅環境とともに、子育て世代が安心して子どもを遊ばせることができる公園や高齢者が心身の健康を維持・増進できる公園等をはじめとした新たな町民の憩いの場となる公共空間の創出を目指します。
- 町民の生命と財産を守るため、上下水道などのインフラ施設の老朽化対策など、生活環境の向上や災害に強いレジリエントなまちを目指します。

活力ある魅力的なまちづくり

産業・経済に支えられた、暮らしやすく働きやすいまち、地域の魅力を活かした賑わいのあるまちをつくります。

- 持続可能な経済循環を生み出す農業、商工業の発展を目指します。農業においては、安定的に農業が続けられる環境づくりや、商工業と連携した6次産業化[※]や地域ブランド展開の積極的な推進を目指します。商業においては、集客力のある施設と既存商店との連携を図るとともに、町民の生活と雇用を支える事業者の経営安定化の支援により、活力のあるまちを目指します。工業においては、圏央道などの広域的なポテンシャルを活かした新たな産業基盤の充実を目指します。
- つくば霞ヶ浦りんりんロード[※]、霞ヶ浦が持つ雄大な自然景観、予科練平和記念館、あみプレミアム・アウトレットなど、ポテンシャルの高い地域資源を活かし、産業振興とも連携を図りながら、魅力的な観光の振興を目指します。
- 産業や観光の振興により、町に住む幅広い世代の雇用の場を確保し、職住近接のまちづくりを推進しながら、ワーク・ライフ・バランス[※]を実現できるまちを目指します。

コンパクトシティ：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、地域公共交通と連携して、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めること。

6次産業化：農業や水産業において、生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通や販売（第3次産業）にも関わることにより付加価値をつけ、農業者等の経営の高度化・多角化を進め、地域や農林水産業を活性化しようとする。各産業の総合的結合を図るとして掛け算による値（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）である「6」を用いた造語。

つくば霞ヶ浦りんりんロード：旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約180kmのサイクリングコースのこと。

ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感もちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



未来につながるまちづくり

時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、町民の利便性と行政の効率性が高いまちをつくれます。

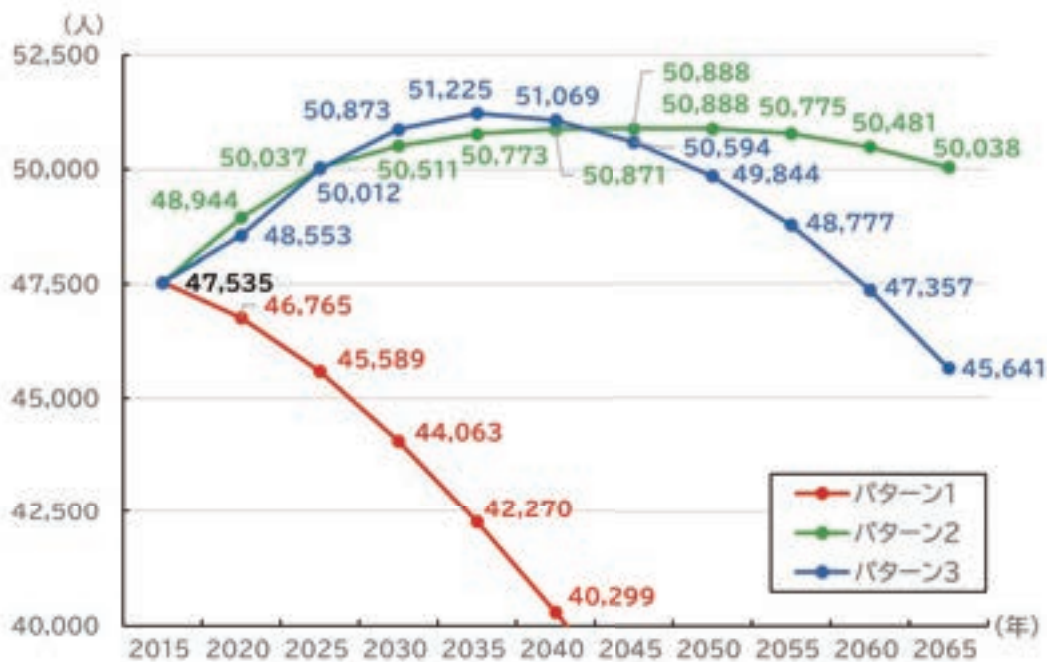
- 町民ニーズの変化を踏まえながら、公共サービスの機能や質の維持・向上を図りつつ、行政経営の視点に立ち、財政面での負担の軽減・平準化を図り、将来世代に過度の負担を先送りしない、中長期的な視点に立った行財政運営を目指します。
- 職員の意識改革と行政能力・経営能力の向上に努めながら、新たな行政課題にも柔軟に対応できる職員定数の確保と市制を見据えた組織体制の構築を目指します。
- 町民が必要とする行政情報を受け取ることができる取組を進めるとともに、町民の声を聴く機会を充実させ、その声を政策に活かす取組を推進するなど、広報広聴のさらなる充実を目指します。
- 自治体DXに取り組むことで行政サービスのデジタル化を推進し、誰もが使いやすい、利用者の視点に立った行政サービス、窓口サービスのさらなる充実を目指します。
- 周辺市町村との複合的な連携により、人口減少時代に対応した効率的な広域行政を目指します。

第2章 人口の見通し

1 将来推計

■ 将来人口の検討

国勢調査による人口の推移を基に、社会増減、自然増減による人口の動きを予測し、本町の将来人口を3つのパターンで推計しています。



■ パターン1：国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠（赤色の線）

国勢調査の直近期間（2010年→2015年）と2015年以降の人口推移に関する傾向を基に全国的な傾向を踏まえた推計です。人口増につながる施策を行わない仮定の人口増減を表しており、本町の人口は2045年に4万人を、2065年には3万人を下回ります。

■ パターン2：第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生 人口ビジョン（緑の線）※町試算

人口ビジョンで示した5万均衡モデルでは、2025年に5万人を達成し、その後2065年まで5万人を維持するモデルでした。この推計では2020年の人口が48,944人となっていますが、2020年の国勢調査での人口は48,553人となっています。

5万均衡モデルは、市街地開発等の住環境の整備や子育て世代への支援等に取り組むことで、移住定住による人口の社会増を継続的に確保することを想定した推計であり、この人口見通しの達成には、引き続き積極的な取組が必要です。

■ パターン3：5万人達成出生率移動率変化モデル（青の線）※町試算

各年齢階層とも2020年から2025年までの移動率が、近年の急激な人口増を踏まえて増加し、その後は荒川本郷地区の未建築宅地の減少により、徐々に移動率の増加分も減少すると仮定したモデルです。併せて、出産や育児がしやすいまちづくりを進めることにより、合計特殊出生率※は2065年には理想の値（人口置換水準※）である2.1となるように、徐々に増加すると仮定して算出しています。

2025年には人口ビジョンとほぼ同様に50,012人となりますが、2035年の51,225人をピークに減少に転じ、2065年には45,641人まで減少する結果となっています。

合計特殊出生率：人口に関する指標の一つ。一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表すもの。

人口置換水準：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率のこと。先進国では約2.1程度といわれる。

2 人口の見通し

本町の人口は、2000年の国勢調査を境に上昇から横ばいに転じていましたが、近年では再び増加傾向となっており、2025年には5万人を超える勢いです。

特に町西部に位置するJR荒川沖駅に近接した荒川本郷地区や阿見東インターチェンジに隣接した阿見吉原地区においては、新市街地の形成が急速に進んでおり、若い世代を中心とした移住定住が進んでいます。

全国的な人口減少時代にあって、こうした人口増加を達成できていることは、「持続可能」なまちを目指した第6次総合計画を着実に推進してきた成果であるといえます。

町の人口構成についても、少子高齢化は進行しているものの、0歳から14歳までの年少人口や、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は県内でも高く、比較的バランスが取れています。

その一方で、人口の維持と人口構成の安定に不可欠な出生率の回復は、やや回復傾向にはあるものの、依然として人口置換水準を大きく下回っており、さらなる出生率の向上に向けて、結婚や妊娠、出産後の支援など若い世代の子育てに寄り添った取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、若い世代が進学や就職等のタイミングで町を離れてしまう傾向にあり、将来的に町に戻ってきてもらえる動機付けとなるよう、若い世代が町の魅力や住みよさを再発見し、ふるさととしての郷土愛を育む取組が必要です。

不確実で将来の予測が難しい社会経済環境の中にあって、子どもから若者、子育て世代、現役世代、高齢者まで、すべての世代が安心して生活を送れるよう、しっかりとした施策展開方針を持ち、社会増と自然増を目指した取組をバランスよく推進していくことが、持続可能なまちの形成につながります。

このようなまちづくりを着実に推進することにより得られる2033年の人口見通しを、おおむね50,000人から51,000人としました。

2033年の人口の見通し **50,000人～51,000人**

第3章 土地利用構想

1 基本的な考え方

これまで本町は、生活環境や経済活動環境を整えることにより、新たな住宅や産業の受入れを実現し、土地利用の転換を計画的かつ積極的に行うことで、無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然環境との共存を実現してきました。

茨城県南地域においては、圏央道の開通に伴い、交通の利便性が飛躍的に高まりました。本町においても、インターチェンジを核としたまちづくりにより市街地が拡大し、工場や物流施設等が立地するとともに、道路整備が進んだことで、町内全域において交通の利便性が高まったことによる恩恵を受けられるようになってきています。圏央道は4車線化が進められており、町内に2つのインターチェンジを有する本町にとっては、広域的なポテンシャルのさらなる向上が図られることとなります。

このような状況や地勢を踏まえ、これまでの方針を基に、日常生活を便利に暮らせる質の高い住環境や、既存集落の維持・環境向上に資する土地利用の展開、かけがえのない自然環境との共生など、将来像の実現に向け、よりよい本町を次世代に継承していく土地利用を目指します。

■ 長期的な視点に立った土地利用

長期的な視点の基、町民が安心して安全に暮らすことができ、ふるさととしての愛着と誇りを持って住み続けられるまちの実現に向けた土地利用を推進します。

■ 地域の特性を活かした土地利用

圏央道の県内4車線化の順次供用開始により、これまで以上に交通利便性の向上に期待が寄せられ、首都圏3リングの1つとなる圏央物流リング^{*}の形成が進んでいます。これらの動きを踏まえつつ長期的な視点に立ち、公共空間を活かしたうるおいのある住宅地の形成と魅力ある企業が立地する産業拠点の充実など、市街地形成ゾーンと生産・流通ゾーンが相互に補完しあい、職住近接の都市と田園が調和した自立性の高いまちの実現に向けた土地利用を推進します。

■ 自然環境と共生した土地利用

SDGsが目指す「持続可能な開発」は、「将来の世代がそのニーズを満たす可能性を損なうことなく、現代の世代のニーズを満たすような開発」を意味します。

まちの暮らしにうるおいを与えてくれている霞ヶ浦、河川、里山などの自然環境は、町の歴史、文化、信仰（民俗）とともに古来より引き継がれ、地域の財産として息づいています。このかけがえのない自然をよりよいかたちで未来に継承するため、土地利用が環境に与える影響を考慮しながら、自然環境と共生した土地利用を推進します。

^{*}圏央物流リング：首都圏広域地方計画④新たな働き方・暮らし方を実現する首都圏3リングの形成プロジェクトのひとつ。〔近郊居住再生リング・圏央物流リング（ゴールデンリング）・関東大環状軸（二地域居住・定住圏リング）〕

2 土地利用ゾーニング

■ 市街地形成ゾーン

市街地形成ゾーンについては、町役場などがある阿見中央地区、JR荒川沖駅に近接した阿見西部地区、東部の良好な住宅団地である南平台地区、南部の阿見東インターチェンジ周辺の阿見吉原地区があります。

阿見中央地区及び阿見西部地区においては、都市基盤整備や都市機能の充実を図るとともに、交通ネットワークの強化、良質な都市景観の形成等を通じて、利便性が高く、快適で暮らしやすい市街地を目指します。特に、急激に宅地化が進んでいる西部の荒川本郷地区においては、引き続き宅地化の計画的な誘導を図ります。また、牛久市に隣接する区域では、周辺環境との調和を図りながら適正な土地利用の誘導を図ります。

南平台地区においては、良好な住宅環境の維持に努めるとともに、良好なアクセス性を活かし、地域の利便性の向上を図ります。

阿見吉原地区においては、周辺環境と調和した、良好な市街地の形成と地域の利便性の向上を図ります。

■ 生産・流通ゾーン

生産・流通ゾーンについては、本町の南・東部及び牛久阿見インターチェンジ周辺に位置しています。

本町の南・東部に位置する生産・流通ゾーンについては、雇用の場を確保するため、既存の工業団地において立地企業の振興に努めます。また、主要道路沿いを中心に、新たな産業活動の創出につながる計画的な土地利用を推進します。

西部に位置する生産・流通ゾーンについては、牛久阿見インターチェンジ周辺の環境との調和を図りながら、インターチェンジとの近接性を活かした新たな産業拠点の形成に向けた土地利用を推進します。

■ 自然環境共生ゾーン

本町の広い範囲にわたる自然環境共生ゾーンについては、優良な農地、平地林などが広がり、古くからの集落が点在しています。集落の過疎化や耕作放棄地^{*}の増加を防ぐとともに、秩序ある土地利用を誘導します。

貴重な財産である緑の保全を図るとともに、集落地等の生活環境の維持・向上に努め、集落地への定住を促進します。

■ 霞ヶ浦湖岸親水ゾーン

雄大な自然景観を持つ霞ヶ浦湖岸については、ナショナルサイクルルート^{*}の指定を受けた「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や霞ヶ浦導水事業の進捗により、観光資源としての魅力が高まりつつあります。

あみプレミアム・アウトレット等への来訪者を霞ヶ浦湖岸へと誘導し、既存のいきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会跡地、桜堤、予科練平和記念館などに多くの人々が訪れ、賑わう、親水空間の創出を図ります。












^{*}耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に、再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

ナショナルサイクルルート：自転車走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させ、新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、国が指定するサイクリングルートのこと。

土地利用ゾーニング



凡例

- | | | |
|---|--|---|
|  自動車専用道路 |  市街地形成ゾーン |  防衛省関連施設 |
|  国道 |  生産・流通ゾーン | |
|  主要道路 |  自然環境共生ゾーン | |
|  鉄道 |  霞ヶ浦湖岸親水ゾーン | |
|  構想路線 |  河川 | |



第3編

前期基本計画

序章1 リーディングプロジェクト

序章2 基本構想と前期基本計画との関係図

序章3 前期基本計画の体系

序章4 SDGsの推進

序章5 前期基本計画の見方

第1章 ふれあいあふれる協働のまちづくり

第2章 人に寄り添うまちづくり

第3章 心を育むまちづくり

第4章 人と自然を守るまちづくり

第5章 快適でうるおいのあるまちづくり

第6章 活力ある魅力的なまちづくり

第7章 未来につながるまちづくり

序章 1 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

基本構想の将来像「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、5年間の前期基本計画期間において計画全体をリードしていくテーマ（重点化を図る組織横断的な政策目標）を定め、波及効果の高い施策を位置づけ、前期基本計画の実行を力強く推進していくものです。

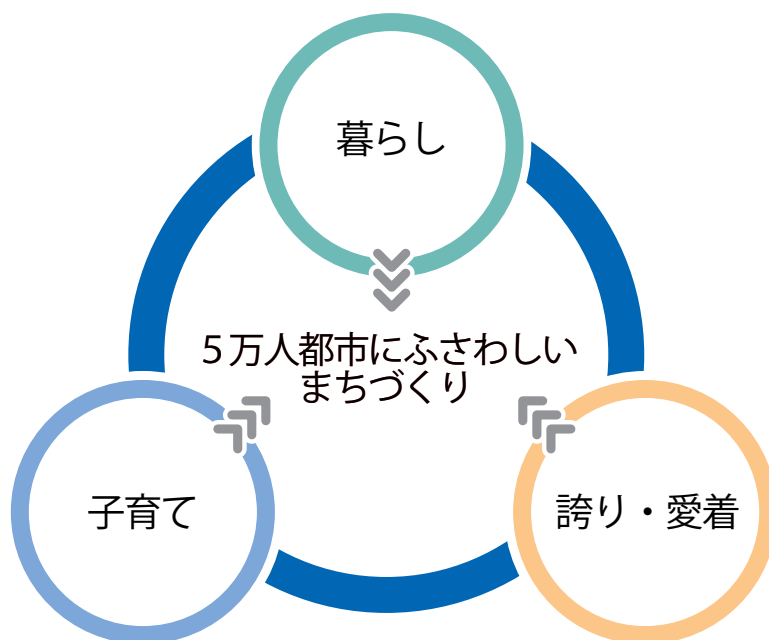
2 前期基本計画リーディングプロジェクト

人口が増加している本町は、令和7年の国勢調査で人口5万人を超えると、単独での市制施行の人口要件を満たすこととなります。

市になると、福祉事務所をはじめとした様々な権限が県から移譲され、住民サービスをより充実させることができるとともに、都市的イメージを原動力としたまちづくりが可能となり、さらなる発展と飛躍が期待できます。

こうした近年にない大きな変革期を迎える前期基本計画のこの5年間は、5万人の達成に満足することなく、名実ともに市にふさわしいまちづくりを着実に進めていく必要があります。

こうしたことから、「5万人都市にふさわしいまちづくり」を前期基本計画で重点化を図る組織横断的な政策目標とし、都市としての持続的な発展に欠かせない「子育て」「暮らし」「誇り・愛着」の3つの視点で「リーディングプロジェクト」に整理し、全体への波及効果の高い関連施策を位置づけます。



3 前期基本計画リーディングプロジェクトの構成



若者・子育て世代に選ばれる 5万人都市プロジェクト

■プロジェクトについて

妊娠から出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援、子育てと仕事が両立できる環境づくり、職住近接によるワーク・ライフ・バランスの実現など、安心して子どもを産み育てることができ、次世代を担う若者に選ばれるまちづくりを進めます。

■このプロジェクトを構成する施策

基本目標 2
人に寄り添う
まちづくり

子どもの成長に合わせた子育て支援の充実

次世代育成支援の充実

安心して預けられる保育施設やサービスの充実(2211)
ニーズに対応する支援体制の充実(2212)／子どもを守る取組の推進(2213)
妊娠期から支援する取組の推進(2214)

子育て世帯への経済的支援

保護者負担の軽減(2221)／医療費助成による子どもの健康維持増進(2222)

基本目標 3
心を育む
まちづくり

誰もが自分らしく、安心して学べる 多様な学びの環境の充実

質の高い学校教育の推進

時代に合った確かな学力を育成する教育の推進(3111)
特別な支援を必要とする児童生徒の教育の推進(3113)
安定した質の高い教育の提供(3114)
学校、家庭、地域等の連携の充実(3115)

児童生徒の安全確保と心身の健康増進

豊かな人間性と健やかな体の育成(3121)
児童生徒の安全を守る環境の整備(3122)
学びの場としての学校環境の整備(3123)

生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

誰もが気軽に学び、互いに学びあえる機会の充実(3131)
生涯学習施設の整備(3132)
ふれあい地区館活動を通じた地域の連携強化(3133)
図書館の充実と活用(3134)／予科練平和記念館の充実と活用(3135)





■このプロジェクトに関連するSDGsのゴール



基本目標 5
快適でうるおいの
あるまちづくり

人口規模にふさわしい都市機能の充実

- 計画的な土地利用
適正な土地利用の推進(5111)
- 快適な市街地の整備
市街地開発と都市施設の整備(5121)
- 景観形成と公園・緑地の充実
安全で快適な公園・緑地の整備と維持管理(5152)

基本目標 6
活力ある魅力的な
まちづくり

職住近接のまちづくり

- 活力ある農業の振興
地産地消の推進(6115)
- 商工業の活性化
商工業環境の充実(6121)／企業誘致と連携体制の強化(6122)
雇用対策の促進(6123)

基本目標 7
未来につながる
まちづくり

市制を見据えた組織体制の構築

- 効果的な行政運営
市制施行・行政経営の確立(7111)

暮らし続けることのできる 持続可能な都市プロジェクト

■プロジェクトについて

これまで進めてきた協働の取組の深化を図りながら、地域福祉や防災・防犯対策の充実、地球環境保全の推進など、住み慣れた地域の安全性と住みやすさが向上し、お互いを思いやり、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■このプロジェクトを構成する施策

基本目標 1

ふれあいあふれる
協働のまちづくり

協働によるまちづくり

町民参画の推進

様々な声が届く町民参加の仕組みづくり(1111)

地域で活躍する人材の育成(1112)

地域力を高めるまちづくりの推進

地域コミュニティへの参加促進(1121)／多世代交流の推進(1122)

多様性と包摂性を尊重する社会の実現

性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向けた取組の強化(1131)

すべての人の尊厳が守られる社会の実現に向けた意識啓発活動の充実(1132)

基本目標 2

人に寄り添う
まちづくり

支援を必要とするすべての人が地域の中で 安心して暮らすことができるまちづくり

安心して暮らすための健康づくり

ライフステージに対応した健康づくり(2111)／健康長寿の取組推進(2112)

地域共生・地域福祉を推進するまちづくり

必要な支援を届ける仕組みづくりの推進(2131)

災害弱者を支える仕組みづくりの推進(2133)

地域に根ざした高齢者福祉の推進

生きがいづくりの推進(2142)／安心して暮らせる地域づくり(2143)

地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進

地域で暮らし続ける仕組みづくりの推進(2152)





■このプロジェクトに関連するSDGsのゴール



基本目標 4
人と自然を守る
まちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 地域防災対策の充実**
地域防災対策の充実・強化(4111)
- 交通安全対策の強化**
交通安全のための環境整備(4142)
- 犯罪のないまちづくり**
防犯のための環境整備(4152)
- ゼロカーボンシティの推進**
地球環境保全の推進(4211)／ごみの再資源化と減量化(4212)
- 良好な生活環境の確保**
環境美化の取組強化(4231)／空家対策の推進(4233)

基本目標 5
快適でうるおいの
あるまちづくり

地域の实情にあったまちづくりとネットワークの構築

- 交通体系・公共交通の充実**
公共交通の確保と利便性向上(5131)
- 良好な住宅・住環境づくり**
持続可能な住環境づくり(5161)

基本目標 7
未来につながる
まちづくり

利用者の視点に立った行政サービスのさらなる充実

- デジタル化の推進**
自治体DXの推進(7141)
デジタルを活用した窓口・行政サービスの向上(7142)
- 広域行政の推進**
広域行政の推進(7151)

人とまちへの誇り・愛着が育つ 共生都市プロジェクト

■プロジェクトについて

多世代交流など人々が地域とつながり、地域力が高まる取組を推進するとともに、世代を超えて守り培われてきた貴重な自然・風土、予科練をはじめとした歴史・文化の魅力を内外に積極的に発信していくことで、まちへの誇りと愛着、平和への想いを育み、誰もが社会に参画し活躍できるまちづくりを進めます。

■このプロジェクトを構成する施策

基本目標 1

ふれあいあふれる
協働のまちづくり

多様性と包摂性のある社会の実現

地域力を高めるまちづくりの推進

地域コミュニティへの参加促進(1121)／多世代交流の推進(1122)

多様性と包摂性を尊重する社会の実現

性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向けた取組の強化(1131)

平和行政の推進(1133)／多文化共生の意識が根付く社会の実現(1134)

基本目標 3

心を育む
まちづくり

自然と文化を守り育て、活かすまちづくり

生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

誰もが気軽に学び、互いに学びあえる機会の充実(3131)

ふれあい地区館活動を通じた地域の連携強化(3133)

予科練平和記念館の充実と活用(3135)

地域で育てる教育体制の充実

地域の教育力の充実(3142)

豊かな文化の継承と文化財の活用

価値ある歴史・文化の継承の推進(3161)

歴史的・文化的遺産の保存と活用(3162)





■このプロジェクトに関連するSDGsのゴール



基本目標 5
快適でうるおいのあるまちづくり

**誇り・愛着を持って
 住み続けたいと感じられるまちづくり**

快適な市街地の整備
 市街地開発と都市施設の整備(5121)

景観形成と公園・緑地の充実
 景観の保全とまち並みづくり(5151)

良好な住宅・住環境づくり
 持続可能な住環境づくり(5161)

基本目標 6
活力ある魅力的なまちづくり

魅力的な観光の振興

活力ある農業の振興
 農業の生産性の向上(6111)

地域資源を活かした観光の振興
 観光資源の活用と発掘(6131)／湖岸親水ゾーンの整備と活用(6132)

基本目標 7
未来につながるまちづくり

シティプロモーション・広聴のさらなる充実

効果的な行政運営
 SDGsの推進(7113)

シティプロモーション・広聴活動の拡充
 シティプロモーションの拡充(7131)／広聴活動の拡充(7132)

序章 2 基本構想と前期基本計画との関係図

基本構想

まちづくりの基本理念

「みんなで作る共生のまち」

「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」
10年後のまちの姿

基本目標1 ふれあいがあふれる協働のまちづくり ◆協働・人権
人と地域の関係を育み、互いに尊重し合えるまち、多様性と包摂性のある豊かなまち

基本目標2 人に寄り添うまちづくり ◆子育て・福祉・健康・医療
誰もが健やかに暮らせるまち、支援が必要な人に手を差し伸べることができるまち

基本目標3 心を育むまちづくり ◆教育・文化・スポーツ
子どもたちが心身ともに成長できる多様な学びのあるまち、誰もが生涯を通してともに学び、ともに築くまち、地域の文化を継承していくまち

基本目標4 人と自然を守るまちづくり ◆活環境・環境保全・防災
美しい水と緑を次世代に引き継いでいくまち、町民と地域と行政が連携した安全・安心なまち

基本目標5 快適でうるおいのあるまちづくり ◆都市基盤
5万人都市としてすべての世代の人が暮らしやすく、住み心地のよいまち

基本目標6 活力ある魅力的なまちづくり ◆産業（農・商・工・観光）
産業・経済に支えられた、暮らしやすく働きやすいまち、地域の魅力を活かした賑わいのあるまち

基本目標7 未来につながるまちづくり ◆行財政
時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、町民の利便性と行政の効率性が高いまち



前期基本計画

基本構想を実現するための取組

リーディングプロジェクト

「5万人都市にふさわしいまちづくり」

●子育て ●暮らし ●誇り・愛着

第1章

協働のまちづくり ●● 1 町民参画の推進 2 地域力を高めるまちづくりの推進
3 多様性と包摂性を尊重する社会の実現 4 産学官連携の推進

第2章

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり ●
1 安心して暮らすための健康づくり 2 社会保障制度の適正な運営
3 地域共生・地域福祉を推進するまちづくり 4 地球に根差した高齢社福祉の推進
5 地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進
未来を担う若者を支援するまちづくり ● 1 次世代育成支援の充実
2 子育て世帯への経済的支援

第3章

豊かな学びが育む人づくり ●● 1 質の高い学校教育の推進
2 児童生徒の安全確保と心身の健康増進 3 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用
4 地域で育てる教育体制の充実 5 誰もが楽しむことができるスポーツの推進
6 豊かな文化の継承と文化財の活用

第4章

命を守るまちづくり ● 1 地域防災対策の充実
2 火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの推進 3 地域医療体制の強化
4 交通安全対策の強化 5 犯罪のないまちづくり
次世代へつなぐまちづくり ● 1 ゼロカーボンシティの推進 2 自然環境の保全
3 良好な生活環境の確保

第5章

持続可能な都市づくり ●●● 1 計画的な土地利用 2 快適な市街地の整備
3 交通体系・公共交通の充実 4 道路の整備及び維持・修繕
5 景観形成と公園・緑地の充実 6 良好な住宅・住環境づくり
安定的な都市基盤づくり 1 上下水道の整備及び維持・管理
2 下水道の整備及び維持・管理 3 河川・水路の環境整備

第6章

賑わいのあるまちづくり ●● 1 活力ある農業の振興 2 商工業の活性化
3 地域資源を活かした観光の振興

第7章

行政力を高めるまちづくり ●●● 1 効果的な行政運営 2 健全な財政運営
3 シティプロモーション・広聴活動の拡充 4 デジタル化の推進 5 広域行政の推進

序章 3 前期基本計画の体系

前期基本計画

章	節	施策・個別施策
第1章 ふれあいあふれる協働のまちづくり	第1節 協働のまちづくり	1 町民参画の推進
		1111 様々な声が届く町民参加の仕組みづくり
		1112 地域で活躍する人材の育成
		2 地域力を高めるまちづくりの推進
		1121 地域コミュニティへの参加促進
		1122 多世代交流の推進
		3 多様性と包摂性を尊重する社会の実現
		1131 性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向けた取組の強化
		1132 すべての人の尊厳が守られる社会の実現に向けた意識啓発活動の充実
		1133 平和行政の推進
		1134 多文化共生の意識が根付く社会の実現
		4 産学官連携の推進
		1141 連携事業の推進と展開
第2章 人に寄り添ったまちづくり	第1節 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	1 安心して暮らすための健康づくり
		2111 ライフステージに対応した健康づくり
		2112 健康長寿の取組推進
		2113 感染症対策の充実
		2 社会保障制度の適正な運営
		2121 国民健康保険制度の健全運営
		2122 後期高齢者医療制度の健全運営
		2123 介護保険制度の健全運営
		2124 国民年金制度の健全運営
		3 地域共生・地域福祉を推進するまちづくり
		2131 必要な支援を届ける仕組みづくりの推進
		2132 多様な主体が協働する仕組みづくりの推進
		2133 災害弱者を支える仕組みづくりの推進
		4 地域に根ざした高齢者福祉の推進
		2141 高齢者の生活支援の推進
	2142 生きがいづくりの推進	
	2143 安心して暮らせる地域づくり	
	2144 介護保険サービスの充実	
	2145 介護予防事業の推進	
	5 地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進	
	2151 多様なニーズに対応した生活の支援	
2152 地域で暮らし続ける仕組みづくりの推進		
第2節 未来を担う若者を支援するまちづくり		1 次世代育成支援の充実
		2211 安心して預けられる保育施設やサービスの充実
		2212 ニーズに対応する支援体制の充実
		2213 子どもを守る取組の推進
		2214 妊娠期から支援する取組の推進
		2 子育て世帯への経済的支援
2221 保護者負担の軽減		
2222 医療費助成による子どもの健康維持増進		

章	節	施策・個別施策
第3章 心を育むまちづくり	第1節 豊かな学びが育む人づくり	1 質の高い学校教育の推進
		3111 時代に合った確かな学力を育成する教育の推進
		3112 学校の働き方改革と教職員の支援
		3113 特別な支援を必要とする児童生徒の教育の推進
		3114 安定した質の高い教育の提供
		3115 学校、家庭、地域等の連携の充実
		2 児童生徒の安全確保と心身の健康増進
		3121 豊かな人間性と健やかな体の育成
		3122 児童生徒の安全を守る環境の整備
		3123 学びの場としての学校環境の整備
		3 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用
		3131 誰もが気軽に学び、互いに学び合える機会の充実
		3132 生涯学習施設の整備
		3133 ふれあい地区館活動を通じた地域の連携強化
		3134 図書館の充実と活用
		3135 予科練平和記念館の充実と活用
		4 地域で育てる教育体制の充実
		3141 家庭の教育力の向上
		3142 地域の教育力の充実
		3143 青少年健全育成の推進
		3144 多様性と包摂性を育む生涯学習の推進
		3145 子どもの居場所づくりの推進
		5 誰もが楽しむことができるスポーツの推進
		3151 ライフステージに対応した生涯スポーツの推進
3152 スポーツに親しめる環境整備		
6 豊かな文化の継承と文化財の活用		
3161 価値ある歴史・文化の継承の推進		
3162 歴史的・文化的遺産の保存と活用		

章	節	施策・個別施策	
第6章 活力ある魅力的なまちづくり	第1節 賑わいのあるまちづくり	1 活力ある農業の振興	
		6111 農業の生産性の向上	
		6112 優良農地の保全と担い手への集積・集約化	
		6113 担い手の確保・育成	
		6114 生産基盤の整備と保全	
	6115 地産地消の推進		
	第2節 商工業の活性化	6121 商工業環境の充実	
		6122 企業誘致と連携体制の強化	
		6123 雇用対策の促進	
	第3節 地域資源を活かした観光の振興	6131 観光資源の活用と発掘	
		6132 湖岸親水ゾーンの整備と活用	
	第7章 未来につながるまちづくり	第1節 行政力を高めるまちづくり	1 効果的な行政運営
			7111 市制施行・行政経営の確立
			7112 人材マネジメント・働き方改革
7113 SDGsの推進			
第2節 健全な財政運営		7121 計画的・効率的な財政運営	
		7122 公有財産の有効活用と管理	
		7123 税収の確保	
7124 自主財源の確保			
第3節 シティプロモーション・広聴活動の拡充		7131 シティプロモーションの拡充	
		7132 広聴活動の拡充	
第4節 デジタル化の推進		7141 自治体DXの推進	
		7142 デジタルを活用した窓口・行政サービスの向上	
第5節 広域行政の推進		7151 広域行政の推進	

章	節	施策・個別施策
第4章 人と自然を守るまちづくり	第1節 命を守るまちづくり	1 地域防災対策の充実
		4111 地域防災対策の充実・強化
		4112 危機管理体制の強化
		2 火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの促進
		4121 消防団活動の強化と充実
		4123 消防・救急体制の強化と充実
		3 地域医療体制の強化
		4131 地域医療の体制強化
		4132 救急医療の体制強化
		4 交通安全対策の強化
	4141 交通安全意識向上の取組推進	
	4142 交通安全のための環境整備	
	第2節 次世代へつなぐまちづくり	5 犯罪のないまちづくり
		4151 地域防犯体制の強化
		4152 防犯のための環境整備
4153 消費生活の安定・向上		
第5章 快適で住みやすいまちづくり	第1節 持続可能な都市づくり	1 ゼロカーボンシティの推進
		4211 地球環境保全の推進
		4212 ごみの再資源化と減量化
		4213 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理
		2 自然環境の保全
		4221 森林と平地林の保全
		4222 霞ヶ浦及び河川の水質保全
		3 良好な生活環境の確保
		4231 環境美化の取組強化
		4232 動物愛護の意識啓発
	4233 空家対策の推進	
	第2節 安定的な都市基盤づくり	1 計画的な土地利用
		5111 適正な土地利用の推進
		2 快適な市街地の整備
		5121 市街地開発と都市施設の整備
3 交通体系・公共交通の充実		
5131 公共交通の確保と利便性向上		
4 道路の整備及び維持・修繕		
5141 生活道路の整備・維持・修繕		
5142 都市計画道路の整備		
5 景観形成と公園・緑地の充実		
5151 景観の保全とまち並みづくり		
5152 安全で快適な公園・緑地の整備と維持管理		
6 良好な住宅・住環境づくり		
5161 持続可能な住環境づくり		
5162 町営住宅の維持・管理		
第3節 安定的な都市基盤づくり	1 上水道の整備及び維持・管理	
	5211 水道水の安定供給	
	2 下水道の整備及び維持・管理	
5221 生活排水等の適正な処理		
3 河川・水路の環境整備		
5231 河川環境と雨水施設の保全と整備		

序章 4 SDGsの推進

本町においても、第7次総合計画とSDGsとの関係性を踏まえながら各種施策を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

以下の一覧は、SDGs 17の目標と、自治体行政の果たし得る役割[※]及び第7次総合計画のリーディングプロジェクトの関連個別施策との関係性を示したものです。実際には、1つの施策が複数のゴールに関係しています。

※国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したものの。

SDGsと関連する取組



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

【自治体の役割】

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

【主な施策の位置付け】

子育て世帯への経済的支援／地域防災対策の充実／犯罪のないまちづくり／良好な住宅・住環境づくり／活力ある農業の振興／効果的な行政運営



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【自治体の役割】

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

【主な施策の位置付け】

児童生徒の安全確保と心身の健康増進／活力ある農業の振興



3 すべての人に健康と福祉を



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【自治体の役割】

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

【主な施策の位置付け】

安心して暮らすための健康づくり／次世代育成支援の充実／子育て世帯への経済的支援／質の高い学校教育の推進／児童生徒の安全確保と心身の健康増進／交通安全対策の強化／ゼロカーボンシティの推進／良好な生活環境の確保

4 質の高い教育をみんなに



4 質の高い教育をみんなに

全ての人々に、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

【自治体の役割】

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

【主な施策の位置付け】

多様性と包摂性を尊重する社会の実現／次世代育成支援の充実／子育て世帯への経済的支援／質の高い学校教育の推進／児童生徒の安全確保と心身の健康増進／生涯を通じた学びの充実とその成果の活用／活力ある農業の振興

5 ジェンダー平等を実現しよう



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う

【自治体の役割】

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

【主な施策の位置付け】

多様性と包摂性を尊重する社会の実現／次世代育成支援の充実／質の高い学校教育の推進

6 安全な水とトイレを世界中に



6 安全な水とトイレを世界中に

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【自治体の役割】

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

【主な施策の位置付け】

快適な市街地の整備



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【自治体の役割】

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

【主な施策の位置付け】

ゼロカーボンシティの推進



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

【自治体の役割】

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

【主な施策の位置付け】

次世代育成支援の充実／質の高い学校教育の推進／豊かな文化の継承と文化財の活用／ゼロカーボンシティの推進／活力ある農業の振興／商工業の活性化／地域資源を活かした観光の振興／効果的な行政運営



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【自治体の役割】

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

【主な施策の位置付け】

快適な市街地の整備／商工業の活性化／デジタル化の推進



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

【自治体の役割】

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【主な施策の位置付け】

多様性と包摂性を尊重する社会の実現



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【自治体の役割】

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

【主な施策の位置付け】

町民参画の推進／次世代育成支援の充実／児童生徒の安全確保と心身の健康増進／生涯を通じた学びの充実とその成果の活用／豊かな文化の継承と文化財の活用／地域防災対策の充実／交通安全対策の強化／犯罪等に強いまちづくり／ゼロカーボンシティの推進／良好な生活環境の確保／快適な市街地の整備／交通体系・公共交通の充実／景観形成と公園・緑地の充実／良好な住宅・住環境づくり／活力ある農業の振興／シティプロモーション・広聴活動の推進／デジタル化の推進



12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

【自治体の役割】

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

【主な施策の位置付け】

ゼロカーボンシティの推進



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【自治体の役割】

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

【主な施策の位置付け】

ゼロカーボンシティの推進



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【自治体の役割】

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

【主な施策の位置付け】

ゼロカーボンシティの推進／良好な生活環境の確保



15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

【自治体の役割】

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

【主な施策の位置付け】

自然環境の保全／活力ある農業の振興／地域資源を活かした観光の振興



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【自治体の役割】

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

【主な施策の位置付け】

町民参画の推進／多様性と包摂性を尊重する社会の実現／次世代育成支援の充実／生涯を通じた学びの充実とその成果の活用／犯罪等に強いまちづくり



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【自治体の役割】

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【主な施策の位置付け】

町民参画の推進／地域力を高めるまちづくりの推進／次世代育成支援の充実／生涯を通じた学びの充実とその成果の活用／効果的な行政運営／シティプロモーション・広聴活動の拡充／デジタル化の推進／広域連携の推進

序章 5 前期基本計画の見方

【目指すまちの姿】

前期基本計画において、この施策が目指すまちの姿を記載しています。

【SDGsの17のゴール】

施策を推進することで寄与する主なSDGsのゴールを示しています。

【指標（方向性）】

前期基本計画において施策の成果を明確にするために示しています。方向性を↗、→、↘で示しています。
 ↗・・・数値を上げていくもの
 →・・・数値を維持するもの
 ↘・・・数値を下げていくもの

【現状と課題】

施策に関する現状と課題を記載しています。

【行政と町民等の役割】

目指すまちの姿を実現するために、行政が行うべきこと、町民等に期待されることを記載しています。

【個別施策の展開】

目指すまちの姿を実現するための個別施策の展開方針、主な事業、取組の成果を記載しています。4桁の数字は、章、節、施策、個別施策のコード番号を示しています。

第1章 ふれあいあふれる協働のまちづくり
 第1節 協働のまちづくり

11 持続可能なまちづくり
 16 平和と正義
 17 パートナーシップ

1 町民参画の推進

◎

目指すまちの姿

地域づくりに参加する仕組みを通して住民自治が浸透し、様々な世代が活躍できる地域力の高い…

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町民討議会に参加者のうち若者の割合	25（%）	↗

指標

現状

- 地域が抱える課題や町民ニーズの多様化により、町民と行政が相互理解のもとで目的意識を…

課題

- 町政運営に、より多くの町民の声を反映する仕組みを通して、町民が町政を知り、関心を…

役割

行政

- 各種計画を策定する際に積極的に委員を公募することで、町民が政策決定過程に参画できる…

町民等

- 委員公募への応募を通したまちづくりへの積極的な参画が期待されます。

個別施策の展開

1111 様々な声が届く町民参加の仕組みづくり

展開方針

- 審議会等に広く町民の意見を反映させるため、専門的な知識を持つ委員だけでなく、公募の委員を…

主な事業

- 委員公募制度

取組の成果 町の政策決定過程や地域課題の解決に町民が参加し、町民の意見や提言がまちづくりに反映されています。



第1章

ふれあいあふれる協働のまちづくり

住民自治と協働をより深化させる取組の充実、男女共同参画社会や人権啓発の推進等、互いに尊重し合える多様性と包摂性のある共生社会を実現するまちづくりに取り組みます。



第1節 協働のまちづくり

- 1 町民参画の推進
- 2 地域力を高めるまちづくりの推進
- 3 多様性と包摂性を尊重する社会の実現
- 4 産学官連携の推進

指標名	方向性
地域活動に参加している町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 町民参画の推進

◎ 目指すまちの姿

地域づくりに参加する仕組みを通して住民自治が浸透し、様々な世代が活躍できる地域力の高いまちづくりが進んでいます。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町民討議会参加者のうち10代・20代の参加者の割合	25.0（%）	↗
町民活動センターに登録している市民活動団体数	112（団体）	↗

現状

- 地域が抱える課題や町民ニーズの多様化により、町民と行政が相互理解のもとで目的意識を共有し、地域の課題を解決していく協働を深化させ、地域力を高めるまちづくりが求められています。
- 町では町民活動センター及び町民主体で組織されている協働のまちづくり運営委員会により、市民活動^{*}を支援しています。
- 地域づくり会議を町内11地域で組織し、自分たちの住んでいる地域をよくする方策を話し合い、解決するために町に予算要望する地域予算制度を導入しています。
- まちづくりに関する様々なテーマについて、興味を持った人々が集まって話し合う町民討議会を年2回開催し、町政への町民参加と自治意識の向上、地域リーダーの育成に取り組んでいます。
- 人生100年時代を迎え、学習するだけでなく、学んだ知識や成果を地域やまちづくりに活かし、様々なかたちで社会参画や社会貢献につなぐ取組を進めています。

地域づくり会議



町民討議会



市民活動: 営利を目的とせず、広く社会を良くしていこうという目的を持って行う自発的な活動のこと。ここでの「市民」とは「市に住む人」という意味ではなく、広く積極的に社会に関わろうとする人々を指す。

課題

- 町政運営に、より多くの町民の声を反映する仕組みを通して、町民が町政を知り、関心を高めていくことが重要です。
- 協働の担い手である町民、地域コミュニティ、NPO法人、事業体等と行政が、その垣根を越えて、それぞれの立場を尊重し、対等な立場でまちづくりを提案できる機会づくりが必要です。
- 町民討議会の参加者の中からリーダー的な人材が育ち、中心的役割を果たし、町民討議会が様々な場面で自発的に開催されることが、全町的な自治意識の向上のために必要となっています。
- 生涯学習活動を支える指導者の育成・支援を計画的に進めるとともに、町民がボランティアとして活動に参加できる環境づくりが必要です。
- 学んだ知識や成果を地域やまちづくりに活かせる仕組みを充実させるとともに、地域で活躍できる人材を育成することが求められています。

役割

行政

- 各種計画を策定する際に積極的に委員を公募することで、町民が政策決定過程に参画できる機会を確保します。
- 町民の参画意識を高めるとともに、協働の指針に基づき、町民と協力して地域課題の解決や支援に取り組みます。
- 町民も公共の担い手であるという基本認識のもと、町民一人一人が自分の住むまちを考え、住みやすいまちのために行動できるよう後押しし、支える仕組みをつくります。
- 顔が見える関係づくりに向け、多世代が交流する機会や場を提供します。
- 学んだ知識や成果を地域やまちづくりに活かせる仕組みをつくり、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成します。

町民等

- 委員公募への応募を通したまちづくりへの積極的な参画が期待されます。
- 町民が地域課題の解決に向け、市民活動に積極的に参画することが期待されます。
- 町民同士の交流の機会や場を積極的に活用し、支え合い・助け合いの輪が広がることが期待されます。
- 町の現状や未来等について学び、当事者意識を持ち、行動していくことが期待されます。

個別施策の展開

1111 様々な声が届く町民参加の仕組みづくり

展開方針

- 審議会等に広く町民の意見を反映させるため、専門的な知識を持つ委員だけではなく、公募の委員を積極的に登用します。
- 地域力の向上のため、地域の課題等を地域住民が主体的に解決に導く地域予算制度の充実を図ります。

主な事業

- 委員公募制度
- 地域予算制度

取組の成果 町の政策決定過程や地域課題の解決に町民が参加し、町民の意見や提言がまちづくりに反映されています。

1112 地域で活躍する人材の育成

展開方針

- 町民討議会の運営を、リーダーとなる人材を中心とした実行委員会形式に移行し、様々なテーマ・場面での自発的な開催を促進し、全町的な自治意識の向上につなげます。
- 町民活動センターの利便性と機能向上を図り、講座や研修等の機会を充実させます。
- 若い世代の町民を対象に、町の現状や課題、未来等について考える「あみ未来塾」を開催し、地域のリーダーとして活躍する人材を育成します。

主な事業

- 町民討議会
- 町民活動センター事業
- あみ未来塾

取組の成果 町民を主体とした活動が促進され、多様な主体が手を携えながら地域で活躍しています。



2 地域力を高めるまちづくりの推進

◎ 目指すまちの姿

コミュニティ活動やイベントへの参加を通じた多世代交流が活発化し、良好なコミュニティが形成されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
まい・あみ・まつりの満足度	- (%)	↗
ふれあい地区館事業の参加者数	7,732 (人)	↗

現状

- 高齢化が進んでいる地域では、家族や家庭環境の変化に伴い、従来の地域のつながりや相互扶助の力が弱まり、行政区の果たす役割はますます重要になってきています。その一方で、行政区への加入率は減少傾向にあり、令和元年以降は8割を切っている状況です。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設の建設や修理等の費用を支援しています。
- 「町民同士のふれあいの輪を広める交流の場づくり・潤いと活力のあるまちづくり」を目標に掲げたまい・あみ・まつりは、本町最大のイベントとして発展・定着しています。
- 町内7か所にある公民館等は、地域の生涯学習の拠点施設として、人づくり・地域づくりのための「つどう」「まなぶ」「むすぶ」場を提供しています。
- ふれあい地区館事業は8つの地区に社会教育指導員を配置し、地域に根ざした支援・助言を行うことで、地域住民が主体的に運営しています。また、各地区館では、部会ごとに地域の特色に応じた魅力的な出前講座やイベントを開催しています。

行政区への加入率の推移



資料：町民活動課

ふれあい地区館事業参加者数の推移



資料：阿見町の教育

課題

- 地域住民や転入者等に対し、地域コミュニティ活動の重要性や利点等についての情報を発信し、行政区への加入を促進する必要があります。
- 団塊の世代の高齢化や60代から70代の就業率の増加により、世代のばらつきの幅が広い行政区では、特定の人々が活動を担い続けています。良好なコミュニティ活動を継続・維持していくためには、地域で活躍する担い手に、新たな世代を取り込んでいく必要があります。
- 高齢化が進んでいる地域では、社会的に弱い立場にある人の孤立対策、医療機関等へのアクセスの確保、防災・防犯体制等、住み慣れた地域で住み続けられる仕組みづくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行の経験、社会環境の変化や町民のニーズに合わせ、世代を問わず町民が楽しめるまい・あみ・まつりとなるよう、企画・運営の見直しが必要です。
- ふれあい地区館事業は、社会環境や町民のライフスタイルの変化に合わせ、地域の実情に合った運営となるよう、見直しが必要です。

役割

行政

- 社会環境の変化等に適合した地域コミュニティの活性化に向けて、行政区と連携し、地域の課題解決のための支援や協力、情報提供等を行うとともに、区長会等と連携し行政区への加入を促進します。
- 社会環境の変化や町民ニーズを踏まえ、多くの町民が楽しみ、交流する機会の場となるまい・あみ・まつりを開催します。
- 町民の交流を促進するため、交流の機会や場の充実を図るとともに、誰もが参加してみたいくなるようなイベントやニーズを踏まえた多様な講座を提供します。

町民等

- 町民一人一人が地域コミュニティの重要性・有効性を認識し、地域づくりに関心を持ってコミュニティ活動に参加することで、お互いに助けあえる友人や知人を増やすことが期待されます。
- 地域コミュニティの中心である行政区の役割を理解し、積極的に加入することが期待されます。
- まい・あみ・まつりをはじめとした各種交流イベントへの参加を通して、ふれあいの輪をつなげていくことが期待されます。
- 自身のニーズに合ったふれあい地区館活動へ、参加することが期待されます。

個別施策の展開

1121 地域コミュニティへの参加促進

展開方針

- 地域住民や転入者等に対し、地域コミュニティ活動の重要性や利点等について積極的にPRして理解を深めるとともに、区長会等と連携して行政区への加入を促進します。

主な事業

- 自治振興事業

 **取組の成果**

主体的に地域コミュニティ活動に参加する町民が増え、地域での交流が活性化しています。

1122 多世代交流の推進

展開方針

- まい・あみ・まつりに、より多くの町民が参加することで、ふれあいの輪を広め、うるおいと活力のあるまちを創出します。
- 様々なニーズを積極的に取り入れた満足度の高いイベントを開催できるよう、まい・あみ・まつり実行委員会を支援します。
- 地域の実情・ニーズに合わせた集いや学びができるよう、各ふれあい地区館において、公会堂や自治会館等で活動を行う出前講座を実施します。また、特色ある事業やイベントを通した絆づくり、地域づくりを促進します。

主な事業

- まい・あみ・まつり事業
- ふれあい地区館事業

 **取組の成果**

町民同士のふれあいの輪を広める交流の機会づくり、生涯学習を通したコミュニティ活動や仲間づくりが進んでいます。



3 多様性と包摂性を尊重する社会の実現

◎ 目指すまちの姿

一人一人が個性を認め合い、互いを尊重し合える共生社会が実現し、まちには平和を希求する機運が醸成されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
男女共同参画社会 [*] 講演会・講座への参加人数	1,052（人）	↗
審議会等における女性委員の割合	32.6（%）	↗

現状

- 共生社会とは、障害がある、ないに関わらず、女性も男性も、高齢者も子どもも、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のことです。
- 令和5年に町第4次男女共同参画プランを策定し、男女間の差別のない社会づくりの実現に向け、総合的な取組を推進しています。
- 人権が尊重される社会をつくるため、広報活動や街頭啓発、人権相談を継続的に実施するとともに、教育、福祉をはじめあらゆる分野において、国籍や性別、年齢、障害の有無等に関わらず、お互いを尊重し多様性を認め合う意識の醸成に取り組んでいます。
- ロシアのウクライナ侵攻は、戦争の悲惨さ、平和とは何かという現実を全世界に突きつけました。本町は、昭和61年に「阿見町非核平和都市宣言」を行い、生命の尊さや平和の大切さを考えてもらうための取組を実施しています。
- 予科練平和記念館は、予科練に関する貴重な資料や本町の戦史の記録を展示し、生命の大切さや戦争の悲惨さ、平和の意義を正しく継承する平和教育の拠点として多くの方が訪れています。令和5年4月には累計来館者数が60万人を超えました。
- 町内に在住する外国籍町民は、年々増加傾向にあります。本町では、町国際交流協会が中心となって、外国籍町民との交流の場の提供や中国語会話教室、英語会話教室に加え、生活相談、日本語教室等に取り組んでいます。また、姉妹都市であるアメリカ合衆国スーペリア市や友好都市である中国柳州市への中学生や町民の派遣や受入れ等を通して国際都市間交流を継続しています。

男女共同参画社会: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会講演会



出前講座



外国人登録者数の推移



資料：住民基本台帳、茨城県常住人口調査

課題

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、性の多様性を認識し、理解を深めるための取組が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した、家庭における男女の役割分担や、働きやすい職場環境づくりの推進が必要です。
- DV^{*}等の、あらゆる暴力の防止・早期発見・早期対応を図るとともに、被害者の安全・自立に向けた支援が必要です。
- 人権を尊重し多様性を認めあう共生社会の実現に向け、国や県と連携しながら人権啓発に取り組むとともに相談体制を充実させる必要があります。
- 予科練平和記念館は、展示内容をさらに充実させるとともに、近隣の戦跡等も含めたネットワークづくりを進め、来館者を増やす必要があります。
- 外国籍の町民が地域の中で安心して暮らしていけるよう、支援を行っていくことが必要です。また、小・中学校では日々の授業や学校生活において日本語の個別支援が必要な外国籍の児童生徒が増加しており、その対応が求められています。

DV: Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほかに、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離暴力など広範囲にわたる。

役割

行政

- 関係機関や団体と連携・協働し、様々な場や機会において、人権を尊重し多様性を認めあう啓発活動に取り組みます。
- 政策決定に女性の意見を反映させるため、審議会等への女性委員の登用を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、DV等被害者への適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施します。
- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重の理念の普及や人権意識の向上を図ります。
- 予科練平和記念館を平和教育の拠点とし、平和、生命、人権を尊重する教育を推進します。
- 姉妹都市・友好都市との交流を継続し、子ども同士の交流等により、異文化への理解を促進します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、町国際交流協会が中心となり、外国籍の町民が安心して暮らせるよう支援します。

町民等

- 講演会等に積極的に参加するとともに、地域や家庭において男女共同参画や人権について話し合い理解を深めることが期待されます。
- 予科練の歴史や本町の戦史を理解し、命の尊さと平和の大切さを考え、市民意識として共有することが期待されます。
- 町国際交流協会の活動に積極的に参加することが期待されます。

個別施策の展開

1131 性別に関わりなく活躍できる社会の実現に向けた取組の強化

展開方針

- 社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、町第4次男女共同参画プランの施策を推進します。
- 男女共同参画に関する学習の場の提供及び啓発活動を行うとともに、男女共同参画社会づくりに取り組む団体やグループに活動の場所や機会等を提供することで、活動が充実し交流が促進されるように支援します。
- 政策形成に関わる審議会等への委員として、女性の参画を推進します。

主な事業

- 男女共同参画推進事業
- 男女共同参画センター事業

 **取組の成果**

男女共同参画社会の実現に向けた啓発や支援が進み、誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参画する機会が確保されています。

1132 すべての人の尊厳が守られる社会の実現に向けた意識啓発活動の充実

展開方針

- 人権を尊重し、多様性と包摂性のある社会をつくるため、様々な機会を捉えて人権啓発を実施し、人権意識の向上を図ります。
- 国や県と連携し、人権に関する講演会や研修会、人権相談を実施します。
- 人権問題や人権教育に関する職員研修会に参加し、職員の意識の向上を図ります。

主な事業

- 人権問題啓発事業

 **取組の成果**

町民の人権尊重の理念が普及し、多様性と包摂性のある社会が実現しています。

1133 平和行政の推進

展開方針

- 様々な人に命の尊さと平和の大切さを自ら考えてもらうため、予科練平和記念館を拠点に、企画展や講演会等、予科練の歴史や本町の戦史に関する学習の機会を提供します。
- 中学生を広島や長崎の平和記念式典に派遣し、原爆で亡くなられた方々への追悼の意を表すとともに、その体験を各校の生徒へ発表する場を設けるなど、戦争の悲惨さ、平和の意義を正しく継承する人材を育成します。
- 予科練平和記念館の展示内容を充実させるとともに、企画展等を通して、メディアへの発信を積極的に行うことで、認知度の向上と来館者の増加を図ります。

主な事業

- 教育普及事業
- 平和記念式典派遣事業
- 予科練平和記念館事業

取組の成果

予科練平和記念館を平和教育の拠点として、予科練の歴史や本町の戦史が様々な人に正確に伝承され、平和を希求する機運が醸成されています。また、教育を通して平和の意義が正しく継承されています。

1134 多文化共生の意識が根付く社会の実現

展開方針

- 町国際交流協会と連携して、国際交流の推進を通して多文化共生社会を実現します。
- 外国籍の町民が安心して暮らせるよう、相談や意見等を把握する機会を設け、生活に係る多様な支援や町民の国際理解を深める取組を推進します。
- 姉妹都市であるアメリカ合衆国スーパーリア市と友好都市である中国柳州市へ隔年で中学生を派遣し、ホームステイを実施します。また、本町の特長を活かした交流テーマを設け、交流を深めます。

主な事業

- 国際交流推進事業
- 中学生海外派遣事業

取組の成果

多文化共生の理念が浸透し、外国籍の町民が暮らしやすく、交流が盛んなまちになっています。



4 産学官連携の推進

◎ 目指すまちの姿

大学、企業、研究機関等と連携したまちづくりが行われ、その成果が地域の問題解決や活性化に役立ち、地域の魅力として町民に理解されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
大学や研究機関等が身近にあることで住みよくなっていると回答した町民の割合	- (%)	↗

現状

- 本町には、国立大学法人茨城大学、茨城県立医療大学、学校法人東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校、学校法人霞ヶ浦高等学校等の教育機関、学校法人東京医科大学茨城医療センターに茨城県立医療大学附属病院等の医療機関が立地しています。また、福田工業団地、筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地の3つの工業団地をはじめ町内には様々な企業・研究機関が立地し、本町の大きな特長であるとともに貴重な財産となっています。
- これまでに国立大学法人茨城大学や茨城県立医療大学、学校法人霞ヶ浦高等学校、学校法人東京医科大学茨城医療センター、学校法人東京農業大学等の町内外の大学や高校と地域連携協定を結び、それぞれが持つ専門的な知識やノウハウを活用した連携事業を実施しています。
- 地域の課題解決や活性化に将来を担う若い世代の意見を活かすため、町長と学生の語る会等の学生が参画する取組を推進しています。
- 町内外の企業との連携では、商工会や工業団地に立地する企業等と意見交換の場を設けるほか、株式会社鹿島アントラーズFCや日本郵便株式会社、大塚製薬株式会社と地域連携協定を結び、地域振興及び地域活性化に取り組んでいます。

企業との包括連携協定締結



課題

- 地方分権や地方創生が進む中、行政ニーズの高度化や多様化によって変化する行政課題に対応していくため、連携事業・連携体制の一層の充実が求められています。そのためには、大学や企業等と相互に課題を共有するなどの取組によって、新たな連携の芽を積極的に見つけていく仕組みと体制の検討が必要です。
- 農業や教育、福祉、商業、観光等、多くの分野で実施している連携事業の実績や成果を地域の魅力として町民に理解してもらうことが重要です。また、産学官の連携をより効果的に進めていくために、連携の主体への町民参加について調査研究する必要があります。

役割

行政

- 行政課題を解決するために積極的に大学や研究機関等と連携します。
- 行政課題の解決に資する新たな連携分野・主体を見いだす仕組みを検討します。
- 連携事業により得られた成果を、本町の魅力として発信します。

町民等

- 大学、企業、研究機関等と町民が積極的に交流し、主体的に関わっていくことが期待されます。

個別施策の展開

1141 連携事業の推進と展開

展開方針

- 大学や企業、研究機関等との連携協定に基づき、地域の課題解決や活性化に向けた取組を推進します。
- 町や地域が抱える行政課題を積極的に提示し、事業の企画立案段階から大学や企業、研究機関等の知見を活かせる仕組みを構築するなど、新たな連携分野を見いだすための仕組みを検討します。
- 産学官連携に町民が主体的に関わることにより地域の課題を解決していく仕組みを調査研究します。
- 産学官連携により得られた成果を広報等で広く町民に発信します。

主な事業

- 大学研究機関等連携事業

➤ 取組の成果

大学や企業、研究機関等との連携により、町民がより質の高い行政サービスを受けています。

第2章

人に寄り添うまちづくり

町民の健康づくりの推進と社会保障制度の安定した運営、町民・地域・行政で支える地域福祉の推進等、高齢者や障害者、子育て世代が心豊かに住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに取り組みます。



第1節 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

- 1 安心して暮らすための健康づくり
- 2 社会保障制度の適正な運営
- 3 地域共生・地域福祉を推進するまちづくり
- 4 地域に根ざした高齢者福祉の推進
- 5 地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進

第2節 未来を担う若者を支援するまちづくり

- 1 次世代育成支援の充実
- 2 子育て世帯への経済的支援

指標名	方向性
福祉（子育て・高齢者・障害者）が充実していると感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 安心して暮らすための健康づくり

◎ 目指すまちの姿

すべての町民が安心して医療を受けられる環境のもと、町民一人一人が自身の健康に目を向け、積極的に健康づくりに取り組んでいます。



指標

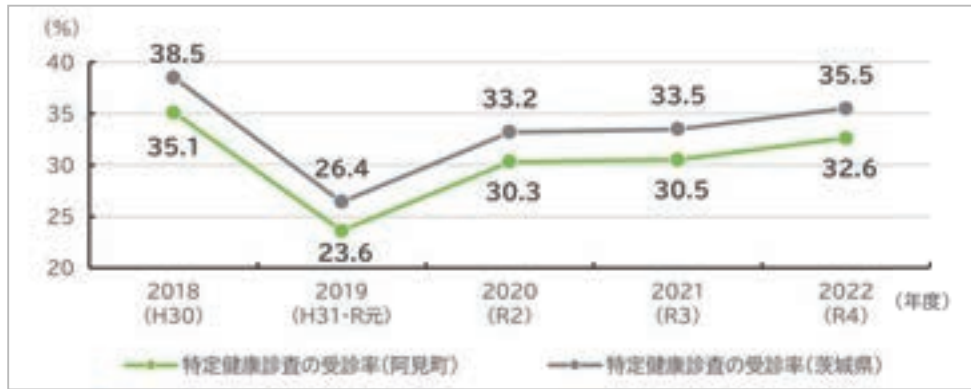
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
フレイル予防普及啓発活動の実施回数	—（回）	↗
特定健康診査の受診率	32.6（%）	↗

現状

- 「さわやか阿見 健康長寿のまちづくり」を基本理念とする「あみ健康づくりプラン21」に基づき、健康づくり事業を推進しています。令和5年度より、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を実施しています。
- 健康づくりの普及活動として、町民ボランティアと協働し、食生活改善推進事業や健康運動普及事業の地域展開を継続しています。
- 自身の体の状態を知り、疾病等の早期発見につなげるため、健康診査や各種がん検診を実施するとともに、生活習慣病予防に関する知識の普及や健診受診後の保健指導の充実に努めています。
- 国民健康保険加入者の健康の保持・増進のための町国民健康保険データヘルス計画^{*}に基づき、生活習慣病の発症や重症化予防等の保健事業を実施しています。
- 予防接種については、国の定期接種に加え、おたふくかぜや小児インフルエンザについて本町独自で予防接種費用の助成を行っています。定期予防接種は、乳幼児は高い接種率が維持できていますが、小学生以上は、乳幼児に比べると低い傾向があります。
- 感染症対策については、町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、感染症発生時には、県や稲敷医師会と連携し速やかに対応できる体制を整えています。

データヘルス計画：レセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査（特定健診）などのデータに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防などを効率よく行うための保健事業計画のこと。

特定健康診査の受診率の推移



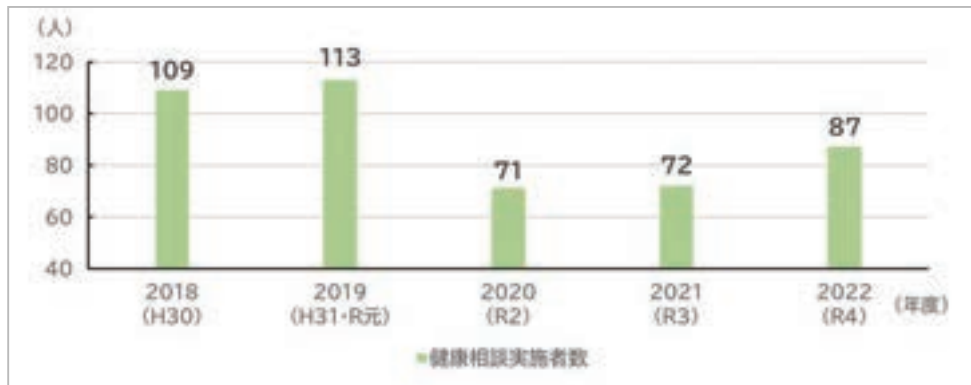
資料：法定報告値（茨城県）

各種がん検診受診率の推移



資料：健康づくり課

健康相談実施者数の推移



資料：健康づくり課

課題

- 健康寿命の延伸のため、高齢者の特性に応じた効果的な取組を実施する必要があります。
- 健康づくりに関するボランティアとして活動する食生活改善推進員、運動普及推進員等の会員や参加者の高齢化が進んでおり、活動を継続していくための新たな担い手の確保が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した健診受診者数・健康相談実施者数等を回復させるため、受診しやすい環境づくりと周知啓発に取り組む必要があります。
- 定期予防接種については、未接種者を把握し、効果的な時期に個別通知を行うことにより、さらなる接種率の向上を図る必要があります。

役割

行政

- 健康づくりや生活習慣病予防、健康意識を高める取組を進めるとともに、健康づくりに関するボランティアを育成し、その活動を支援します。
- 疾病の早期発見のため、健康診査や各種がん検診の必要性の周知を図るとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。
- 健康寿命を延ばし、本人の生活の質（QOL）を確保するため、住まい、生活支援、医療、介護、予防を一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 生活習慣病に着目した特定健康診査や特定保健指導、医療機関と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業等の充実を図ります。
- 感染症のまん延を防止するため、予防接種や感染予防対策の周知を図り、関係機関と連携して、具体的な対策を検討します。

町民等

- 健康に関心を持ち、健康診査を受診し、疾病の早期発見に努めるとともに、健康づくりのための各種教室への参加を通して、生活習慣病予防のための健康管理を積極的に行うことが期待されます。
- 感染症の発症予防や重症化防止のため、予防接種を積極的に受けるとともに、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染対策を日常生活の習慣として取り入れることが期待されます。
- 健診結果により発見された未病又は疾病を放置せずに定期的に再検査を行うとともに、特定保健指導等を積極的に受け、重症化のリスクを減らすよう行動することが望まれます。

個別施策の展開

2111 ライフステージに対応した健康づくり

展開方針

- 生活習慣病予防のため食事・運動・睡眠・口腔に関する健康づくり教室を開催します。心の健康に関しては個別相談の実施、ホームページでストレス状態のセルフチェックを促します。
- 食生活改善推進員や運動普及推進員等と協働し、生活習慣病予防や健康づくりを推進します。また、ボランティアの養成を行い、団体の活動を支援します。
- 県後期高齢医療広域連合と連携し、地域の特性や健康問題、高齢者一人一人の状況の把握に努め、健康の維持・増進に取り組みます。

主な事業

- あみ健康づくりプラン 21 推進事業
- 健康づくり事業
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業

- **取組の成果** 町民が自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組みながら、元気に生きがいを持って暮らしています。

2112 健康長寿の取組推進

展開方針

- 疾病の早期発見の重要性を周知するとともに、健康診査や各種がん検診について町民が受診しやすい体制づくりを進めます。
- 生活習慣病やその重症化を予防するため、健診結果を基に、個別に特定保健指導、健診異常値放置者対策、未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業を重点的に実施します。
- 高齢者の健康に対する自己管理意識の啓発に努めます。
- 県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者健診の受診率向上に努めます。

主な事業

- 健康診査事業
- 健康相談事業
- 特定健康診査等事業
- 疾病予防事業
- 特定保健指導事業

- **取組の成果** 健康診査等を受診しやすい体制が構築され、町民が自身の健康状態を把握し、健康保持や疾病予防に取り組んでいます。

2113 感染症対策の充実

展開方針

- 予防接種法で定められた定期予防接種対象者への接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。
- 広報紙やホームページ等を活用し、感染症予防の正しい知識の普及啓発に努めます。
- 新型インフルエンザ等の感染症発生時に有効な防疫活動ができるよう、具体的な対応策を検討するとともに、消毒薬、衛生物品等を確保・備蓄します。

主な事業

- 予防接種事業
- 感染症予防事業

➤ 取組の成果

感染症予防の知識が浸透し、予防接種率が向上するとともに、感染症発生初期に適切な対策を講じることで、まん延防止が図られています。



2 社会保障制度の適正な運営

◎ 目指すまちの姿

町民の社会保障制度への理解が深まり、必要なときに安心して医療と介護を受けることができるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
国民健康保険税の収納率	92.7(%)	↗
30日以内の介護認定決定率	45.0(%)	↗

現状

- 全国的に高齢化が急速に進む中、本町においても令和7年には65歳以上人口の占める割合が27.4%になると推計される一方、社会保障制度を支える現役世代の人口の減少が見込まれています。
- 健康保険制度の重要性について、広報紙やパンフレットの配布、ホームページ等により啓発に取り組むとともに、未納者に対する短期被保険者証の発行、滞納整理等を実施しながら収納率※向上に取り組んでいます。
- 国民健康保険税の賦課限度額は、令和5年度に104万円に達し年々上昇しています。所得に占める保険料の割合も上昇傾向にあり、負担感の増大が収納率低下の要因ともなっています。
- 本町の医療費については、脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の循環器系疾患の治療費が占める割合が高く、生活習慣病患者の増加等により、医療費が年々増加している状況です。
- 高齢化の進展に伴う後期高齢者医療制度の被保険者の増加により、医療給付費は増大しています。国では、令和4年度より窓口負担を2割に引き上げ、制度維持を図っています。
- 介護給付費は令和元年度から令和2年度が2.8%増、令和2年度から令和3年度は3.9%増となっております。
- 国民年金制度については、広報紙やホームページ等において周知することで年金受給権の確保に取り組んでいます。

※ 収納率：国民健康保険税を除く町税の収納率。

国民健康保険被保険者数の推移



資料：国保年金課

後期高齢者医療保険被保険者数の推移



資料：茨城県後期高齢者医療広域連合

要支援・要介護認定率の推移



資料：国保年金課

国民年金被保険者数の推移



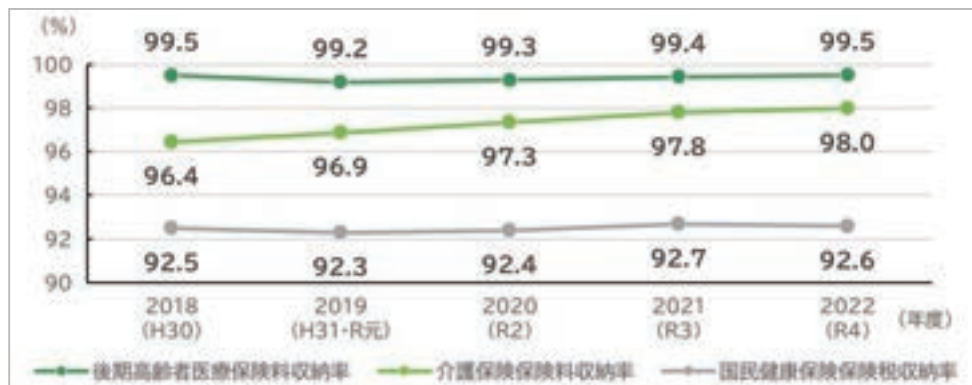
資料：年金統計情報（厚生労働省）

国民健康保険医療費の推移



資料：データヘルス計画

各種保険料（税）収納率の推移



資料：国保年金課・高齢福祉課

課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、さらなる医療費の増大が見込まれており、健康寿命の延伸により医療費の抑制を図るなど、安定した社会保障制度運営に向けた取組が必要となっています。
- 医療技術の高度化等により、一人当たりの医療費は近年特に増加しており、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度を安定的に運営できるよう効率化を図るとともに、ジェネリック医薬品[※]の利用を促進するなど医療費の適正化を図る必要があります。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。
- 少子高齢化の進展により、制度の担い手世代と年金受給者のアンバランスが生じたことで公的年金の運営状況が悪化しています。制度の正しい理解を深めるための広報活動や相談体制の充実を図る必要があります。

序論



基本構想



前期基本計画



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



ジェネリック医薬品：開発品の特許が満了した後で発売する薬品で、これまで有効性や安全性が実証されてきた薬品と同等と認められた低価格な薬品のこと。

役割

行政

- 国民健康保険に関して理解が得られるよう、分かりやすい広報活動とともに、健康診断や保健指導体制の充実を図ります。
- 頻回受診の抑制やジェネリック医薬品の推奨等に取り組み、医療費の適正化を図ります。
- 県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の周知・啓発や収納対策に引き続き取り組みます。
- 介護保険制度の健全な運営のため、適切な保険料の設定、給付の適正化、介護予防を推進し、安定した制度運営を強化します。
- 国民年金の制度や加入の重要性について正しく理解できるよう啓発を図ります。

町民等

- 社会保障制度の重要性や保険税や料の使途に関心を持ち、制度への正しい理解を深めることが期待されます。
- 日頃から健康に関心を持ち、健康を維持するため、食生活の改善や適度な運動に取り組むことが期待されます。
- 高齢者やその家族が、介護サービスに対する理解を深め、適切なサービスを利用することが期待されます。
- 若年層のうちから年金の重要性を認識し、積極的に国民年金制度に対する理解を深めることが期待されます。

個別施策の展開

2121 国民健康保険制度の健全運営

展開方針

- 保険税負担に対する理解を得るため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページ等により制度の重要性について引き続き啓発するとともに相談体制の充実に取り組みます。
- レセプト※点検等による過誤請求の発見、頻回受診の抑制やジェネリック医薬品の推奨等に取り組み、医療費の適正化に努めます。
- 短期被保険者証等の発行や滞納対策を強化し、収納率向上に取り組みます。
- 医療費の抑制や公平公正な賦課に基づき、保険税率の維持を図ります。

主な事業

- 国保税賦課事業
- 滞納対策事業

> 取組の成果

町民の理解のもと、国民健康保険制度の適正かつ健全な運営が図られ、必要な人に適切な医療が提供されています。

レセプト：診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行するもの。

2122 後期高齢者医療制度の健全運営

展開方針

- 保険料負担に対する理解を得るため、県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、広報紙やパンフレットの配布、ホームページ等により制度の重要性について引き続き啓発するとともに相談体制の充実に取り組みます。
- 短期被保険者証等の発行や滞納対策を強化し、収納率向上に取り組みます。

主な事業

- 後期高齢者保険料賦課徴収事業

- **取組の成果** 町民の理解のもと、後期高齢者医療制度の適正かつ健全な運営が図られ、必要な人に適切な医療が提供されています。

2123 介護保険制度の健全運営

展開方針

- 介護認定及び給付等の適正化を図り、介護保険制度を健全に運営します。
- 介護認定業務の効率化を図り、申請から認定結果通知までの期間の短縮化を図ります。

主な事業

- 賦課徴収事業
- 介護給付等費用適正化事業
- 介護認定事務事業

- **取組の成果** 町民の理解の基、介護保険制度の適正かつ健全な運営が図られ、必要な人に適切な介護サービスが提供されています。

2124 国民年金制度の健全運営

展開方針

- 広報紙やパンフレットの配布、ホームページ等により、老後の安定した生活基盤を築くため年金が重要であることの周知・啓発を積極的に行い、受給権の確保を支援します。
- 制度への理解や納付率を高めるため、年金相談等について、積極的に取り組みます。

主な事業

- 国民年金啓発事業

- **取組の成果** 国民年金制度に対する理解が深まるとともに、受給者の安定した生活基盤が維持されています。



3 地域共生・地域福祉を推進するまちづくり

◎ 目指すまちの姿

すべての人が地域の中で安心して暮らすことができる、いたわりと支え合いの心であふれたまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
子ども食堂の設置運営数	4（か所）	↗
避難行動要支援者登録制度の登録者数	1,849（人）	↗

現状

- 住み慣れた地域で住み続けられるまちを目指し、地域に関わる住民・団体・事業者等と行政が連携して福祉サービスの提供体制の充実に取り組んでいます。
- 社会環境の変化と多様化する福祉ニーズに対応していくためには、地域の課題を地域の力により支えあう地域福祉の重要性がますます高まっています。
- 各行政区では、様々な見守り活動や防犯・防災活動が行われ、地域の安全・安心の向上に効果を上げています。
- 子ども食堂の運営に取り組む団体が複数生まれ、多世代交流の場ともなっています。また、地域でのふれあいサロン等も増えつつあります。
- 町社会福祉協議会、民生委員児童委員[※]協議会等の各種団体の活動を支援しています。
- 近年、自然災害が多発化・激甚化する中であって、誰一人取り残さないための地域の連携体制の構築がますます重要となっています。

民生委員児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人のこと。
民生委員の多くは児童委員を兼ねる。

子ども食堂



民生委員児童委員の活動



課題

- 少子高齢化・核家族化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。こうした社会環境の変化等により地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 子ども、高齢者、障害者といった対象者に応じて提供される福祉サービスだけではなく、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取組が求められており、公的サービスだけでなく、民間によるサービスも含めて十分に連携を取りながら、総合的にサービスを提供していくことが求められています。
- 単身高齢者や障害者等、ごみ出しが困難な人への支援が必要となっています。
- 子ども食堂の重要性が認識されており、町内全域で子ども食堂が開設されることが求められています。また、子ども食堂の運営に必要な資金、食材とその保管場所の確保等の支援が必要です。
- 民生委員・児童委員の活動内容の多様化等により委員の負担が増加しており、なり手不足解消に向けた取組が必要です。
- 高齢者等の避難行動要支援者を確実に把握し、災害時において円滑かつ迅速に避難できる組織体制づくりが必要です。

役割

行政

- 地域の福祉ネットワークづくりが促進されるよう、地域住民やボランティア団体の活動を支援します。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、自ら希望する自立した日常生活を安心して送れるように相談体制を強化します。
- 地域福祉に対する町民の理解と関心を高めるための広報・啓発を行います。
- 民生委員・児童委員のなり手不足の解消を図ります。
- 高齢者等の避難行動要支援者に対する避難・支援体制の充実を図ります。

町民等

- 子どもの居場所づくりとして、地域で子ども食堂の開設・運営を行うことが期待されます。
- 地域における民生委員・児童委員の活動を理解し、協力することが期待されます。
- 日常生活の中で地域福祉への関心を高め、隣近所での支え合い・助け合いを心がけ、地域のつながりや見守り力を高めることが期待されます。
- 地域福祉活動の担い手となれるよう、福祉ボランティア活動や講座等への積極的な参加が期待されます。
- 災害時の地域のつながりやお互いの助けあいの大切さを認識し、地域で話し合い、助けあいの仕組みづくりに取り組むことが期待されます。

個別施策の展開

2131 必要な支援を届ける仕組みづくりの推進

展開方針

- 地域の福祉ネットワークづくりを推進します。
- 関係機関と連携し、地域福祉活動の担い手の育成に向け、福祉やボランティアに関する啓発と活動支援を行います。
- 単身高齢者や障害者等、ごみ出しが困難な人へ支援を行います。
- 小学校区単位（旧実穀小学校、旧吉原小学校区を含む。）での子ども食堂の開設を目指します。また、運営者の運営資金、食材の調達と保管場所の確保等を支援します。
- 成年後見制度^{*}に関する相談や制度の利用を支援する成年後見サポートセンターの設置を検討します。

主な事業

- 地域福祉推進事業
- ごみ出し支援事業
- 子ども食堂事業

➤ 取組の成果

地域の福祉ネットワークが構築され、町民がお互いに連携して助けあっています。

成年後見制度：精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為を行う制度のこと。

2132 多様な主体が協働する仕組みづくりの推進

展開方針

- 福祉に関する講座、研修会等の学習機会を充実し、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動となるよう、町社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等との連携を強化し、民生委員・児童委員が担う役割を明確にし、地域福祉を推進します。

主な事業

- 民生委員児童委員協議会事業
- 社会福祉協議会助成事業

 取組の成果

町社会福祉協議会と連携した福祉体制が充実するとともに、民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として生き生きと活躍し、誰もが安心して暮らしています。

2133 災害弱者を支える仕組みづくりの推進

展開方針

- 避難行動要支援者の情報を正確に把握し、民生委員・児童委員や行政区・自主防災組織^{*}等と共有することにより、災害時の避難支援に活用します。
- 要支援者一人一人に対し、必要な支援が実施できる体制を整えます。

主な事業

- 要援護事業

 取組の成果

災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できる体制が構築されています。



4 地域に根ざした高齢者福祉の推進

◎ 目指すまちの姿

すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で心豊かに暮らすことができるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
認知症サポーターの養成者数	218(人)	↗
介護保険サービスの利用率	89.3(%)	↗

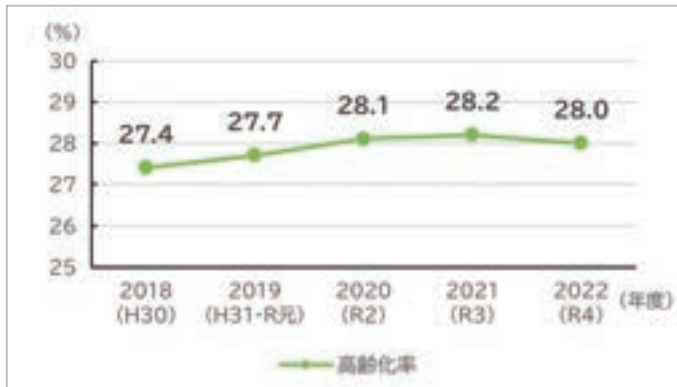
現状

- 令和5年5月時点では高齢者人口は13,769人、高齢化率は28.0%で、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢化の進展に伴い、要介護認定者は年々増加しています。認知症高齢者の推移も増加を続けており、令和元年は1,541人で、高齢者人口の約1割、要支援・要介護認定者の約7割に達しています。また、単身高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しています。
- 単身高齢者等が安全で安心できる生活環境を確保するため、緊急通報装置[※]の貸与やエアコンのない世帯への購入補助を実施しています。
- レクリエーション活動等の交流の機会づくりを支援し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。
- 移動手段がないなど、日常的に買物が困難な高齢者を支援するため、町内事業者協力のもと移動販売を令和2年2月より実施しています。令和5年4月時点では、移動販売車2台により42行政区75か所で実施しています。
- 地域が一体となり高齢者一人一人が健康で、生きがいを感じ、楽しく、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるように、住まい、生活支援、医療、介護、予防のサービスを一体的に提供し、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム[※]の構築を推進しています。
- 令和5年3月時点の高齢者の介護保険サービス利用率は89.3%となっており、平成30年から3.7%の増となっています。

緊急通報装置：自身で緊急ボタンを押すペンダント型発信器（手動通報）、及び24時間の動作確認センサー（自動通報）による見守りシステムのこと。

地域包括ケアシステム：在宅の介護や生活支援を必要とする方に対し、一人一人に最も適するよう保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組みのこと。

高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

認知症サポーター養成講座



移動販売



シルバークラブ



課題

- 単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症等の様々な状態にある高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制を充実させる必要があります。
- 高齢者の尊厳が守られ、地域で安心して暮らすことができるように高齢者虐待を早期発見・早期対応するための体制の強化、介護者等の負担軽減による発生防止に取り組む必要があります。
- 増加する認知症高齢者等の支援のため、成年後見制度の利用促進等の支援に取り組む必要があります。
- 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、ハローワーク、町シルバー人材センター等と連携し、就労支援に取り組む必要があります。
- 高齢者自身が見守り等の生活支援の担い手となり、生きがいと役割づくりによる互助を推進することが介護予防の観点からも重要となっています。
- 健康寿命の延伸のために、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施することが重要です。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護サービスを一体的に提供するための体制構築等を、稲敷医師会と多職種協働で取り組む必要があります。

役割

行政

- 地域の高齢者の相談体制を充実させ、介護保険サービス等の利用促進及び地域支援事業の充実を図ります。
- 高齢者虐待を早期に発見し、高齢者の安全と人権の確保を図ります。
- 地域活動や就労活動等の高齢者の社会参加を促進し、生き生きと活動できる地域づくりに取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域において日常生活を継続できるよう、介護サービスの利用を促進し、家族の介護負担の軽減を図ります。
- 介護予防及び生活支援のための地域における人材育成に取り組みます。

町民等

- 高齢者は、家に引きこもることなく、社会参加を継続することが期待されます。
- 介護予防の取組や健康的な生活習慣の実践を積極的に行い、自ら健康の保持に取り組むことが期待されます。
- 介護が必要な状態となっても、適切に介護サービスを受けることにより、自立と悪化防止に努めていくことが期待されます。
- 地域ぐるみで高齢者を虐待から守る機運の醸成と、未然防止や早期発見につなげる行動が期待されます。

個別施策の展開

2141 高齢者の生活支援の推進

展開方針

- 高齢者が生活支援サービスについて理解を深め、適切なサービスを選択できるよう、広報紙等により町民に分かりやすく周知するとともに相談体制の充実に取り組みます。
- 単身高齢者等の急病時等に、迅速かつ適切な対応が取れるよう、見守り体制の充実に取り組みます。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 高齢者虐待を早期発見・早期対応するための体制づくりを進めるとともに、介護サービスの利用促進等により、介護者等の負担軽減と高齢者虐待の発生防止を図ります。
- 高齢者の熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンのない高齢者宅へのエアコン設置費用の一部を補助します。
- 買物や公共交通の利便性が低い地域に対する移動販売車による買物支援を継続するとともに、定期的に地区の要望を把握し、運行ルート等の見直しを行います。

主な事業

- 緊急通報システム整備事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 高齢者世帯エアコン購入費等補助事業
- 生活環境づくり支援事業

 取組の成果

高齢者が生活に必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域で安心して生活を送っています。

2142 生きがいづくりの推進

展開方針

- シルバークラブの組織づくりと活性化を支援し、高齢者の活動の機会づくりを推進します。
- 老人福祉センター「まほろば」の適切な管理運営を行います。また、利用実態を踏まえた将来的な施設の在り方の検討を行います。
- 豊かな経験と知識を持った高齢者と人手不足の悩みを抱える企業等とのマッチング機能を果たす場をハローワークと共催で提供します。

主な事業

- 福祉センター運営事業
- シルバー世代の就労拡充事業

➤ **取組の成果** 高齢者が社会参加や地域活動を通して、生きがいを感じながら自立した生活を送っています。

2143 安心して暮らせる地域づくり

展開方針

- 地域の医療・介護の関係者が連携し、包括的、継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
- 地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、多職種連携による地域において医療・介護関係者等の顔の見える関係を構築します。
- 地域ケア会議を開催し、高齢者の課題解決、介護支援専門員の実践力向上、地域支援体制の構築を図ります。
- 認知症初期集中支援チームにより、認知症又は認知症が疑われる人やその家族に対し、早期診断・早期対応を支援します。
- 認知症地域推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する体制を構築します。
- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援する認知症カフェを開催します。
- 認知症の正しい知識の普及啓発、認知症サポーター^{*}の養成に取り組み、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

主な事業

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 地域ケア推進事業
- 認知症総合支援事業

➤ **取組の成果** 高齢者が住み慣れた地域で様々な人に見守られながら健康で安心した生活を送っています。

認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講した人のこと。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う。

2144 介護保険サービスの充実

展開方針

- 65歳到達者に対し、丁寧に制度説明を行い、介護保険制度の正しい理解を深め、適切なサービスの利用を促進します。
- 3年ごとに策定する町介護保険事業計画に基づき、多様化する支援ニーズに即した質の高い介護サービスを提供します。

主な事業

- 介護保険事務事業
- 介護サービス給付事業

 取組の成果

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、必要なときに適切なサービスを受け、安心して日常生活を送っています。

2145 介護予防事業の推進

展開方針

- 高齢者の介護予防を促進するため、生活機能の維持・向上を目的とした訪問型サービス事業及び通所型サービス事業に取り組みます。
- 要支援者等の多様なニーズに対応するため、専門的なサービスに加え、町民主体の支援等を含めた多様なサービスを総合的に提供します。
- 転倒・認知症予防教室を開催し、知識の普及を図ります。
- シルバーリハビリ体操指導士会等のボランティアによる介護予防教室を支援します。
- 介護予防や生活支援のボランティアを行うための知識を有し、地域のボランティアリーダーとして活躍する人材を養成し、その活動を支援します。

主な事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業

 取組の成果

自発的な介護予防が地域の活動として浸透し、高齢者が生き生きとした生活を送っています。



5 地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進

◎ 目指すまちの姿

すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
相談支援件数	5,690（件）	↗
就労訓練支援のサービス利用者数	240（人／月）	↗

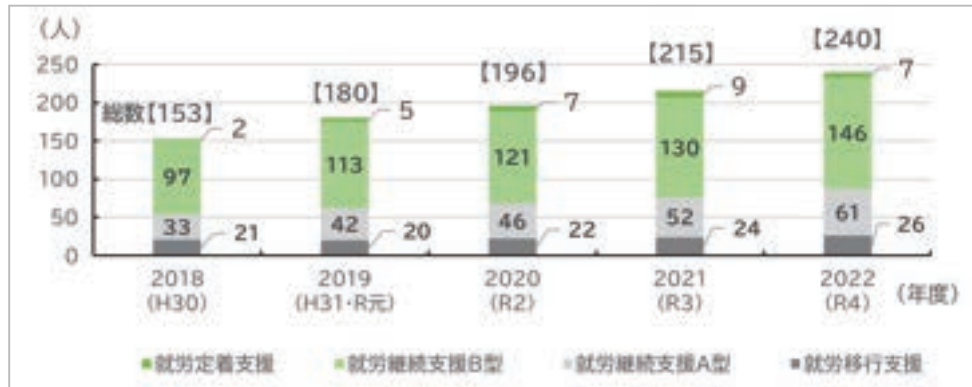
現状

- 日本は、平成26年に障害者権利条約を批准しました。障害者総合支援法[※]の施行及び児童福祉法の改正により、障害者・児支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図るなどの法的整備が進んでいます。
- 障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のための必要な援助を行っています。
- 町障害福祉計画・町障害児福祉計画に基づき、福祉施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実等、7つの成果目標を設定し、安定的な障害福祉サービスの提供を推進しています。
- 障害者の社会参加の拡充等を図るため、障害者優先調達推進法[※]に基づく優先調達に取り組んでいます。

障害者総合支援法：正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者優先調達推進法：正式名称は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。

就労訓練支援サービス利用者数の推移



資料：社会福祉課

課題

- 相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進が必要です。
- 地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援を行うほか、専門性を活かし、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターの設置が求められています。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病・発達障害等、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 障害者や家族の高齢化が進み、これからは十分な支援を受けることが困難な障害者が増えることが見込まれます。自立生活のための訓練の場の提供等により障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障害者の地域社会への参加を促進するため、雇用・就労支援の拡充が求められています。

役割

行政

- 障害者に対する相談支援体制の充実を図るとともに、保健・医療、学校、社会福祉法人、NPO法人等と協力してネットワークを構築し、障害の特性に応じた相談、サービス、介護者への支援体制の充実を図ります。
- 障害者雇用と就労の支援を図るとともに、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講じます。
- 障害や障害者への理解等を深めるための啓発活動等を通して、障害者を地域で支援する意識を高めます。
- 障害者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、地域全体で障害者を支える体制づくりを進めます。

町民等

- 障害者を支援するネットワーク活動等に積極的に参加することが期待されます。
- 障害や障害者への理解を深め、障害者が暮らしやすい環境づくりを地域全体で協力して推進することが期待されます。
- 障害者福祉に関する専門的サービスを提供できる社会福祉法人やNPO法人が、積極的なPRを行い、継続的な知識・技術向上を図ることが期待されます。

個別施策の展開

2151 多様なニーズに対応した生活の支援

展開方針

- 地域自立支援協議会や関係機関と連携し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために必要とされる福祉サービスの量の確保と質の向上に努めます。
- 各種医療費等の助成を行い、障害者及び介助者の経済的負担の軽減に努めます。
- 障害者の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を促進するための支援体制の充実を図ります。
- 様々な課題を抱え支援を必要とする障害児への対応を行う児童発達支援センターの設置を検討します。
- 基幹相談センターを中核とした総合的・専門的な相談支援体制を確立します。
- 各医療機関の協力を得ながら医療福祉制度の情報提供・相談の場を増やすとともに、引き続き広報紙やホームページ等により制度の周知・啓発に取り組みます。

主な事業

- 地域生活支援事業
- 自立支援医療給付事業
- 移動支援事業
- 医療福祉費助成事業

 取組の成果

障害者が必要な支援やサービスを受けながら、社会参加が促進され、地域の中で安心して生活しています。

2152 地域で暮らし続ける仕組みづくりの推進

展開方針

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種地域生活支援を充実させ、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援します。
- 事業所における障害者雇用の促進、農福連携等の地域資源を活用した福祉的就労の場の拡充を目指します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品等の調達を行い、障害者の経済面の自立を進めるための取組を推進します。
- 聴覚や発話等の障害により、音声での緊急通報が困難な方向けのサービスである「Net119」の周知・啓発に取り組みます。

主な事業

- 障害者介護給付事業
- 障害者訓練等給付事業

 取組の成果

障害者が地域社会の一員として自立した生活を送っています。



1 次世代育成支援の充実

◎ 目指すまちの姿

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援により安心して子育てできる環境づくりが進められ、子育て世代から選ばれるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
待機児童数	0（人）	→
すくすく広場・育児講座・講習会等の利用者数	3,125（人）	↗

現状

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月にこども家庭庁が設立されました。
- 町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進しています。
- 近年の保育ニーズの増加に対応するため、町有地を活用して民間保育施設を誘致し、令和4年4月に150人定員の私立保育園を開設しました。これにより、待機児童0人を達成しましたが、働く女性の増加や子育て世代の転入増加等により保育需要の増加は続いています。
- 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、従来の一時的保育、延長保育、病後児保育等に加え、令和3年4月より学校法人東京医科大学茨城医療センター内に病児保育を実施する「たんぼぼ保育室」が開設されました。
- 子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時に専門職による全数面談を行うなど、妊娠期から顔の見える関係を構築し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施しています。
- 令和4年度に設置した子ども家庭総合支援拠点では、専門職を配置し、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携して、特に要支援児童及び要保護児童等への支援を行っています。
- 児童虐待等の相談件数は年々増加しており内容も複雑化・多様化しています。児童相談所等関係機関と連携を密にし、情報共有を図るとともに、研修への参加等、職員のスキルアップに取り組んでいます。

うごく児童館



保育所入所園児数の推移



資料：子ども家庭課

子育て支援アプリ



課題

- 宅地開発が進む荒川本郷地区では、今後も子育て世帯の転入等が見込まれています。増加する保育需要に対応できる受入枠を確保し、子育て環境の充実を図るため、保育士の確保、既存保育施設の定員枠の拡大、新たな保育施設の開設の検討が必要となっています。
- 中郷保育所敷地内にある「地域子育て支援センター」は、利用者の増加により手狭となっています。
- 保育に加えて看護が必要な児童が増えており、地域子ども・子育て支援事業の保育サービスを提供するためには、通常保育に当たる保育士のほか、対応する保育士の確保が必要です。新たに事業を実施する施設の増加等、多様な保育ニーズに対応するため、事業のさらなる充実を図る必要があります。
- 児童虐待等の相談内容が年々複雑化・多様化しており、関係機関との連携を強化し、より包括的な支援を行う必要があります。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、支援体制を強化する必要があります。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている「ヤングケアラー」を把握し、支援する体制を構築する必要があります。
- 子育て世帯の多様なニーズに対応し、さらなる子育て支援施策の充実を図るための体制づくりと拠点となる施設整備が必要となっています。

役割

行政

- 増加する保育需要、多様化する保育ニーズに対応した、利用しやすい保育サービスを提供します。
- 町子ども・子育て支援事業計画に基づき、関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を計画的・総合的に推進します。
- 「子どもを持つハードル」を高いと感じさせないような安心感が持てる取組を推進します。
- 保護者が安心して働ける環境づくりに向けて、企業理解の促進や雰囲気醸成に取り組めます。
- 児童虐待、生活困窮、ヤングケアラー等子どもに関わる様々な相談に対応できる体制を構築し、関係機関と連携しながら、児童福祉の健全化を図ります。
- 妊娠期から子育て期にわたり必要とされるサービスが切れ目なく提供できるよう、支援と体制の充実を図ります。

町民等

- 町が取り組む子育て支援体制づくりに協力するとともに、ボランティアとして子育て支援に参加することが期待されます。
- 地域ぐるみで子育て世代を応援し、子育てへの理解と協力が期待されます。
- 児童虐待等、子どもの健康・安全、そして人権に関わる問題を、身近な問題として認識し、地域ぐるみで子どもを守る機運の醸成と、未然防止や早期発見につなげる行動が期待されます。
- 子育てサークル等の活動に積極的に参加し、交流の輪を広げることが期待されます。

個別施策の展開

2211 安心して預けられる保育施設やサービスの充実

展開方針

- 待機児童ゼロを維持するため、保育需要に合わせた民間保育施設の誘致等を検討します。
- 保育士の離職防止と人材確保のための処遇改善等に努めます。
- 多様な保育需要に対応するため、各種保育サービスの充実を図るとともに、子育て世帯が安心して働ける環境づくりを推進します。

主な事業

- 保育施設入所事業
- 一時保育事業
- 延長保育事業
- 障害児保育事業
- 病児保育事業

➤ 取組の成果

保育を必要とする保護者が安心して子どもを預けることができ、仕事と子育てが両立した生活が送れています。

2212 ニーズに対応する支援体制の充実

展開方針

- 子育て世代が気軽に集い、交流・相談できる施設として、子育て支援総合センターを整備し、妊産婦や乳幼児の保護者、育児の悩みを抱えた保護者等を、こども家庭センターと連携して支援します。
- 育児中の親子や新しく転入してきた親子が交流・相談ができる「すくすく広場」の充実を図ります。
- すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、行政、関係機関、地域が一体となって子育て世帯をサポートするネットワークづくりを促進します。
- 児童館サークル活動の充実とともに、「うごく児童館」について、地区公民館等を中心とした活動を充実させます。

主な事業

- 子育て支援総合センター整備事業
- 地域子育て支援センター事業
- 児童館施設運営費

 **取組の成果**

子育て支援総合センターを中心とした包括支援体制が構築され、子育て世帯への情報提供や交流・相談ができる場が充実しています。

2213 子どもを守る取組の推進

展開方針

- 多様化、複雑化する相談内容に対して、きめ細かな支援ができるよう、児童相談所との連携を密にし、情報を共有するとともに、研修への参加等、職員のスキルアップに取り組めます。
- こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談・支援体制の強化を図ります。
- 児童虐待を未然に防止するとともに、関係機関、地域と一体となって、児童虐待、生活困窮等の早期発見と早期対応に努めます。

主な事業

- 要保護児童対策事業

 **取組の成果**

すべての子どもが地域の中で見守られ、心身ともに健やかに育っています。

2214 妊娠期から支援する取組の推進

展開方針

- 地域の関係機関と連携しながら、母子保健サービスの充実と包括的な支援体制の強化を図ります。
- 乳幼児健診や相談支援事業を通して、一人一人に寄り添った支援を行い、親子が健やかに過ごせるよう支援します。
- 母子保健法に基づき、健やかな妊娠期・出産・子育て期を過ごせるよう、切れ目のない支援を行います。
- 子育て支援アプリを導入し、健康管理に役立つ情報や子育てに役立つ情報を随時配信します。
- 安心して出産・育児ができるよう、産後ケア等の必要に応じた支援の充実を図ります。

主な事業

- 母子保健事業
- 子育て世代包括支援センター事業

> 取組の成果

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援によって、母子ともに健康な生活を送っています。



2 子育て世帯への経済的支援

◎ 目指すまちの姿

家庭の経済状況等に関わらず、安心して子育てができるまちになっています。



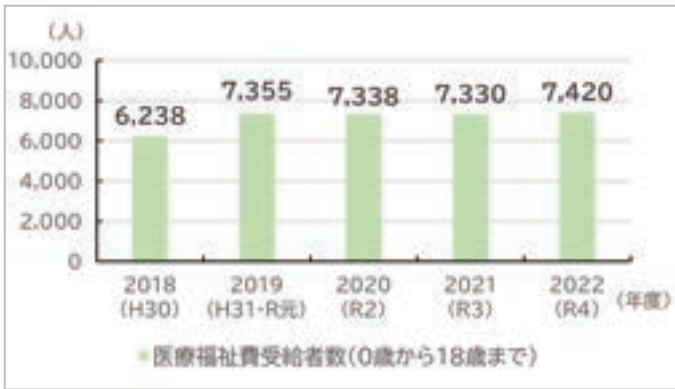
指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
ランドセルの無料配布率	95.7(%)	↗
医療福祉費制度の周知の種類	4(件)	↗

現状

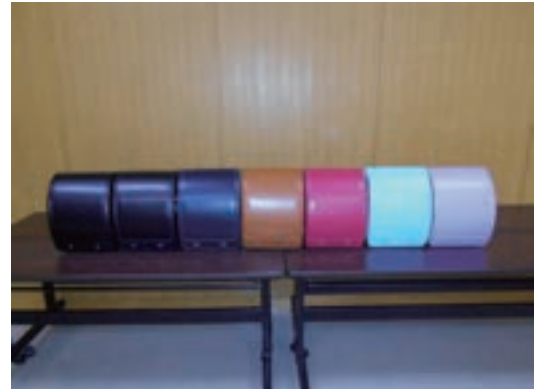
- コロナ禍がもたらした経済へのダメージや近年の物価高騰により、子育て世帯の経済的負担が増加しています。
- 厚生労働省の発表では、7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。家庭の事情により成長に必要な生活環境や教育の機会が十分に得られない子どもたちへの支援が求められています。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費の第3子以降無償化を実施するとともに、第3子以降の新生児を持つ世帯に20万円の出産祝金を支給しています。
- 小児に関わる医療費の家計負担を軽減するため、医療費無料化の対象年齢を、平成30年10月より18歳にまで拡大しています。
- 医療福祉制度に該当となるすべての人が医療費の助成を受けられるよう、広報紙やホームページ等を活用し、制度の周知や啓発に取り組んでいます。

医療福祉費受給者数（0歳から18歳まで）



資料：国保年金課

小学校新入生入学祝い品（ランドセル）



課題

- 生まれ育った家庭の経済状況等に関わらず、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されるよう、公的支援を充実させるとともに、地域社会全体で子育て世帯を応援する仕組みづくりが必要です。
- 支援制度を継続・充実していくための財源の確保が課題です。また、医療費の負担軽減が、不要な治療等の増加につながることはないよう、適切な制度利用を促進するための周知・啓発に取り組む必要があります。

役割

行政

- 子どもが健やかに成長し、安心して教育等を受けられるよう、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。
- 出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給等により、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 支援を必要とするすべての家庭に必要な支援が行き渡るよう、情報提供の充実を図ります。

町民等

- 医療費の助成制度について理解し、不要な受診を控えるとともに、疾病を予防し、健全な生活を送るため、健康管理に対する意識を持つことが期待されます。

個別施策の展開

2221 保護者負担の軽減

展開方針

- 児童手当、児童扶養手当の支給、各種貸付制度等を通して、子育て世帯を支援します。
- 給食費無料化の対象を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 第3子以降の新生児を持つ世帯に、出産祝金を支給します。
- 小学校に入学する児童に、ランドセルの贈呈を行います。
- 中学校等に入学する生徒に、学校用衣料品等購入時の補助を行います。

主な事業

- 給食費無料化拡大事業
- 第3子以降出産祝金支給事業
- 小学校新入生入学祝い品事業
- 中学校新入生入学祝い品事業

 取組の成果

子育て世帯が必要な支援を受け、子どもが健やかに成長し、安心して教育を受けています。

2222 医療費助成による子どもの健康維持増進

展開方針

- 子育て世帯の医療費等の負担を軽減し、支援を充実させるため、少子化等の社会情勢や国・県等の動向を注視しながら制度の充実を図ります。
- 医療福祉制度について各医療機関の協力を得ながら、町民への情報提供・相談の場を増やすとともに、引き続き、広報紙やホームページ等により制度の周知・啓発に取り組みます。

主な事業

- 医療福祉費助成事業

 取組の成果

子育て世帯の医療費の負担軽減等の制度が充実し、すべての子どもが安心して必要な医療等を受けることができます。

第3章

心を育むまちづくり

地域社会と一体となった子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の推進、すべての町民の多様な学びの機会やスポーツに親しむ環境の充実、文化芸術活動の推進と歴史資産の保全・活用等、人を育み、町の貴重な文化、歴史を次世代に継承するまちづくりに取り組みます。



第1節 豊かな学びが育む人づくり

- 1 質の高い学校教育の推進
- 2 児童生徒の安全確保と心身の健康増進
- 3 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用
- 4 地域で育てる教育体制の充実
- 5 誰もが楽しむことができるスポーツの推進
- 6 豊かな文化の継承と文化財の活用

指標名	方向性
教育環境が充実していると感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 質の高い学校教育の推進

◎ 目指すまちの姿

すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」による教育が進んでいます。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
児童生徒の授業理解度（外国語）	76.0（%）	↗
児童生徒の学校の満足度	82.0（%）	↗

現状

- 小・中学校の連携を推進することにより、子どもの発達や学びの連続性を保障し、子どもたちが将来に夢と希望を持ち、その実現に向かって着実に進んでいけるよう資質・能力の育成に努めています。
- 本町全体の児童生徒数は近年横ばいとなっている一方で、若い世代の転入が続いている朝日中学校区では児童生徒数が急増しています。
- 君原小学校は、令和2年4月から、町内全域から通学できる小規模特認校制度を導入し、少人数教育によるきめ細かな指導や特色ある教育に取り組んでいます。
- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本町においても年々増加しています。町教育相談センターでの相談員による支援をはじめ、中学校に不登校支援教室を設置するとともに、本町独自でスクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※を配置し、相談・支援体制を強化しています。
- 学校・保護者・地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール※が令和3年度よりスタートし、拡充を図っています。

スクールカウンセラー：臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。

スクールソーシャルワーカー：児童生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒及び保護者の支援を行う人のこと。福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図る。

コミュニティ・スクール：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための効果的な仕組みのこと。

地区別児童生徒数の推移（阿見中学校区）



資料：阿見町の教育

地区別児童生徒数の推移（朝日中学校区）



資料：阿見町の教育

地区別児童生徒数の推移（竹来中学校区）



資料：阿見町の教育

英語プレゼンテーションフォーラム



ICTを活用した授業



コミュニティ・スクール活動



課題

- 配慮の必要な児童生徒の状況に適した切れ目のないきめ細かな対応ができるよう、小・中学校に幼・保を加えた連携体制の強化が必要です。
- 特別支援学級において専門的な指導ができる教職員の数が不足しています。
- グローバル化や情報化社会に対応できる人材の育成を図るために、外国語教育やICT教育の充実を推進する必要があります。
- 部活動の地域移行、学校行事の精選、スリム化等を推進し、教職員の長時間労働の是正と負担軽減を図ることで、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保することが急務となっています。
- 荒川本郷地区の児童生徒数の急増により、今後学校規模を超え教室が不足することが想定されることから、児童生徒数の推移を踏まえた対策を講じる必要があります。
- 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、小・中学校や教育相談センターにおける不登校児童生徒への様々な支援の充実が求められています。
- 子ども会活動、ふれあい地区館活動等の子どもたちの成長を支える活動に、より多くの地域住民が参加しやすい体制を充実させる必要があります。

役割

行政

- 児童生徒が主体的に学び、思考力、判断力、表現力を身に付け、確かな学力が定着するよう、教師の授業力の向上・指導力の向上に努めます。
- 教職員の働き方改革を進め、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保します。
- 児童生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導を充実します。
- 地域や学校区の実情に合った教育環境の充実を図ります。
- 児童生徒が抱える様々な課題や問題に対応できるよう、児童生徒指導体制の充実に努めます。
- 学校と保護者・地域住民が力をあわせて学校の運営に取り組むことのできるコミュニティ・スクールの拡充に努めます。

町民等

- 家庭・地域において児童生徒が主体的に学び、思考力、判断力、表現力を身に付けることができるよう努めることが期待されます。
- 学校と地域が一体となって子どもたちを育む重要性を理解し、学校を支援するボランティアとして活躍することが期待されます。
- 障害や障害者への理解を深め、障害のある児童生徒とその家族を地域全体で支えることが期待されます。
- 家庭・地域においても「いじめは絶対許さない」という意識を共有し、兆候を把握した際は迅速に対応することが期待されます。
- 地域住民や団体等が、子どもの安全・安心な居場所づくりに積極的に参加することが期待されます。
- 学校と保護者・地域がともに子どもたちの成長や学びを支えることの重要性を理解し、教育活動へ積極的に参加することが期待されます。

個別施策の展開

3111 時代に合った確かな学力を育成する教育の推進

展開方針

- 小学校の外国語活動の授業に外国語指導助手（ALT）を派遣します。また、小学校ではタブレット端末^{*}の対話型英会話アプリを活用し、中学校では英語プレゼンテーションフォーラムを開催します。
- 小学校に専科教員を配置し、主に高学年において、教科担任制を推進します。
- ICT^{*}機器の積極的な活用やオンライン学習ソフトの活用により、教育のデジタル化を積極的に推進します。

主な事業

- 英語教育推進事業
- 小学校専科教員配置事業
- ICT活用推進事業

取組の成果

外国語教育の充実、教育のデジタル化、教科担任制が進み、多文化への理解、情報モラル、学びへの興味・関心が生まれ、確かな学力が定着しています。

3112 学校の働き方改革と教職員の支援

展開方針

- 教職員の指導力の向上に向け、研修会等への参加を促進するとともに、本町の授業スタンダード（課題提示の工夫、学習内容の振り返り等）による授業改善を推進します。
- 教職員が授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材の整理等を行う学校サポーターの配置を推進し、教職員の支援体制の充実を図ります。
- 部活動の地域移行や学校行事の精選、スリム化を推進し、教職員の長時間労働の是正と負担軽減を図ります。
- 小・中学校におけるICT機器を活用した授業へのICT支援員の配置を推進し、教職員の支援体制の充実を図ります。

主な事業

- 教師の働き方改革推進事業
- ICT支援員配置事業

取組の成果

部活動の地域移行、学校サポーター、ICT支援員等、様々な取組により教職員の働き方改革が進み、子どもたちと向きあう時間が確保されています。

タブレット端末：タブレット（平板）型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されているパソコンのこと。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。

ICT：Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT（Information Technology）」とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。

3113 特別な支援を必要とする児童生徒の教育の推進

展開方針

- 小・中学校、幼稚園、保育所等の関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導と相談体制の充実に努めます。
- 個別の支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて特別支援教育支援員*を配置します。
- 特別支援教育に係る教職員の理解を促すため、美浦特別支援学校の巡回相談の積極的な活用を図ります。

主な事業

- 特別支援教育支援員配置事業
- 専門家派遣事業

➤ **取組の成果** 支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した、きめ細かな指導が行われています。

3114 安定した質の高い教育の提供

展開方針

- 人口増加地区においては、児童生徒数の急増による教室不足を回避するため、児童生徒数将来推計を踏まえ、必要な校舎の増改築を行います。
- 教育相談センターと小・中学校との連携を強化し、不登校児童生徒への支援の充実に努めます。
- 不登校、虐待、ヤングケアラー等の問題解決を図るため、県派遣のスクールカウンセラーに加え本町独自のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、一人一台タブレット端末を活用したオンライン相談窓口を開設し、教育相談体制の充実に努めます。

主な事業

- 学校施設整備事業
- スクールカウンセラー配置事業
- スクールソーシャルワーカー配置事業

➤ **取組の成果** 地域の実情に即した適正な学校規模が実現しています。また、不登校等の児童生徒が抱える様々な問題にきめ細かに対応できる相談・支援体制が整っています。

*特別支援教育支援員：発達障害またはその傾向がある児童生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援などを行う人材のこと。

3115 学校、家庭、地域等の連携の充実

展開方針

- 学校・保護者・地域が一体となって、特色ある学校づくりを進めていけるよう支援します。
- 学校の抱える諸問題の解決や児童生徒の望ましい成長をより一層支援するために、学校と保護者・地域が学校運営の目標・ビジョンを共有し、共に力を合わせて学校運営に取り組めるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を拡充します。

主な事業

- コミュニティ・スクール事業

 **取組の成果**

学校運営に地域の声が活かされ、地域と一体となった特色ある学校づくりが進んでいます。

序論



基本構想



前期基本計画



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編





2 児童生徒の安全確保と心身の健康増進

◎ 目指すまちの姿

快適で安全・安心に学べる教育環境の中で、児童生徒が健やかに成長し、豊かな心が育まれています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
小学校スポーツテスト（A+B）※の割合 中学校スポーツテスト（A+B）の割合	34.6（%） 56.4（%）	↗
学校給食で県産食材の占める割合	100（%）	→

現状

- 核家族化・共働き家庭の増加、人口構造の変化によって生活や社会環境が変化し、児童生徒が抱える心と体の健康課題が多様化しています。
- 県は、学校給食における地場産物使用割合が全国上位となっています。本町においても、町内産野菜の収穫時期や収穫量等を事前に調査して献立に組み込むことで、地産地消の推進と児童生徒の健やかな体の育成を目指した食育の推進に取り組んでいます。
- 通学路交通安全プログラムにより、通学路の危険箇所の調査と安全確保のための改良等を推進しています。
- 大規模な自然災害の発生、交通事故、犯罪被害等、児童生徒を取り巻く社会環境は年々変化しており、新たな課題等も顕在化しています。
- 人口が増加している本郷小学校区では児童数が急激に増え、進学先の朝日中学校の生徒数も急増しています。
- 町内小中学校 10 校中 9 校が建築から 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

スポーツテスト（A + B）：スポーツテスト（新体力テスト）では8種目（中学生は9種目から持久走と20mシャトルランが二者択一）で行われる。総合評価でA・B・C・D・Eと判定されるうち、その上位AとBを記録した子どもの合計。

阿見町産の食材を使った給食



課題

- 多様化する健康課題の把握とその解決に向け、学校、保護者、関係機関が連携して取り組む必要があります。
- 豊かな心と健やかな体を育むため、規則正しい食生活やスポーツを通して児童生徒の健康の保持・増進を図る必要があります。
- 児童生徒の安全対策は、防災・防犯・交通安全等、様々な面での対策が必要となっています。特に、登下校時の安全を確保するため、防犯・交通安全対策を強化する必要があります。
- 学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒が安全かつ安心して快適に学べる環境を提供するため、施設の改修を計画的に実施し、機能を維持する必要があります。

役割

行政

- 学校体育の充実、運動部活動の促進、学校保健・健康教育等を推進し、児童生徒の健やかな体の育成を促進します。
- 心を育む教育を推進するため、道徳教育や郷土教育を推進します。
- 安全・安心な学校給食の提供と食育を推進し、児童生徒の健やかな体の発育を助けます。
- 学校施設・設備の安全確保と危機管理体制の強化に取り組むとともに、防災教育や防犯・交通安全教育を強化し、安全・安心な教育環境づくりを推進します。
- 安全・安心な学校施設の整備に努め、教育環境の充実を図ります。

町民等

- 家庭や地域において、健康的な食事習慣や運動の大切さを理解し、健康・体力づくりやスポーツに取り組むことが期待されます。
- すべての児童生徒が食に関する知識を身に付けられるよう、家庭において食育・健康の大切さを学ぶ機会をつくることが期待されます。
- 地域において、児童生徒の安全な環境を確保するために、小・中学校の防犯体制や登下校時の見守り活動等への支援・協力が期待されます。

個別施策の展開

3121 豊かな人間性と健やかな体の育成

展開方針

- 児童生徒の発達段階に応じた道徳教育と、地域の教育力を活かした道徳教育を推進するとともに、郷土に残る文化遺産や資料を活用し、郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します。
- 児童生徒の規則正しい食生活を通して健康な体づくりを促進するため、学校保健の充実を図ります。
- 児童生徒が運動に親しむ資質や能力の基礎をつくるため、学校体育の充実を図ります。
- 食に対する正しい知識を定着させるため、地産地消の観点から食育を推進し、安全でおいしい給食を提供します。

主な事業

- 学校保健事業
- 食育活動事業

➤ 取組の成果

児童生徒の健康の保持・増進が図られ、運動に親しむ資質や能力の基礎がつけられています。また、規則正しい食生活を通して健やかに成長し、生きる力が育まれています。

3122 児童生徒の安全を守る環境の整備

展開方針

- 児童に反射シール、生徒に反射タスキを配布し、通学時の安全を確保します。また、中学校自転車通学者に対してヘルメット購入費の一部を補助するなど、自転車通学者の安全を確保します。
- 通学路交通安全プログラムと登下校防犯プランに基づき、登下校時の安全対策に取り組めます。
- オンライン授業等の充実を図り、感染症流行時等における学習の継続性を確保します。
- 防犯カメラの設置、緊急情報システムの充実等により学校の防犯力を強化し、緊急事態に備えた危機管理体制を一層強化します。

主な事業

- 交通安全対策事業
- 通学路安全対策推進事業
- 学校防災対策事業

➤ 取組の成果

児童生徒の登下校時や学校生活における安全・安心な環境が確保され、学校での安全教育が効果的に推進されています。

3123 学びの場としての学校環境の整備

展開方針

- 国の教材整備計画等を踏まえ、学習教材を計画的に整備し、児童生徒が効果的に学び成長できる環境を整えます。
- 町学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修等を計画的に実施し、さらにエコ改修等による環境配慮型の学校施設整備を推進します。
- 障害のある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、エレベーター設置等のバリアフリー[※]化を推進します。

主な事業

- 学校施設整備事業

 **取組の成果**

学校施設・設備の計画的な維持管理及び整備により、安全で安心して学べる教育環境が整っています。

序論



基本構想



前期基本計画



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



バリアフリー：障害者や高齢者などが自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。



3 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

◎ 目指すまちの姿

すべての町民が等しく生涯にわたり学び続けられる機会が提供され、一人一人が住み慣れた地域で豊かな人生を送ることができる環境づくりが進んでいます。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
あみ未来塾の受講者数	－（人）	↗

現状

- 平成2年の「いきいき学びの町AMI宣言」以降、全庁的な推進体制のもと、生涯学習施設の整備や旧小学校区単位でのふれあい地区館活動等の取組によって、「学びのまちづくり」を推進しています。
- 大学や企業と連携・協働して講座を開催するなど、生涯学習を支える仕組みが構築されています。
- 様々な知識や技能を持っている方々が人材バンクに登録し、講師として活動することで、地域の生涯学習活動を支援しています。
- 公民館等は、中央公民館を中心とした7館体制を維持しつつ、地域の特性を活かし、町民ニーズに対応した講座・教室、フロアコンサート、展示・作品展等を展開し、生涯学習の拠点としての充実を図っています。
- ふれあい地区館事業は、8つの地区に社会教育指導員を配置し、地域に根ざした支援・助言を行っています。また、地域住民が主体となって事業を展開し、部会ごとに魅力的な出前講座やイベントを開催しています。
- 図書館は約15万冊の図書資料を有し、インターネットを活用した図書の検索・予約システムや県図書館情報ネットワークのサービスを展開しています。また、子ども読書活動推進や各種イベントを通して、図書館の利用促進を図り、知の拠点としての役割を果たしています。
- 公民館図書室及び学校図書室への団体貸出しや図書搬送便の運用等により連携を強化・充実させ、図書館サービスの向上を図っています。
- 予科練平和記念館は、予科練に関する資料や本町の戦史を保存・展示し、次世代に命の尊さや平和の大切さを伝える平和教育の拠点として、多くの方が訪れ、令和4年4月には累計来館者数が60万人を超えました。

あみ未来塾



読み聞かせイベント



ふれあい地区館事業参加者数の推移



資料：阿見町の教育

予科練平和記念館来館者数の推移



資料：予科練平和記念館

課題

- 生涯学習活動を支えるため、計画的な指導者等の育成・支援を図るとともに、多くの町民がボランティアに参加できる環境づくりを進めていく必要があります。また、学びたいことを気軽に学ぶことができる仕組みづくりや学びを地域の活性化に活かすための場の提供が必要です。
- これまで築き上げてきた生涯学習推進体制を継続するとともに、産学官の連携・協働を深めることで、社会変化に対応する充実した体制を目指すことが重要です。
- リアルタイムでのきめ細かな情報提供と町民ニーズの把握に努め、生涯学習情報がより多くの町民に届くような仕組みづくりが必要です。
- 質の高い生涯学習活動を実現するために、ICT等を積極的に活用することが必要です。
- 公民館等の利用者が固定化傾向にあります。また、講座等の参加者は高齢者が多く、若年層が極端に少ない傾向にあり、活性化に取り組む必要があります。
- ふれあい地区館事業は、少子高齢化の影響により、高齢者部会や青少年育成部会で、運営や事業の実施が厳しい地区が増えてきていることから、地域の実情に応じた運営組織・推進組織への改編や事業内容の見直しを図る必要があります。
- 図書館は、資料の所蔵スペースに余裕がなく、閉架後の資料を保管するスペースの確保が必要になっています。また、デジタル社会に対応した図書館サービスの向上を図るために電子書籍の導入の検討が必要です。
- 予科練平和記念館は、戦後世代から次世代への伝承を目指し、展示や企画の充実、資料の収集と保存、施設の長寿命化を進める必要があります。

役割

行政

- 学んだ知識や技能等を今後のまちづくり・地域づくりに活かし、地域のリーダーとして活躍する人材を育成します。
- 大学や企業とより一層連携し、リカレント教育[※]や生涯学習活動等の充実に努めます。
- 町民ニーズや社会的課題に対応した学習の機会を提供します。
- 多様化する町民ニーズに応じ、ICTを活用した情報提供や学習の機会の充実に努めます。
- 公民館は、交流活動の場であるとともに学習成果を発表できる場として、地域交流の輪が広がるよう、その活動を支援します。
- 身近な地域における町民主体の生涯学習推進のため、ふれあい地区館活動を充実させるとともに、地域コミュニティづくりの拠点としての機能強化に努めます。
- 図書館は、地域の知の拠点として利用者のニーズに応えられるよう、レファレンスサービス[※]の充実に努めます。
- 予科練平和記念館は、平和教育の拠点として予科練の歴史や本町の戦史を後世に正確に伝承します。

町民等

- 公民館等が実施する様々な講座への受講をきっかけとして、学びを深めるとともに地域のために活動することが期待されます。
- 意見要望等を行政に伝えることで、生涯学習活動がより充実することが期待されます。
- 図書館が実施する読書に親しむ各種イベントに積極的に参加することが期待されます。
- 予科練平和記念館の展示を通して、命の尊さと平和の大切さを考え、行動していくことが期待されます。

リカレント教育：学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

レファレンスサービス：図書館で調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。

個別施策の展開

3131 誰もが気軽に学び、互いに学び合える機会の充実

展開方針

- 若い世代の町民を対象に、町の現状や課題、未来等について考える「あみ未来塾」を開催し、地域のリーダーとして活躍する人材を育成します。
- 町内に立地する大学、企業等から講師を招くなど、町の地域特性を活かした質の高い講座を展開します。
- 幅広い世代の人たちが様々な活動に関心を持って意欲的に参加できるよう、広報紙やホームページ等を活用した情報提供の充実を図ります。
- 町民ニーズや社会的課題に対応した多様なテーマの講座・教室の開催に努めます。
- 人材バンク制度をより充実させるために、新たな人材を見つけて登録者数を増やし、登録者の紹介の場を設けるなど制度について広く知ってもらう取組を推進します。

主な事業

- あみ未来塾
- 大学連携公開講座
- あみ子ども大学
- 人材バンク事業

 取組の成果

地域の実情に応じた本町らしい活動が充実し、誰もが学べる機会が提供され、多様な人材が地域とのつながりを持ちながら活躍しています。

3132 生涯学習施設の整備

展開方針

- 多世代のニーズに合わせた講座や教室の開催を通して多世代交流拠点として活用を促進します。
- 子育て支援講座等を充実させ、子育て世代同士の交流の場としての利用を促進します。
- 対面講座に加えて、ICTを活用したオンライン講座等、様々な学習方法を提供します。

主な事業

- 公民館・コミュニティセンター定期講座事業

 取組の成果

多世代のニーズに合わせた魅力ある学習機会の提供により、町民の学びあいや交流の充実が図られています。

3133 ふれあい地区館活動を通じた地域の連携強化

展開方針

- 地域の実情・ニーズに合わせた集いと学びができるよう、地区公会堂等で実施する出前講座を展開します。
- 各地区館の特色を活かした事業やイベント等を通して、絆づくり、地域づくりを促進します。
- 各ふれあい地区館活動が持続できるよう、地域の実情に応じた運営組織・推進組織への改編や事業内容の見直しを図ります。
- ふれあい地区館活動を広くPRし、より多くの町民の参加を促進します。

主な事業

- ふれあい地区館事業

➤ **取組の成果** 地域の特色に応じた魅力的なイベントが開催され、多くの町民が積極的に参加し、世代間交流や地域間交流が活性化しています。

3134 図書館の充実と活用

展開方針

- 利用者のニーズに合わせた蔵書の充実を図るとともに、電子書籍の導入検討、子ども図書コーナーの拡充等、図書館サービスの充実を図ります。
- 利用者が求める資料を的確に提供できるよう司書の専門性とICTを活用し、レファレンスサービスの充実を図ります。
- 町子ども読書活動推進計画に基づき、絵本の読み聞かせやブックスタート*等の各種のイベントや講座を実施し、すべての子どもが読書に親しめる機会づくりを推進します。
- 絵画展、写真展、映画上映会、コンサート、イベント等を開催し、豊かな知識と創造性を育み、利用者同士が交流する機会を提供します。

主な事業

- 図書館サービス事業
- 子ども読書活動推進事業
- 文化教育振興事業

➤ **取組の成果** 図書館サービスが充実し、多くの子ども、多くの町民が読書に親しんでいます。

ブックスタート：赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動のこと。絵本の読み聞かせ活動。

3135 予科練平和記念館の充実と活用

展開方針

- 貴重な歴史遺産を保存しながら、本町の戦史を後世に伝える拠点施設として、命の尊さと平和の大切さを積極的に発信します。
- 戦争体験者が少なくなる中、多くの人々に実感を持って命の尊さと平和の大切さを考えてもらえるよう、講演会、企画展、特別展等、予科練の歴史や戦史に関する学習の機会を提供します。
- 学校、旅行会社、観光協会等と連携し、発信力を強化して来館者数の増加に取り組みます。

主な事業

- 予科練平和記念館運営事業
- 教育普及事業

 **取組の成果**

予科練平和記念館を平和教育の拠点として、予科練の歴史や本町の戦史が多くの人々に正確に伝承されることで、平和を希求する機運が醸成されています。



4 地域で育てる教育体制の充実

◎ 目指すまちの姿

地域を支える多様な力が活かされ、家庭や子どもの教育が充実し、若者が地域で活躍しています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
奨学金返還支援補助金及び人材育成海外留学奨学補助金の交付件数	12（件）	↗
高校生会の活動回数	—（回）	↗

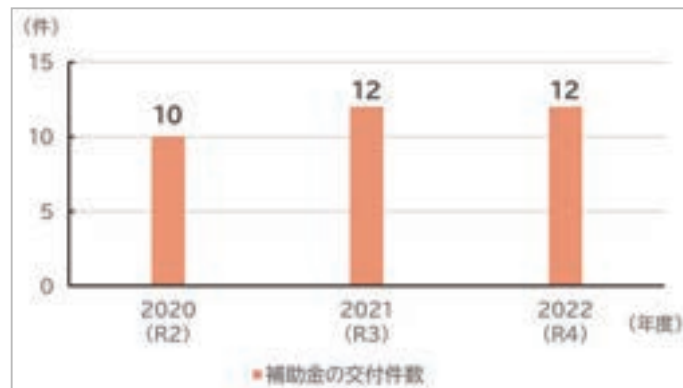
現状

- 子育て世代への情報提供や親子参加型の催しをはじめ、すべての小・中学校に家庭教育学級を設置するなど、保護者に対する学びの機会や、相談の場、つながりの場を提供しています。
- 町内に定住し、奨学金を返還しながら働いている若者の奨学金返済を支援しています。
- 町内に定住し、修学の意欲と明確な目的意識を持って海外への留学を希望する若者へ、留学費用の一部を補助しています。
- 地域住民や団体の協力のもと、子ども会育成連合会の活動を通して子育て中の保護者をはじめ、子どもに関わる人たちに家庭教育について学ぶ機会を提供しています。また、各学校の学区の枠を超えて子どもたちがつながる機会をつくり、地域社会との関わりや豊かな人間性を育む取組を推進しています。
- 地域住民や団体の協力のもと、各学校や地域の特性を活かした体験活動の場を設け、学校と地域の連携・協働を推進しています。
- すべての人々の人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人権尊重の視点に立った生涯学習を推進しています。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室を運営し、児童の居場所と学びの場を提供しています。

高校生会



奨学金返還支援補助金及び人材育成留学奨学補助金の交付件数



資料：生涯学習課

課題

- 家庭教育に関する学習機会の提供や福祉・保健部門との効果的な連携を継続するとともに、地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。
- 学びを地域の活性化に活かせる仕組みづくりや国際社会で活躍できる人材の育成・支援をより一層充実させていくことが求められています。
- 高校生会等の活動を通して、若者の社会参加の機会を増やし、地域住民とふれあう中で、将来的に地域を担う人材を育成する必要があります。
- 子どもたちが安全に安心して過ごすことができる地域の居場所づくりに向け、地域、ボランティア団体、家庭、学校等の連携をさらに強化していくことが求められます。
- 人権尊重の視点に立った生涯学習を継続して推進していくとともに、誰もが個性を認めあい能力を發揮できるダイバーシティ社会の実現に向けて連携・協力しあえるよう、啓発活動を進めていく必要があります。
- 児童数の増加に伴い待機児童が発生している放課後児童クラブがあります。また、本郷小学校は児童数の増加に対応するため、施設を新設する必要があります。

役割

行政

- 家庭教育に関する情報提供や家庭教育学級、共に育む「教育の日」講演会の開催等、子育て中の保護者をはじめ、子どもに関わるすべての人たちに家庭教育について学ぶ機会を提供します。
- 学んだ知識や技能を地域や社会で積極的に活かしていくための仕組みを構築します。
- 意欲のある若者が国際社会で活躍できるよう、人材育成の支援に取り組みます。
- 地域コミュニティ活動と連携を図りながら、地域の教育力向上に取り組みます。また、高校生会等の活動を通して、若者の社会参加機会の拡大や、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな人間性を育む体験活動の機会を提供します。
- 地域住民やボランティア団体等の協力を得て、自然体験や社会体験、各種教室の学びの場やふれあいの場の提供等、学社連携による豊かな人間性を育む体験活動の充実を図ります。
- 人権意識を高め、人権への理解を深めるための人権講演会を実施するとともに、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を推進します。
- 放課後子どもプランの充実により、子育て世代が安心して働ける環境と児童が安全に安心して過ごせる放課後の居場所づくりを推進します。

町民等

- 保護者同士の交流の場に積極的に参加することで、気軽に情報交換できる関係が広がることが期待されます。
- 規則正しい生活やマナー・ルールを守るなど、家庭での子どもに社会性を身に付けさせる教育が求められます。
- 地域全体で子どもたちを育む活動に、それぞれの立場から参加・協力することが期待されます。
- 子ども会や高校生会の活動等での多世代交流を通して、地域活動がより活性化することが期待されます。
- ダイバーシティ社会の実現に向けて、理解を深め協力することが期待されます。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室が、安全な遊び場、生活の場であるよう、積極的な理解と協力が期待されます。

個別施策の展開

3141 家庭の教育力の向上

展開方針

- それぞれの小・中学校の家庭教育学級において講演会や学習会等を実施し、保護者に学びの機会や相談・交流の場を提供します。
- 共に育む「教育の日」に講演会を開催し、町民に学びの機会を提供します。
- 奨学金を受けて大学等を卒業し、町内の対象職種・中小企業・社会福祉法人等に就業し、町内に定住している若者に対し、奨学金返還金の一部を補助します。
- 修学の意欲と明確な目的意識を持って海外への留学を希望する、町内に定住している若者に対し、留学支援金として費用の一部を補助します。

主な事業

- 家庭教育支援事業
- 教育の日講演会事業
- 人材育成奨学金支援事業

 **取組の成果**

家庭教育の充実や人材育成のための経済支援により、学びの機会が増え、未来のまちづくりを担う人材が育っています。

3142 地域の教育力の充実

展開方針

- 地域・家庭・学校・行政が一体となるネットワークづくりを推進するとともに、子ども会育成連合会の主催事業等を通して学区を越えたネットワーク構築を進めます。
- 高校生会による子ども会活動や地域の催し、町事業等への参加や自主的なボランティア活動を支援し、若い世代の地域づくりへの参画を促進します。

主な事業

- 青少年健全育成事業
- 高校生会支援事業

 **取組の成果**

地域・家庭・学校・行政が一体となり、子どもたちの教育を支援しています。また、高校生会等の活動により若者の地域への愛着が醸成され、地域を担う人材が育っています。

3143 青少年健全育成の推進

展開方針

- 地域住民や団体等が小・中学校と連携を図り、子どもたちに自然体験、社会体験等の機会や学びの場、ふれあいの場を設け、豊かな体験活動の機会を提供します。
- 青少年相談員の地域パトロール、相談事業、活動PRを行い、地域住民の手による青少年の健全育成活動を支援します。
- 高校生会に対し学習の場を提供するとともに、町事業や地域のイベントへの協力や自主的に考えた企画に対するサポート等を行います。

主な事業

- 学社連携事業
- 青少年健全育成事業

取組の成果

学校教育と社会教育の機能連携により、子どもたちの学習の質が向上しています。また、地域連携の強化により青少年の健全育成が図られています。

3144 多様性と包摂性を育む生涯学習の推進

展開方針

- 誰もが多様性を認め合い、誰一人差別されることのない社会を目指し、人権に関する様々なテーマの講演会を開催することで、人権教育・人権啓発を推進します。

主な事業

- 人権教育推進事業

取組の成果

多様性を認めあい、誰もが差別されない人権意識が地域社会に浸透しています。

3145 子どもの居場所づくりの推進

展開方針

- 子どもたちの健やかな成長に寄与する放課後子どもプランの充実を図り、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりを推進します。
- 入会児童の増加等により活動スペースが不足する際は、学校施設の活用を検討します。
- 本郷小学校の児童数増加に備え、本郷小学校区放課後児童クラブを建設します。

主な事業

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室事業
- 放課後児童施設整備事業

取組の成果

すべての児童が放課後に安全で安心して活動できる居場所が確保されています。



5 誰もが楽しむことができるスポーツの推進

◎ 目指すまちの姿

ライフスタイルや多様なニーズに対応し、年齢や体力、障害の有無を問わず、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境が充実しています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
スポーツイベントの参加者数	811(人)	↗
総合運動公園の年間利用者数	78,337(人)	↗

現状

- 本町では、ふれあい地区館でのスポーツ交流会等のイベントや町民マラソン大会、令和4年度にリニューアルしたあみスポーツフェスタ（前町民運動会）等、地域単位から町全体まで幅広くスポーツイベントを開催することで、町民が生涯スポーツに親しむ機会の充実に努めています。
- 町内の体育施設を拠点にする総合型地域スポーツクラブは、年代を問わず気軽に多種目のスポーツを楽しむ機会を提供しています。また、スポーツ協会やスポーツ少年団の活発な活動が、本町の生涯スポーツの振興に寄与しています。
- 令和4年6月に、第72代横綱稀勢の里（現二所ノ関親方）の二所ノ関部屋が町内に開所し、これをきっかけとしてちびっ子相撲大会を開催するなど、相撲が本町のスポーツ活動として新たに加わりました。
- 本町を代表してスポーツ大会に出場する団体又は個人が、当該大会に参加するために要した経費の一部を補助する町スポーツ大会出場補助金を交付し、生涯スポーツの推進を図っています。
- 町民のスポーツ・サークル活動の機会を提供するため、総合運動公園、町民体育館等の社会体育施設、小・中学校施設の開放等を行っていますが、施設や設備の老朽化が進んでいます。
- 社会体育施設の利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度以降大きく減少しましたが、現在は徐々に回復傾向にあります。
- 中学校部活動の地域移行は、学校、地域、協力団体等が連携し、従来の学校活動から地域の活動に移行させていく必要があります。

スポーツフェスタ



スポーツ団体加入者数の推移



資料：生涯学習課

総合運動公園等利用者数の推移



資料：阿見町の教育

課題

- 生活様式、年代や障害の有無に合わせたプログラム等、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの環境づくりが求められています。
- 会員の減少、指導者の負担増や高齢化等、生涯スポーツ団体の活動継続が困難になるような課題が顕在化しています。
- 生涯スポーツ団体の実情を勘案しながら、計画的な指導者の育成と活動支援及び負担軽減を図るなど、活動を継続できるよう支援していくことが必要です。
- 各施設・設備の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕・改修を実施していく必要があります。
- 各種イベント会場や避難所として活用する町民体育館は、近年の猛暑日等においても快適に利用できるよう、空調設備を整備する必要があります。
- 町内には通年で利用できる屋内プールがなく、整備を要望する声が多くあります。町民プールの整備に当たっては、老朽化が進む学校プールの統合も視野に入れ、町民の利便性を考慮した整備計画を、財政状況を踏まえて検討する必要があります。

役割

行政

- より多くの町民がスポーツを身近に感じる機会として、町民が自由に参加できるスポーツイベントを開催し、スポーツ活動の普及・啓発を図ります。
- 誰もが日常的かつ継続的にスポーツに取り組むことができるよう、町民のライフステージやライフスタイル、障害の有無に応じたスポーツ教室等を開催し、町民の健康増進を図ります。
- 生涯スポーツ団体の活動が継続できるよう、必要な支援を行います。
- 総合運動公園、町民体育館、旧学校体育施設等の施設と設備を適正に管理し、町民が快適に利用できる環境を整えます。

町民等

- 年齢や体力、障害の有無を問わず、誰もがスポーツを楽しむことが期待されます。
- スポーツイベント・教室等に積極的に参加し、スポーツに取り組む意識を高め、健康増進や体力の向上を図ることが期待されます。
- 各種スポーツ団体の運営に積極的に参画し、指導者や運営スタッフの一員となって活躍することが期待されます。

個別施策の展開

3151 ライフステージに対応した生涯スポーツの推進

展開方針

- 参加者からの意見を踏まえ、より多くの町民が気軽に参加できる魅力的なスポーツイベントを実施します。
- 町民のライフステージや障害の有無に応じたスポーツ教室等を開催し、参加の機会を拡大し、生涯スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- 町スポーツ大会出場補助金制度を拡充し、本町を代表してスポーツ大会等で活躍する個人・団体を支援します。
- 各種スポーツ団体の指導者の育成や運営スタッフの確保等、団体の活動継続に必要とする支援を行います。
- 引き続き学校体育施設を開放し、町民にとって身近な生涯スポーツの拠点となるよう、ニーズに合わせた見直しを行い、快適なスポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります。

主な事業

- スポーツフェスタ事業
- スポーツ教室事業
- 学校体育施設開放事業
- スポーツ大会事業

➤ 取組の成果

より多くの町民がスポーツを身近に感じ、いつでも・どこでも・誰でも楽しめる機会が整っています。

3152 スポーツに親しめる環境整備

展開方針

- スポーツ施設の計画的な改修、学校体育施設の活用、新たな施設整備を推進し、町民ニーズに応じた快適なスポーツ環境を整えます。
- イベント利用や災害時の避難所としての活用等、町民体育館の多目的利用を踏まえ、空調設備や長寿命化改修等を計画的に実施します。
- 町民の要望と地域的ニーズに基づき、学校プールとしての活用も検討し、公設民営を含めた効果的な運営を取り入れた屋内プールの整備を検討します。

主な事業

- 総合運動公園維持管理事業
- 町民体育館維持管理事業
- 学校体育施設開放事業

➤ 取組の成果

町民のスポーツの拠点として総合運動公園、町民体育館、旧学校体育施設等の体育施設が適切に維持管理され、利用者のために良好な状態が保持されています。また新たな施設の整備について検討が進んでいます。



6 豊かな文化の継承と文化財の活用

◎ 目指すまちの姿

質の高い多様な文化芸術に触れる機会があり、自然や風土、歴史、文化が世代を超えて受け継がれ、日常生活に深く根づいています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
埋蔵文化財の保護啓発件数	5（件）	↗
普及啓発した戦跡の数	4（件）	↗

現状

- 本町では、茶道、華道、書道等の生活文化や、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術等の様々な文化芸術活動が活発に行われています。
- 文化啓発のためのイベントや作品展等の開催及び情報提供のさらなる充実により、子どもから大人まで誰もが文化芸術に触れる機会の拡充が求められています。
- 伝統芸能まつり、芸能発表会等を通して、地域独自の文化芸能活動に町民が触れる機会を提供しています。
- 本町には、古くから霞ヶ浦や温暖な気候が生み出した農村文化があり、地域に伝わる伝統芸能や予科練の町としての歴史等、地域固有の伝統文化が息づいています。
- 町内に点在する文化財には古墳等の埋蔵文化財が多いことから、遺跡の発掘調査や指定文化財の保護等の貴重な文化財の保存とともに、文化財展等、各種普及啓発イベントを開催し、その活用を図っています。
- 町民の共有財産である貴重な文化財を、適切に後世に残していく取組を進めています。

指定文化財等一覧

分類	文化財名	種類	指定日	所在地
県指定	曙のグミ	天然記念物	S52.7.18	曙151-106
	木造薬師如来坐像	有形文化財	H5.1.25	吉原2289(西光寺)
	木造阿弥陀如来立像1軀附両脇侍立像2軀	有形文化財	H6.1.26	追原633(藏福寺)
町指定	牛久助郷一揆道標	史跡	S50.5.28	阿見4666-738(一区南)
	塙不動尊のタブノキ	天然記念物	S50.5.28	塙1258(不動尊境内)
	善照寺山門	建造物	S52.3.22	若栗1301
	阿弥神社樹叢	天然記念物	S52.3.22	竹来1641
	酒盛り歌	無形民俗文化財	S53.5.25	大形地区
	宮平貝塚	史跡	S53.5.25	島津3601外
	鹿島神社のやどり木	天然記念物	S54.11.24	吉原281-1
	宇都木家の椎	天然記念物	S54.11.24	吉原2152
	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	S57.2.22	追原633(藏福寺)
	木造十一面観音坐像	有形文化財	S57.2.22	塙1258(不動尊境内)
	木造菩薩立像	有形文化財	S57.2.22	吉原2289(西光寺)
	貞享二年阿見野野論裁許状	有形文化財	S60.5.28	若栗1886-1(中央公民館)
	君島のひよっとこ	無形民俗文化財	S62.7.30	君島557(代)
	木造阿弥陀如来坐像附両脇侍立像2軀	有形文化財	H13.8.24	吉原1299
	霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕	史跡	H22.3.15	阿見5383-2
	霞ヶ浦海軍航空隊跡軍艦旗掲揚塔	史跡	H22.3.15	中央3-3855-1外(茨城大学農学部)
	霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤	史跡	H22.3.15	中央3-3855-1外(茨城大学農学部)
	霞ヶ浦海軍航空隊第一士官宿舎階段親柱	史跡	H22.3.15	中央3-3855-1外(茨城大学農学部)
	鉄斧形土製品	有形文化財	R1.8.8	若栗1886-1(中央公民館)
	墨書土器	有形文化財	R1.8.8	若栗1886-1(中央公民館)
塙城跡	史跡	R2.3.31	塙560-2外	
国指定	東関東の盆綱	風俗習慣	H27.3.2	町内(掛馬・島津・飯倉・下小池)

資料：生涯学習課

塙不動尊のタブノキ (町指定文化財)



文化芸術活動発表会 (伝統芸能まつり)



課題

- 阿見町史は、編さんから39年が経過し、編さん以降の町の歴史や新たに判明した事柄等の補完を含め、時代に即した町史を刊行する必要があります。
- 戦後75年が過ぎ、戦争経験者が減少していく中、戦跡を記録・保全し、適切なかたちで後世に残していくことで平和教育の資産としていく必要があります。
- 本町の郷土の歴史や文化を通史的に学ぶことのできる機会づくりとともに、文化財や歴史的資料を保管・収蔵する施設の整備が求められます。
- 町内各地に伝えられてきた伝統芸能をはじめとする伝統的な文化・風習は、生活様式の変化や少子高齢化の進行等による担い手の減少から、継承が困難となっています。
- 町内の文化財の所有者や管理者の高齢化等により、将来に向けた保存・管理が難しくなりつつあります。
- 町内に残る有形無形の文化的所産の保存・継承のため、これを有する土地の調査を進め、有効活用を図っていく必要があります。
- 郷土愛の醸成に向け、町民が郷土芸能等に触れる機会を充実させ、親しみを持って自ら参加したくなる環境づくりが必要です。

役割

行政

- 生涯学習フェスティバルで開催されるコンクール等の充実を図るなど、町民の文化芸術活動を支援します。
- 郷土にゆかりのある文学作品等を広く紹介し、町民の文学への興味・関心を高めます。
- 伝統芸能を発表する場と鑑賞する機会を増やし、伝統芸能活動の活発化と町民が親しむ機会の確保に取り組みます。
- 伝統芸能をはじめとする伝統文化の継承者や継承団体が、担い手を確保し持続的に活動ができるよう支援します。
- 指定文化財が適切に保護されるよう所有者等へ必要な助言・支援を行います。
- 町史編さんや戦跡保全を通して本町独自の歴史・文化を周知します。

町民等

- イベントや展示会等に積極的に参加し、質の高い文化・芸術に直接触れることが期待されます。
- 文化芸術の担い手として、創造的な活動や作品の展示、発表会に取り組むことが期待されます。
- 地域に残る歴史や伝承等に興味・関心を持ち、郷土史研究の調査等へ参加することが期待されます。
- 伝統芸能の体験や鑑賞を通して、地域文化に興味と愛着を育み、地域文化を守るという意識の醸成が期待されます。
- 町の歴史や伝統が息づく大切な文化財を保護する取組への理解と協力が期待されます。

個別施策の展開

3161 価値ある歴史・文化の継承の推進

展開方針

- 町文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進します。
- 講座、講演会、作品展の開催等により、あらゆる世代が文化芸術に身近に触れる機会をつくり、活動への参加を促進します。
- 人材育成基金を活用し、本町を代表して文化芸術活動の大会・コンクール等で活躍する個人・団体を支援します。
- 芸術展実行委員会を組織し、文化協会登録団体や社会教育関係団体等の創作活動を行っている団体、個人から広く作品を募集して芸術展を開催します。
- 伝統芸能活動を次世代に継承していけるよう、官民協働により、担い手の掘り起こし、発表の場の確保、記録の保存に努めます。
- 文化芸術活動や伝統芸能活動を通じた交流の輪が広がるよう、情報発信を強化します。

主な事業

- 文化啓発事業

➤ 取組の成果

文化芸術活動が活発に行われ、町民が芸術に身近に触れる機会が充実し、文化芸術活動への興味関心が醸成されています。

3162 歴史的・文化的遺産の保存と活用

展開方針

- 指定文化財が適切に保存されるよう、所有者等が行う修繕等を支援します。また、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を促進するため、町文化財保存活用地域計画を策定します。
- 未指定の文化財について調査研究を行い、その価値に基づき新たな文化財として指定する取組を推進します。
- 埋蔵文化財発掘調査の成果を発表し、文化財に対する興味関心を高める取組を推進します。
- 町史編さん委員会による町の歴史・文化に関する調査研究を進めます。また年報として町史研究を刊行し、その成果を町民に広く周知します。
- 戦跡を適切なかたちで保全するため、町内に現存する戦跡を調査します。また、所有者等との共同保存及び管理を推進するとともに、テーマに沿って戦跡を見学するコースを設定し、地域資源としての活用を図ります。

主な事業

- 指定文化財保護事業
- 埋蔵文化財保護事業
- 町史編さん事業
- 戦跡保全事業

 **取組の成果**

歴史資産が良好なかたちで保全され、町の文化遺産として広く歴史的価値が共有されています。

第4章

人と自然を守るまちづくり

地域防災対策をはじめとした生活の安全・安心を高める取組の推進、協働によるゼロカーボンシティの推進、人と自然が共生するための自然環境の保全等、安全・安心で、環境に配慮したまちづくりに取り組みます。



第1節 命を守るまちづくり

- 1 地域防災対策の充実
- 2 火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの促進
- 3 地域医療体制の強化
- 4 交通安全対策の強化
- 5 犯罪のないまちづくり

第2節 次世代へつなぐまちづくり

- 1 ゼロカーボンシティの推進
- 2 自然環境の保全
- 3 良好な生活環境の確保

指標名	方向性
安心して暮らせると感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 地域防災対策の充実

◎ 目指すまちの姿

自助、共助、公助のバランスを図ることによって地域防災力が高まるとともに、自然災害に強いまちづくりが進んでいます。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
情報伝達（収集）手段の整備件数	5（件）	↗
県外自治体との協定締結数	2（件）	↗

現状

- 近年、気候変動の影響等により台風や豪雨による水害、土砂災害等が全国各地で頻発・激甚化しています。また、首都直下地震等の巨大地震の発生も近い将来予測されています。
- 平成23年の東日本大震災から13年が経過するとともに、コロナ禍の影響もあり、防災訓練を実施する地区が減少しています。
- 町業務継続計画を策定し、災害時に必要な業務を継続する手段、優先順位等をあらかじめ決めておくことで、町民が必要とするサービスを継続して提供できる体制を整えています。
- 大規模災害時において町民への情報提供を適時適切に行えるよう、防災行政無線、あみメール、緊急速報メール、町ホームページ等、複数の防災情報伝達手段を整備しています。
- 大規模災害時に迅速な応急対策や支援が得られる体制を確保するため、民間事業者との避難所開設、物資提供等に関する協定や、県外自治体との災害時相互応援協定の締結を推進しています。

防災訓練



防災倉庫



防災士：日本防災士機構の防災士認証基準に基づいた資格を有し、社会の様々な場での減災及び社会の防災力向上のための知識・機能を有する人のこと。

課題

- 震災の記憶や教訓を風化させることなく、日頃から町民の防災意識の向上を図るとともに、次世代に伝えていく必要があります。
- コロナ禍の影響もあり防災訓練を実施する地区が減少していることから、地域のつながりの希薄化・地域の防災力の低下が懸念されています。
- 自助（自分のことは自分で守る）、共助（自分たちのまちは自分たちで守る）、公助（公的機関による援助）による防災力の強化を図るために、町民自らが日頃から防災に関する知識を学び、地域の防災訓練に積極的に参加するなど、防災知識や防災行動力を高めていく必要があります。
- 各地域の防災対策に差が出ないよう、自主防災組織の活動を支援し、その充実を図るとともに、ハザードエリア（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域）においては、円滑かつ迅速に避難できるように、避難体制を強化する必要があります。
- 防災行政無線が聞こえづらい地域へ対応したり、災害時の被災状況を迅速に情報収集したりする体制を構築する必要があります。

役割

行政

- 地域防災力の強化を図るため、町民への防災意識と知識の普及・啓発、防災士^{*}の育成、自主防災組織の活動支援を行います。
- 災害時に必要な食料や資機材等の備蓄品の整備を図ります。
- 指定避難所の非常用電源や、空調機能等の整備を推進します。
- ハザードエリアの避難体制の強化のため、町民との連絡体制の強化や、町民を交えた避難訓練を実施します。
- 災害時に必要な業務を定期的に見直し、毎年度訓練を行うことで、常に実効性のある町業務継続計画とします。
- 災害時の情報伝達手段の充実、迅速な応急対策、支援・受援体制の整備に取り組みます。
- 災害時に人的・物的な支援を得られるように民間事業者や他自治体、各種団体とあらかじめ協定を結び、災害に強い地域づくりに取り組みます。

町民等

- 自助、共助の意識を持つことが期待されます。
- 家庭において、非常持出品の準備や3日分程度の食料や飲料水、生活必需品等を日頃から備蓄するとともに、家屋の耐震化や家具の転倒防止等の安全対策を行うことが期待されます。
- 自主防災組織に参加し、防災訓練や防災イベントに参加することで、地域防災力を高めることが期待されます。
- 地区防災計画に基づき防災訓練を実施し、訓練の中で課題となった箇所について随時見直しを行うことで、地域防災力の継続的な向上が期待されます。
- 避難路や避難場所、災害時の連絡方法等を各家庭で確認するとともに、防災行政無線やあみメール等の情報伝達手段から情報を受け取る方法を確認し、防災意識を高めることが期待されます。

個別施策の展開

4111 地域防災対策の充実・強化

展開方針

- 地域における防災力の向上のため、自主防災組織の育成を図るとともに、防災訓練等の活動を支援します。
- 地区防災計画の策定を支援し、災害から身を守るための基本行動と避難ルートの認知、発災時の地域での安否確認等による避難体制の確立を推進します。
- 町防災アドバイザーと協力して、地域住民とともに地区防災計画の策定と更新を進めます。
- 地区において必要な防災資機材が確保できるよう支援の充実を図ります。
- 日常的な防災対策等の情報発信を強化し、町民一人一人の防災意識を高めます。

主な事業

- 自主防災組織育成事業

➤ 取組の成果

自主防災組織の活動が活性化するとともに、町民一人一人の防災意識や知識が向上しています。

4112 危機管理体制の強化

展開方針

- 土砂災害警戒区域の候補地の状況を県と共有し、区域指定を促進するとともに、関係住民等の理解と協力を得ながら、県とともに指定箇所の防護対策を推進します。
- 災害対策本部の組織機能を強化し、町業務継続計画の実効性を高めるため、災害業務班ごとに機能別訓練を継続的に実施します。
- 防災行政無線の難聴地域に対して、防災行政無線フリーダイヤルの周知を図るとともに、程度に応じた追加的補完手段の検討を行い、的確かつ迅速に情報伝達ができるよう対処します。
- 災害時に必要となる物資や人的な支援が受けられるよう、目的に応じた災害時応援協定の締結を推進します。
- 自家発電機、電気自動車等により、指定避難所の非常用電源を確保します。

主な事業

- 地域防災事業
- 防災行政無線整備事業

➤ 取組の成果

災害時に必要となる業務や応急対策等が、迅速・的確に行える体制が確立しています。



2 火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの促進

◎ 目指すまちの姿

火災や事故等の緊急時においてすべての町民の生命・身体・財産が適切に保護され、安全・安心な生活環境が確保されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
消防団員の充足率	87.0(%)	↗
救急救命講習の開催回数	56(回)	↗

現状

- 災害や事故が多様化し、複合化が進む中、住民の生命、身体及び財産を守るため、常備消防機関である稲敷広域消防本部とともに、消防・救急体制の充実と強化に取り組んでいます。
- 消防団においては、団員数の減少と高齢化が進行しており、団員報酬の増額及び災害等に出動した際の出動手当を見直すなど、消防団員の確保に向けた処遇改善に取り組んでいます。
- 3.5トン以上の消防団消防車を運転するために必要となる、準中型免許の取得に対する補助事業を導入しました。
- 消防団員が手薄となる平日昼間の時間帯の出動人員不足を補うため、機能別分団として役場消防部を令和3年4月に設立しました。
- 救急の需要は、本町の人口増や老年人口割合の増加に伴い年々増加傾向にあります。平成29年は2,121件、令和4年は2,593件となり472件増加しています。特に人口の増加が続いている町西部地区の救急搬送件数が多くなっています。

救急出場件数の推移



資料：稲敷広域消防本部消防年報

消防団員の活動



救急救命講習



課題

- 地域の消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしている消防団の団員数の減少と高齢化が進行しており、活動を維持継続していくための新たな団員の確保に向けた取組を進める必要があります。
- 救急需要が増加する中で、緊急性の高い傷病者の元いち早く救急隊が駆けつけることができるよう、救急車の適正利用を促進する必要があります。
- 町民の応急対応能力の向上を図るため、救急救命講習等への参加を促進する必要があります。

役割

行政

- 消防団の活動の維持・強化を図るため、消防団へ必要な支援を行うとともに、地域の安全確保のために大きな役割を果たしている消防団の重要性と身分・待遇を周知し、必要な団員数の確保に取り組めます。
- 稲敷広域消防本部との連携を密にして、町西部地区の人口増に対応した本郷ふれあいセンターの救急隊駐留の継続等、本町の実情に即した消防・救急体制のさらなる強化を図ります。
- 町民の火災や救命に対する応急対応能力の向上と、知識向上に向けた取組を推進します。

町民等

- 日頃から火災予防や初期消火に対する防火意識を高く持つことが期待されます。
- 消防団が果たしている地域防災の指導的役割を再認識し、団員として活躍することが期待されます。
- 町や自治会が実施する防災訓練等に積極的に参加し、自助、共助の重要性を認識し、地域が一体となって災害に備えることが期待されます。
- 救命率の向上のため、応急手当の知識・技術の習得や、地域の限られた救急資源である救急車の適正利用が期待されます。

個別施策の展開

4121 消防団活動の強化と充実

展開方針

- 消防団への入団促進の広報・啓発活動等を実施し、適正な団員数の確保に努めます。
- 消防団員 OB・学生・女性等による新たな機能別消防団の設立と活動推進を図ります。
- 消防団の運営及び各種活動を支援することにより、さらなる知識、技術等の習得を促進します。

主な事業

- 非常備消防事業

> 取組の成果

消防団への理解が進み、必要な団員数が確保され、その活動及び体制が充実し、地域の安全性が向上しています。

4122 消防・救急体制の強化と充実

展開方針

- 稲敷広域消防本部への運営参加により、本町に必要な常備消防力の強化を推進します。
- 町民の防火意識を啓発するため、消防団とも連携した火災予防事業を推進します。
- 町民の救急に関する正しい知識・技術の習得を推進します。
- 救急電話相談 # 7119（15歳未満は# 8000）を周知し、救急車の適正利用を促進します。
- 町西部地区の救急車の現場到着時間短縮等に効果を発揮している、本郷ふれあいセンターへの救急隊の駐留を継続します。

主な事業

- 常備消防事業

> 取組の成果

町民の生命・身体・財産が適切に保護される消防・救急体制が確保され、町民の救急救命に対する正しい理解のもと、救急車の適正利用が浸透しています。



3 地域医療体制の強化

◎ 目指すまちの姿

医療機関と行政の連携により医療体制が強化され、町民誰もが必要とする医療を受けられるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
病院群輪番制の実施日数	365（日）	→

現状

- 町内には、総合病院である東京医科大学茨城医療センターやリハビリ専門病院である茨城県立医療大学付属病院が立地しています。このほか、病院及び診療所等が開業し、比較的恵まれた医療環境にあります。
- 輪番制地域の市町村、総合病院、地域の医療関係者等の協力のもとに医療機関が機能を分担し、切れ目なく医療を提供する体制が確保されています。
- 一次（初期）救急医療[※]体制では、稲敷医師会と連携し、休日在宅当番医制により医療体制の確保を図っています。
- 二次救急医療[※]体制は、土浦協同病院[※]、東京医科大学茨城医療センター、霞ヶ浦医療センター[※]の3病院が輪番制方式により実施しています。
- 小児の休日や夜間の救急医療については、東京医科大学茨城医療センター、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院、龍ヶ崎済生会病院の4病院が輪番制方式により実施しています。
- 町民自身の健康管理のため、日頃から患者と接し病歴や健康状態を把握する「かかりつけ医」を持つことの大切さについて情報提供を行っています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大を通してかかりつけ医の重要性が再認識され、国においては、かかりつけ医機能が発揮される新たな制度の整備が進められています。

一次（初期）救急医療：外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応するための医療。

二次救急医療：入院治療を必要とする重傷救急患者に対応するための医療。

土浦協同病院：正式名称は、茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院土浦協同病院。

霞ヶ浦医療センター：正式名称は、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター。

東京医科大学茨城医療センター



茨城県立医療大学付属病院



課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、町民の生命と健康を脅かし、経済にも深刻な影響をもたらしました。同感染症の再拡大や新たな感染症の発生という事態も想定し、県、近隣市町村、地域医療機関との連携体制を強化する必要があります。
- かかりつけ医を持つ人の割合がまだ低い状態にあります。そのため健康状態が良好なうちから、受診しやすいようにかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を選択し、適正な医療機関の利用ができるよう、制度の重要性について引き続き情報提供等を行っていく必要があります。

役割

行政

- 町民が安心して必要な医療を受けられることができる医療体制を確保します。
- 町内医療機関に乳幼児健康診査等への人的支援を引き続き要請し、健康診査等を安定して実施できる体制を確保します。
- かかりつけ医等の重要性について、情報提供や普及啓発に取り組みます。

町民等

- 日頃から病歴や健康状態を把握し、健康相談できるかかりつけ医等を持つことが期待されます。
- 救急医療に対する正しい知識を持ち、救急医療を適正に利用することが求められます。
- 医療機関は、より質の高い医療を提供していくことが期待されます。

個別施策の展開

4131 地域医療の体制強化

展開方針

- 稲敷医師会、東京医科大学茨城医療センター、茨城県立医療大学と連携し、地域医療体制の充実を図ります。
- 乳幼児健診事業への小児科医等の派遣等人的支援について、東京医科大学茨城医療センターとの連携を強化します。
- 町民がかかりつけ医等を持ち、適正な医療機関の利用により健康管理ができるよう、情報提供や普及啓発を行います。

主な事業

- 地域医療体制推進事業

> 取組の成果

地域医療体制がより充実し、町民がかかりつけ医を持ちながら、安心して必要な医療サービスを受けることができます。

4132 救急医療の体制強化

展開方針

- 町民がいつでも必要な医療を受けられるよう、医療機関との連携を密にし、休日や夜間でも対応できる救急医療体制の充実と医師等の確保に向けた取組を推進します。

主な事業

- 救急医療体制推進事業

> 取組の成果

医療機関の救急医療体制が充実し、町民誰もが休日、夜間を問わず必要ときに救急医療を受けることができます。



4 交通安全対策の強化

◎ 目指すまちの姿

安全な道路交通環境が整備されるとともに、町民一人一人の交通安全の意識向上により、町民等が安全に安心して移動できる交通社会が実現されています。



指標

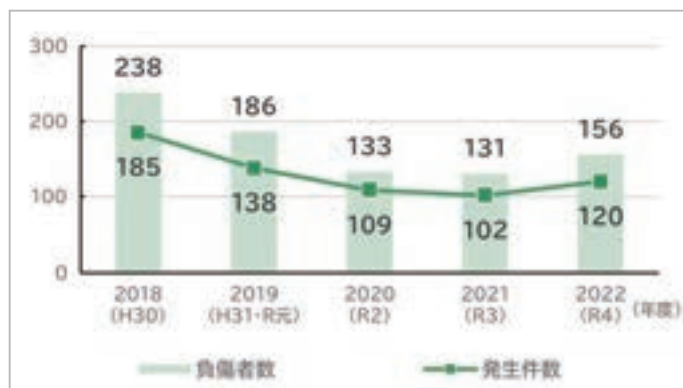
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
交通事故の発生件数	120(件)	↘
信号機の設置数	103(基)	↗

現状

- 本町における交通事故による年間死者数は、平成12年の16人が最も多く、その後着実に減少し令和4年では1人となっています。また、交通事故発生件数においても、平成15年の446件以降減少傾向にあり、令和4年では120件となっています。
- 交通事故のない社会を目指し令和3年11月に策定した第11次町交通安全計画と、町と町民が一体となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを掲げた令和元年6月の「飲酒運転根絶のまち宣言」により、交通安全を推進しています。
- 交通安全意識の向上に向けては、幼児や児童・生徒等を対象とした交通安全教室や、交通安全指導隊、交通安全母の会、警察等と連携した交通安全キャンペーン等を実施しています。また、交通事故時の支援策として県民交通災害共済の加入促進にも取り組んでいます。
- 道路交通環境の改善では、通学路、住宅街における交通規制の見直しや、道路パトロールの点検による破損箇所の早期発見と早期改善に取り組んでいます。通学路においては、町通学路交通安全プログラムに基づき、行政、学校、地域等が合同で通学路点検を行い、危険箇所の解消に取り組んでいます。
- 危険性の高い交差点における信号機の早期設置要望に加え、生活道路において、車両速度を抑制し歩行者等が安全に通行できるよう物理的デバイスの設置等、新たな交通安全対策に取り組んでいます。



交通事故発生の推移



資料：茨城県警察交通白書

交通安全教室



交通安全キャンペーン



課題

- 交通事故の被害者・加害者とならないため、交通安全教育による交通ルールの遵守や交通マナーの向上が求められています。
- 道路整備の進展に伴う交通量の増加や、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化などの交通ルールの改正等に対応した安全対策が必要です。
- 交通安全施設については、横断歩道の新設や白線の引き直しについては実施されているものの、信号機の設置要望についてはほとんど実現していないことから、緊急度及び重要度を踏まえ、引き続き警察署等への要望を粘り強く行っていく必要があります。
- 子どもの交通事故防止のため、関係機関が連携し、ハード・ソフト両面での総合的な交通安全対策を実施することが求められています。
- 高齢運転者の交通事故防止のため、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりが必要です。

役割

行政

- 子どもへの交通安全教育や高齢者の交通事故防止対策に取り組みます。
- 交通安全に取り組む関連機関・団体等と一体となり、交通事故防止や安全運転の向上を推進します。
- 交通事故を未然に防ぐため、危険箇所の解消や交通安全施設の充実を図ります。

町民等

- 交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけることが期待されます。
- 危険箇所や安全施設の破損箇所を発見した場合には、通報することが期待されます。

個別施策の展開

4141 交通安全意識向上の取組推進

展開方針

- 交通安全教化員による交通安全教室を充実させ、保育所、幼稚園、学校等において、幼児、児童生徒に対する交通安全への意識啓発に取り組みます。
- 交通安全キャンペーン、街頭立哨等警察署と連携した交通安全対策を強化し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
- 横断幕の掲出、広報紙やホームページ等により、交通安全に関する意識啓発活動を定期的かつ効果的に行います。

主な事業

- 交通安全対策事業

➤ 取組の成果 交通安全に関する取組の充実により、町民の交通安全意識が醸成され、交通ルールとマナーをみんなが守るまちになっています。

4142 交通安全のための環境整備

展開方針

- 警察署との連携を強化し、危険性の高い交差点における信号機の早期設置に取り組みます。
- 町通学路交通安全プログラム等に基づき、危険箇所の解消に取り組みます。
- 危険箇所や安全施設の破損箇所の早期発見・早期対応のため、道路パトロールを実施します。

主な事業

- 交通安全施設整備事業
- 通学路交通安全プログラム事業

➤ 取組の成果 町民や町を訪れた人が安全に安心して移動できる道路交通環境が形成されています。



5 犯罪のないまちづくり

◎ 目指すまちの姿

地域の防犯活動、防犯設備、各種相談体制が充実し、犯罪のない誰もが安全に安心して暮らせるまちが実現しています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町内の刑法犯認知数	266（件）	↘
防犯灯の設置基数	6,241（基）	↗

現状

- 本町における刑法犯認知件数は、年々減少傾向にあり、令和4年では266件となっています。10年前の平成25年の690件と比較すると、半数以下となっています。
- 町防犯連絡員協議会と警察が連携し、防犯活動を行っています。また、地域防犯活動組織へ、腕章・のぼり旗等の物的支援や防犯情報の提供を行っています。
- 子どもの頃からの防犯意識の向上を図るため、小中学生を対象に防犯ポスター・防犯標語を募集し、展示会を開催しています。
- 夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯の設置や、交通事故の発生防止と早期解決、犯罪の抑止力としても有効な防犯カメラの設置を推進しています。
- 近年、デジタルコンテンツ[※]に関する相談に加え、SNSを用いた定期購入トラブルや多様な架空請求に関する相談があり、消費者トラブルは高度化・複雑化しています。また、成年年齢が18歳に引き下げられ、新成人の消費者トラブルの増加が懸念されます。
- 町民が安全・安心な消費生活を送れるよう、消費生活センターと関係機関が連携を図りながら、消費者トラブルの相談等に対応しています。

デジタルコンテンツ:文章、画像、映像、音楽などの作品がデジタルデータ化され、データの状態で消費者に提供されているものこと。

町消費生活センターの相談件数の推移



資料：商工観光課

SNSを用いた定期購入トラブルの相談件数の推移



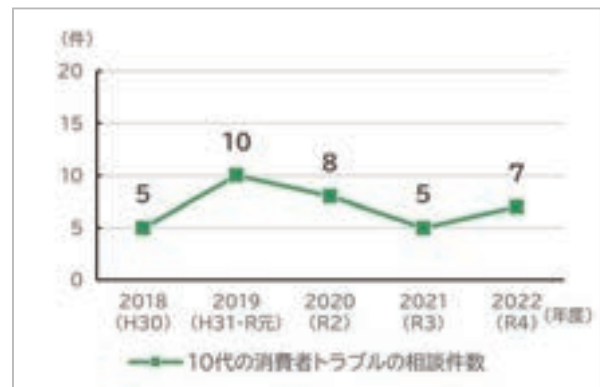
資料：商工観光課

架空請求の相談件数の推移



資料：商工観光課

10代の消費者トラブルの相談件数の推移



資料：商工観光課

課題

- 少子高齢化等の影響により、行政区ごとの防犯活動量の差が大きくなっています。
- 地域防犯活動組織の結成を促進するための対策が必要です。
- 町民が安全・安心な消費生活を送れるよう、最新の消費者トラブル等を学び、「賢い消費者」となることが、消費者トラブル等の未然防止につながることを啓発する必要があります。

役割

行政

- 町民への防犯意識の啓発や地域防犯活動の指導・相談等、地域における防犯活動を積極的に支援します。
- 防犯カメラや防犯灯を効果的かつ計画的に設置することにより、安全・安心に暮らすための環境整備を推進します。
- 消費者トラブル等の未然防止に向け、消費行動に関する知識の啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

町民等

- 地域の安全は地域で守る共助の必要性を共有し、警察や行政等と一体となって安全の確保に向けて取り組むことが期待されます。
- 防犯パトロール、登下校時の見守り、声かけ運動、防犯意識の共有化等、地域ぐるみで防犯活動を行っていくことが期待されます。
- 地域防犯活動組織が未設置の行政区等は、積極的に組織化を進めることが期待されます。地域防犯活動組織が設置済みの行政区等は、町や警察と連携した効果的な防犯活動が期待されます。
- 安全・安心な消費生活が送れるよう、消費者トラブル等に関する情報を積極的に学ぶとともに、被害に遭いやすい若者や高齢者への注意喚起等、地域で協力し合い意識を高めることが期待されます。
- 消費者トラブル等で困ったときは、迷わず町消費生活センターや消費者ホットラインを利用し、相談することが期待されます。

個別施策の展開

4151 地域防犯体制の強化

展開方針

- 地域住民の防犯意識の向上と自主的な防犯活動の実施に必要な支援と情報提供を行います。
- 地域防犯活動組織が未設置の行政区に対して、その組織化を積極的に支援します。
- 警察や学校等と不審者等の情報を共有し、青色防犯パトロール車によるパトロールを強化します。
- 防犯意識の向上を図るため、小・中学生を対象に防犯ポスター・防犯標語を募集し、展示会を開催します。

主な事業

- 防犯対策事業
- 地域防犯活動事業
- 青色防犯パトロール事業



取組の成果

地域住民の防犯意識が向上し、自主的な防犯活動や地域防犯活動組織等が充実しています。

4152 防犯のための環境整備

展開方針

- 防犯カメラについては、主要交差点への設置を進めるとともに、地域予算制度及び行政区防犯カメラ設置事業補助金により、地域で必要とされる箇所への設置を促進します。
- 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、通学路や町内にある大学等の学生が多く居住する場所も含め、必要な箇所への防犯灯の設置を行政区と調整を図りながら計画的に進めます。

主な事業

- 防犯カメラ設置事業
- 防犯灯設置事業

取組の成果 防犯カメラや防犯灯の設置による犯罪抑止力の強化により、犯罪のない安全なまちになっています。

4153 消費生活の安定・向上

展開方針

- 消費生活に関する最新の事例の周知や対策に関する知識の普及啓発、出前講座の充実により、消費者トラブルの未然防止を図ります。
- 町消費生活センターと関係機関との連携体制を強化し、相談体制の充実と、被害が発生した場合の迅速かつ適切な対応を促進します。
- 地域における消費生活の普及啓発の担い手である消費者リーダーの育成を推進します。
- 成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止を図るため、若者に向けた啓発活動を強化します。

主な事業

- 消費行政推進事業

取組の成果 消費生活センターによる情報発信と相談体制が充実し、消費者からの相談に的確に対応しています。



1 ゼロカーボンシティの推進

◎ 目指すまちの姿

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー化の推進、資源の有効活用、ごみの減量化等、循環型社会の構築に、町民、企業、行政等が力を合わせ取り組んでいます。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
ごみ資源化率	8.3(%)	↗
町民一人一日当たりのごみ排出量	1,076 (g)	↘

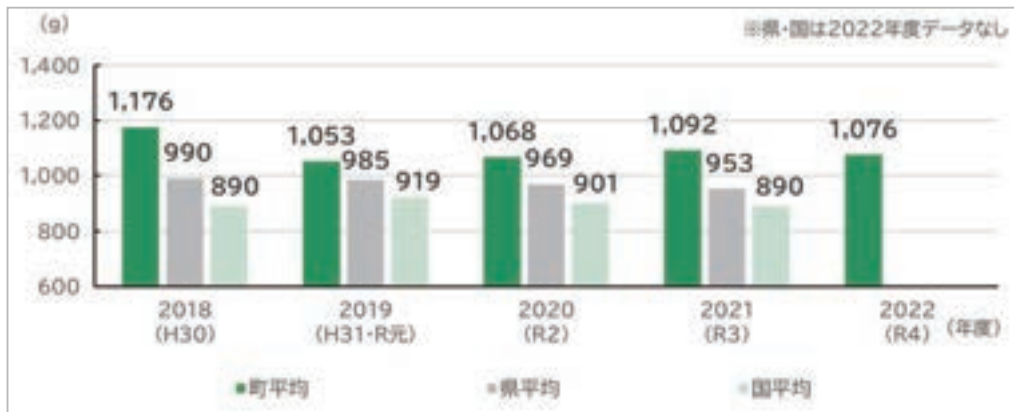
現状

- 地球温暖化^{*}による異常気象や生態系への影響等、各地で環境問題が深刻化しており、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組が世界規模で進められています。本町においても、平成31年3月に策定した町第4期地球温暖化対策実行計画、令和3年3月に策定した第2次町環境基本計画に基づき各種取組を進めており、令和4年6月21日には「阿見町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を掲げています。
- 資源を大切にするごみのないまちを目指し、5R^{*}の普及・推進や、ごみの減量化、リサイクルに取り組んでいます。具体的には、生ごみ処理容器等の購入費補助や子ども会リサイクル環境教育事業助成金の交付、小型家電や家庭用廃食用油の回収、エコ・ショップ認定制度等を行っています。また、環境教育の一環として、例年、小学校の霞クリーンセンター施設見学の受入れを実施しています。
- ごみ処理施設については、焼却施設である霞クリーンセンター、最終処分場であるさくらクリーンセンターを町単独で保有しており、維持管理計画に基づく効率的な施設運営及び予防保全による維持補修により、安全かつ安定的な運営を図っています。
- 令和3年度の国内の食品ロス推計値は523万トンになり、国民一人当たり換算するとお茶碗1杯分（約114g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。食品ロスは、大量の食べ物が無駄になるばかりではなく、可燃ごみとしての運搬、焼却の際の二酸化炭素排出、焼却後の灰の埋立て等の環境負荷につながっているため、本町では、食を大切にする意識の普及啓発やフードバンク等の食品ロス対策を進めています。

地球温暖化：人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化などの気象変化のこと。

5R：Refuse：ごみになるものを断る、Reduce：ごみを発生させない、Reuse：ものを繰り返し使う、Repair：ものを修理して使う、Recycle：資源として再生利用することの頭文字をとったもので、ごみ減量など環境に配慮する取組のこと。

一人一日あたりのごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

ゼロカーボンシティ宣言



霞クリーンセンター



課題

- ゼロカーボンシティ宣言の実現に向け、具体的な行動計画を策定し、一般家庭、事業者等への再生可能エネルギー^{*}の導入や5Rの実践を推進していく必要があります。
- 本町における一人一日あたりのごみ排出量は、全国平均、県平均を上回っており、町民一人一人への意識付けを含めた、ごみ減量化対策の強化を図る必要があります。
- 資源ごみについては、ステーション回収方式^{*}等による回収を行っており、リサイクル率は少しずつ上昇しているものの、県平均を下回っており、さらに分別収集を促進する仕組みづくりが必要です。
- 霞クリーンセンターは、平成9年の竣工から26年が経過し、施設の老朽化に伴う維持補修工事が増加しています。
- 県ごみ処理広域化計画では、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町が将来的に広域化するブロックとしての案が示されています。ブロック内のごみ処理施設4施設のうち本町も含めた3施設は使用目標年度まで残された期間が短く、ごみ処理の広域化について7市町村及び関係団体と具体的に検討・協議していく必要があります。
- さくらクリーンセンターは、平成10年に竣工され、埋立て終了予定まで残り10年余りとなっていることから、広域化の検討と合わせ、最終処分場の確保についても検討する必要があります。

再生可能エネルギー：太陽光、風力、バイオマスなど、自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、二酸化炭素を排出しない。

ステーション回収方式：地域の方々が特定の回収拠点（ごみ集積所）にごみを出す方式のこと。

役割

行政

- 「阿見町ゼロカーボンシティ宣言」による二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、環境に配慮したライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの効果的な利用を促進します。
- 町第5期地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設内の温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- 広報紙、あみメール等を活用し、町民や事業者が、温室効果ガスの排出抑制や5Rに取り組むための情報を積極的に発信します。
- 町食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- 霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターを適切に維持管理し、安全かつ安定的に運営します。

町民等

- 環境問題の重要性を理解し、セミナーや環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。
- エコカーの利用やエコライフ^{*}、エコドライブ^{**}活動の実践等、町民一人一人が環境に配慮した行動を生活に取り入れていくことが期待されます。
- 再生可能エネルギーの重要性を理解し、LED照明や太陽光発電等を、生活に取り入れていくことが期待されます。
- 食品ロス削減を含めたごみを出さない工夫や分別を生活に取り入れていくとともに、ごみ出しのマナーを守ることが期待されます。
- 行政区や子ども会でのリサイクル活動等、ごみ削減に向けた活動へ積極的に参加することが期待されます。

個別施策の展開

4211 地球環境保全の推進

展開方針

- 二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、行政、町民、事業者等が実行する具体的な取組を、先進事例を参考に検討します。
- 町環境基本計画に基づき、環境にやさしいまちづくりを実現するための施策を推進します。
- 温室効果ガス排出量の削減のため、エコライフやエコドライブ活動等の取組の普及啓発を積極的に推進します。

主な事業

- 環境政策事業
- 地球温暖化対策事業

➤ 取組の成果

町民一人一人が、地球温暖化対策が地球の未来につながっていることを理解し、自らできる行動を考え、実践しています。

エコライフ：ごみを減らしたり再利用を心がける、水を汚さないで大切にするなど、環境に配慮した生活スタイルのこと。

エコドライブ：燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

4212 ごみの再資源化と減量化

展開方針

- 町ごみ減量化連絡会議が策定する行動計画に基づき、町民一人一人が取り組むごみ減量化の目標を提示し、ごみの減量化を全町的に推進します。
- 町生ごみ処理容器等購入費補助金により、家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を促進します。
- 町子ども会リサイクル環境教育事業助成金により、再資源化に関する地域の取組を支援するとともに、子どもたちの環境意識の向上を促進します。
- 町食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス対策の強化を図ります。

主な事業

- ごみ減量化対策事業

取組の成果

ごみの発生抑制と再利用・再資源化が全町的な行動に発展し、資源循環型社会の形成が進んでいます。

4213 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

展開方針

- 霞クリーンセンターの保守点検、維持補修工事等を計画的に実施することにより施設の使用目標年数を踏まえた延命化と安定稼働を図ります。
- 県ごみ処理広域化計画で示されたごみ処理の広域化について、ブロック内の7市町村及び関係団体と連携し、具体的に検討していきます。

主な事業

- 施設維持管理事業

取組の成果

循環型社会の形成に向け、ごみ処理施設が適正に運営・維持管理されています。



2 自然環境の保全

◎ 目指すまちの姿

自然環境を保全する活動が多く町の民等によって支えられ、限りある自然資源を次世代に良好な状態で継承するまちづくりが進んでいます。



指標

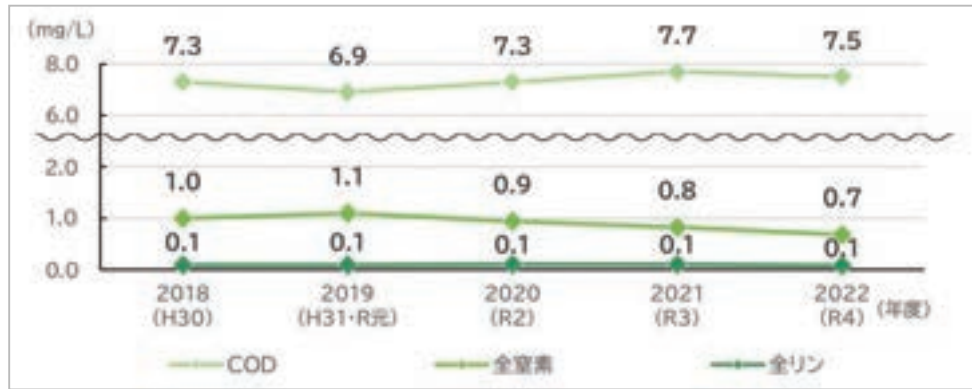
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町森林整備事業の整備面積	0.34(ha)	↗
霞ヶ浦水質検査のCOD [※]	7.5 (mg/L)	↘

現状

- 本町は、日本で2番目に広い面積を有する霞ヶ浦の南岸に面し、平地林が広がる緑豊かな稲敷台地であり、良好な自然環境と、霞ヶ浦越しに筑波山を望むことができるすばらしい自然景観を有しています。また、野草、野鳥、昆虫等の多種多様な動植物が生息し、谷津田、里山に代表される美しい日本の原風景が残っています。この豊かな自然を次世代に良好な状態で引き継ぐことが、現代を生きる私たちの使命となっています。
- 平地林を活かした「ふれあいの森」では、全体面積12haの区域に5つの森と芝生広場や疎林広場、バーベキュー広場等を配置し、自然観察や散策、スポーツ・レクリエーションの場として、多くの町民に利用されています。
- 霞ヶ浦の水質浄化と安定した水資源の確保を目指し整備が進められている霞ヶ浦導水事業の早期完成に向け、霞ヶ浦導水事業建設促進協議会に参画し、県、関係市町村と連携し、国への要望活動を行っています。
- 森林湖沼環境税を活用した浄化効果の高い高度処理型合併浄化槽の設置補助や下水道への接続補助等により、生活排水対策の充実・強化を図っています。
- 町内を流れる花室川、清明川、乙戸川、桂川の4河川は、最終的にはすべて霞ヶ浦に流入しています。霞ヶ浦の水質を監視する水質監視員を各河川2名ずつ配置し、河川の異常等に即応できる体制を整えています。

COD：Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量のこと。水中に含まれている有機物の量を測るための指標で、数値が大きいほど、有機物が多いことを示す。

霞ヶ浦の水質の推移



資料：霞ヶ浦問題協議会、茨城県ホームページ

ふれあいの森



霞ヶ浦清掃大作戦



私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条チラシ

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条

～霞ヶ浦の汚れの原因の一つは「生活排水」です～

みんなで次のことを守り、霞ヶ浦の水質浄化に努めましょう。

- 1 自宅では目の届かない排水口やトイレ、洗面所、キッチンなどの排水口、水漏れキットなどで排水口へのゴミを防止しましょう。
- 2 排水口の掃除はリサイクルの一環として回収を推進しましょう。また、回収が困難な場合は使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固形剤で固めたりしてゴミとして出しましょう。
- 3 排水口の汚れはゴムベラで落としたり、紙でふいてから通常の洗剤で洗いましょう。又はアクリルたわしを利用しましょう。
- 4 自然の資源をばらばらにして燃やさないようにしましょう。
- 5 お風呂の残り湯は有効に使いましょう。
- 6 水回や換気などを定期的に掃除しましょう。
- 7 川や湖や海にゴミを捨てないようにしましょう。
- 8 排水や尿、糞便などへの肥料や養分は使いすぎないようにしましょう。
- 9 排水道への掃除や高圧洗浄機を設置しましょう。
- 10 浄化槽は定期的に保守点検、清掃、取付検査を実施しましょう。

地球環境保全のために「モッタイナイ」の暮らしを心掛けましょう。

霞ヶ浦問題協議会

全窒素：水中に含まれるすべての窒素化合物のこと。値が高いほど富栄養化が進んでいることを示す。
全リン：水中に含まれるリン化合物全体のこと。富栄養化を促進する原因になる物質。

課題

- 農村地域は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。近年、農業者の減少や高齢化が進み、農業生産に伴う共同活動等により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じています。
- 木材価格の長期低迷や森林管理者の減少及び高齢化により、森林所有者個人で適切に管理していくことが困難となっています。森林の公益的機能を維持していくための対策を講じる必要があります。
- 農業・農村の多面的機能の発揮と維持のため、高齢化等により活動の継続が困難になっている地域の共同活動を支援するための対策を講じる必要があります。
- 泳げる霞ヶ浦の実現は、条例等の規制強化だけでは困難であり、法令の遵守を促すとともに、霞ヶ浦周辺の住民、企業、行政が一体となって霞ヶ浦水質浄化運動の推進に取り組むことが重要です。

役割

行政

- 里山や荒廃した平地林の保全・整備を推進するため、保全・再生活動に取り組む町民、団体等を支援します。
- 農業・農村の多面的機能を維持・向上させる地域の共同活動を支援します。
- 高度処理型合併浄化槽の設置補助や下水道への接続補助等により、生活排水対策の充実・強化を図ります。
- 国、県、霞ヶ浦問題協議会等と連携し、霞ヶ浦の浄化に関する意識啓発を図るとともに、イベント等の開催を通して、霞ヶ浦が持つ自然環境の魅力を積極的に発信します。

町民等

- 町の自然環境の保全には多くの人々の協力が必要となっていることを理解し、NPO法人等の活動に積極的に参加することが期待されます。
- 森林所有者は、森林が持つ機能を理解し、適正に管理することが期待されます。
- 霞ヶ浦清掃大作戦、関係団体が主催するイベントや清掃活動等に参加し、霞ヶ浦の環境美化に関心を持つことが期待されます。
- 町民一人一人が霞ヶ浦の水が生態系に循環していることを認識し、「私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条」に取り組むことが期待されます。

個別施策の展開

4221 森林と平地林の保全

展開方針

- 森林等の保全・整備に向けた町森林整備計画に基づく取組を推進します。
- 森林環境譲与税を活用した平地林保全整備事業により、荒廃した平地林等の森林整備を行います。
- 農業・農村の有する多面的機能や地域資源の質的向上を図る共同活動を積極的に支援するとともに、新規活動組織の立ち上げを促進します。
- ふれあいの森のトイレを再整備するとともに、老朽化したバーベキュー施設の改修等を含め、より多くの人々の憩いの場となるよう再整備計画を策定し、計画的な整備を行います。

主な事業

- 平地林保全整備事業
- 多面的機能支払交付金事業

 取組の成果

荒廃した平地林等の森林整備が進み、農村環境が持つ多面的な機能が適切に保全され、ふれあいの森には多くの賑わいが生まれています。

4222 霞ヶ浦及び河川の水質保全

展開方針

- 「私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条」の普及啓発を強化します。
- 公共下水道、農業集落排水への加入、高度処理型合併浄化槽の普及を促進します。
- 「泳げる霞ヶ浦」を目指し、霞ヶ浦流域 21 市町村で構成される霞ヶ浦問題協議会や町家庭排水浄化推進協議会の活動を推進します。
- 家庭用使用済み天ぷら油の回収や、水質浄化キャンペーン等を開催し、家庭排水の適正な処理を推進します。
- 霞ヶ浦導水事業の早期実現に向け、霞ヶ浦導水事業建設促進協議会の活動を推進します。

主な事業

- 環境政策事業
- 浄化槽設置事業

 取組の成果

霞ヶ浦及び河川の水質浄化の取組が進むとともに、その豊かな水辺環境を体感できます。



3 良好な生活環境の確保

◎ 目指すまちの姿

町民一人一人が環境美化活動に取り組み、動物愛護に理解を深めることにより、安全安心で快適な生活環境が確保され、互いに暮らしやすいまちとなっています。



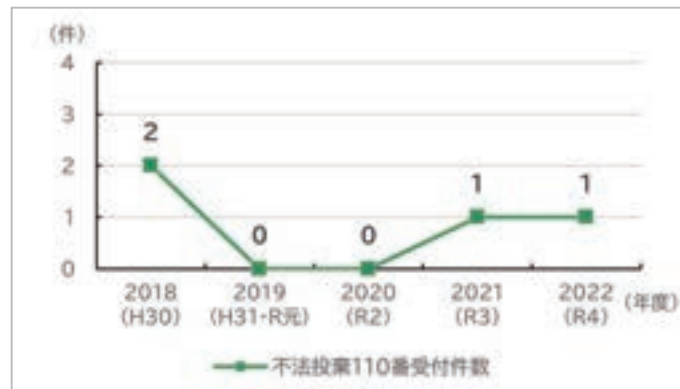
指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
騒音・振動・悪臭等の指導後の対応率	100(%)	→
空地の雑草苦情による指導後の対応率	90.0(%)	→

現状

- 野焼き、ごみのポイ捨て、ごみ集積所のごみの散乱、管理不全である空地、空家等のモラルの欠如や管理の不徹底について、原因者に対する指導により是正を図っています。
- 生活公害となる、騒音、悪臭、水質汚濁、ほこり、ごみ等、生活環境に悪影響を及ぼす事案が発生した際は、早期解消に向け原因者に対する指導により是正を図っています。
- 圏央道のインターチェンジが2か所ある本町は、アクセス性の高さから、ゲリラ的不法投棄・不適正残土が増加しています。不法投棄未然防止や早期発見に向け、平日日中に加え平日夜間及び土日祝日のパトロール、注意喚起看板の設置、監視カメラの設置等、不法投棄対策を強化しています。
- 町内には約110の工場・事業所が立地していることから産業活動による公害対策が重要となります。騒音、振動については町全域が法及び県条例の規制対象となっています。また、工業団地内企業については、町と公害防止協定を締結し、定期的な検査と報告を求め公害の発生防止に努めています。
- 日常生活に欠かせない水を安全で清潔に保つため、上水道未整備地区の井戸水、霞ヶ浦に流入する4つの河川、工業団地からの排水の水質検査を実施しています。
- ペットの飼養放棄、糞害、鳴き声等の問題に対しては、町動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い主の責務と遵守事項等を明らかにし、人と動物とが共生することのできる地域環境づくりを推進しています。
- 放射能対策については、放射線モニタによる測定を継続し、測定結果を町ホームページで公表しています。
- 防火や防犯、景観上の問題がある管理不全な空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法のほか、町空家等対策の推進に関する条例及び施行規則、町空家等対策計画により対応しています。令和4年度末時点の空家等戸数は562戸であり、そのうち特定空家等の認定を受けた物件は4戸となっています。特定空家等のうち1戸については令和5年6月に除却を行いました。

不法投棄 110 番受付件数の推移



資料：廃棄物対策課

課題

- 空地の雑草の繁茂、野焼き、ごみのポイ捨て等、モラルの欠如や管理の不徹底に対しては、啓発活動とともに、監視・指導体制を強化していく必要があります。
- 夜間に人目の少ない場所を狙った建築廃材等の不法投棄は、悪質かつ巧妙化しながらゲリラ的に発生していることから、町民の安全・安心な生活環境を守るため、その根絶が求められています。
- ペットの飼養放棄、糞害、鳴き声、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やり等の問題解決には、飼い主のマナー意識の向上と地域の理解と協力が必要です。
- 空家等は今後も増加が見込まれ、その対策が急務となっていますが、土地・建物の所有者、管理者、相続人等の確認及び権利関係の整理が煩雑かつ難解なケースが多く、対策の障害となっています。
- 特定空家等は、認定から除却までに数年を要していることから、生活環境の早期改善に向け、短期集中的に対策を講じていく必要があります。

役割

行政

- 不法投棄パトロールによる監視を継続し、警察、県との連携を強化するとともに、警告看板、監視カメラの設置や通報体制の構築による未然防止に取り組みます。
- 町環境美化条例に基づき、環境保全の推進、美観の保護及び資源の有効利用を、町民、事業者等との協働により推進します。
- 町内クリーン作戦の実施や各行政区等が実施するミニクリーン作戦の支援等により、行政と連携した住民活動を促進します。
- 町民、事業者等に対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上に取り組みます。
- 放射線モニタの測定結果を町ホームページで定期的に公表し、放射線量に関する正確な情報を周知します。
- 町動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、町民、飼い主等と連携し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。
- 管理不全な空家等の発生を抑制するための啓発活動と空き家バンク^{*}等の利活用を促進します。
- 管理不全な空家等の所有者等に対し、町空家等対策の推進に関する条例に基づき、必要な助言及び指導を行います。

町民等

- 不法投棄の発生を防止するため、所有地の適正管理、不法投棄禁止看板の設置等、危機管理意識の向上と対策が期待されます。
- 不法投棄を発見したときは、いち早く「不法投棄 110 番 (0120-536-380)」に連絡することが期待されます。
- 環境美化ボランティア活動等に積極的に参加することが期待されます。
- 町民一人一人が日常生活を発生源とする生活公害について正しい知識を身に付け、地域や近隣との良好なコミュニケーションのもと、公害やトラブルの未然防止に努めることが期待されます。
- ペットの飼い主等は関係法令を遵守し、終生飼養に努め、みだりに繁殖させないための措置を講じるとともに、ペットの生態、習性等を理解し、周辺環境に配慮した飼養が期待されます。
- 空家等の所有者等は、空家等が周辺の住環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において適正に管理するとともに、空き家バンク制度を積極的に活用していくことが期待されます。

空き家バンク：空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空家等に関する情報を公開し、空家等の利活用を希望する人に紹介する制度のこと。

個別施策の展開

4231 環境美化の取組強化

展開方針

- 不法投棄が懸念される箇所について、民間警備会社による夜間パトロール、環境保全監視員によるパトロールを実施するとともに、不法投棄禁止看板や監視カメラの設置等を行います。
- 放置された雑草や雑排水等、生活環境に影響を与える通報があった場合には、現地確認の上、原因者への指導等、適切に対処します。
- 町民、事業者等と連携した環境美化活動を実施するとともに、知識の普及及び意識の向上を図ります。
- 公害の発生を防ぐため、公害発生情報の収集と監視を強化し、問題発生を確認した際は、速やかに原因者に指導するなど適切に対処します。

主な事業

- 不法投棄対策事業
- 環境政策事業
- 公害対策事業

- **取組の成果** 不法投棄根絶に向け町全体の監視体制が強化されるとともに、住民活動によって地域の環境や美観が保たれています。

4232 動物愛護の意識啓発

展開方針

- ペットの飼い主のモラル向上とマナーの徹底を図るための取組を推進します。
- 飼い犬の登録や毎年狂犬病予防注射の実施について、町民への啓発と指導に取り組みます。
- 人と動物が共生することができる地域環境づくりを実践するため、町動物愛護協議会が実施する譲渡会、一時預かりボランティア等の事業を支援します。
- 去勢又は不妊手術費用の一部を補助し、無秩序な繁殖による捨て犬、捨て猫等の発生を予防します。

主な事業

- 動物愛護事業
- 狂犬病予防事業

- **取組の成果** 動物の愛護と動物の適正な飼養及び管理についての関心と理解が深まり、ペットが家族の一員として大切にされ、地域社会との調和が図られています。

4233 空家対策の推進

展開方針

- 町内の空家等の実態調査を行い、空家等の所有者等への適正管理指導を強化し、管理不全な状態である空家等の解消に取り組めます。
- 町空家等対策計画を改定し、増加傾向にある空家等への対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 空家等の有効活用を通して、空家等の管理不全を予防するため、空き家バンクの利活用を促進します。

主な事業

- 空家等対策事業

➤ 取組の成果 空家等の適正な管理や除却が進み、良好な住環境が守られています。

第5章

快適でうるおいのあるまちづくり

コンパクトシティの形成に向けた取組の推進、都市機能の誘導、公共交通の充実、道路や多世代が憩える公園等の都市基盤の整備など、5万人都市にふさわしい安心して住み続けることのできるまちづくりに取り組みます。



第1節 持続可能な都市づくり

- 1 計画的な土地利用
- 2 快適な市街地の整備
- 3 交通体系・公共交通の充実
- 4 道路の整備及び維持・修繕
- 5 景観形成と公園・緑地の充実
- 6 良好な住宅・住環境づくり

第2節 安定的な都市基盤づくり

- 1 上水道の整備及び維持・管理
- 2 下水道の整備及び維持・管理
- 3 河川・水路の環境整備

指標名	方向性
道路環境が安全に整備されていると感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 計画的な土地利用

◎ 目指すまちの姿

計画的な土地利用が行われ、快適で住み続けられるまちになっています。



指標

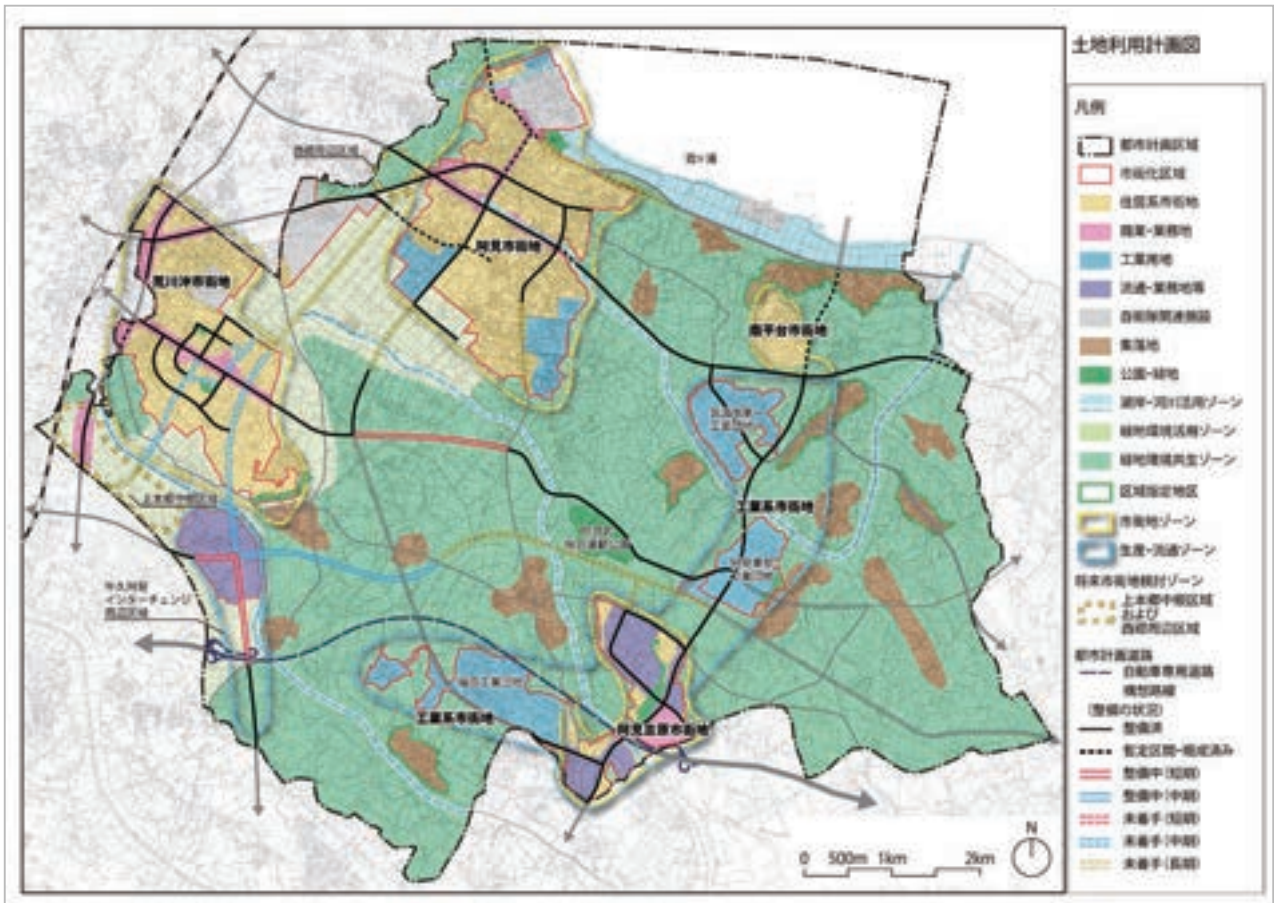
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
居住誘導区域内の人口密度	30(人/ha)	↗

現状

- 都市基盤整備や市街地開発等、計画的な土地利用を図ることで利便性の高い生活環境を整え、快適なまちづくりを推進しています。近年は荒川本郷地区での住宅開発を主とした土地利用により、子育て世代を中心に人口定着が進んでいます。
- 人口減少社会にも対応した持続可能な都市構造であるコンパクトシティへの再構築を実現するために、令和2年度に町立地適正化計画を策定しました。
- 上本郷地区及び阿見東部工業団地周辺地区においては、開発ニーズや立地特性を鑑み市街化調整区域の地区計画を定め、都市的土地利用を推進しています。
- 市街化調整区域においては、平成30年度に6地区（上島津、下島津、君島、上条、追原、福田の一部）において区域指定制度[※]を導入しました。

区域指定制度:市街化調整区域における既存集落の維持・保全のため、一定の基準を満たした土地の区域について、県に指定の申し出を行い、指定された区域であれば、誰でも住宅等の一定の建築物の建築が可能となる制度のこと。

都市計画マスタープラン 土地利用計画図



資料：都市計画課

課題

- 新市街地では若年層を中心とした人口流入は継続してみられますが、市街化調整区域^{*}における人口流出や既成市街地の高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。
- 土地区画整理事業として都市計画決定されたものの、事業が休止している地区については、まちづくりの方向性を示し、地区計画制度^{*}等の活用による新たなまちづくりの推進方策の検討が必要です。
- 荒川本郷地区では、都市的土地利用への転換が進んでおり、適切な土地利用の誘導とともにまちの魅力向上のため、用途地域や地区計画を変更していく必要があります。
- 上本郷中根区域の市街化調整区域については、既成市街地や周辺の土地利用の状況を見極め、将来に向けた都市的土地利用の検討が必要です。
- 圏央道の供用開始により産業用地の需要が増大しているため、生産・流通ゾーン内で市街化調整区域の地区計画等を活用した産業系土地利用の誘導を検討することが必要です。
- 南平台地区については、周辺集落を含めた地域の拠点としての機能充実を図るため、良好な市街地環境を維持するとともに、適切な土地利用の誘導を検討する必要があります。
- 農地や貴重な緑地の保全、集落地の生活環境の維持・保全を図るために、土地利用を誘導する際には、自然環境との調和・共生を考慮することが必要です。

市街化調整区域：市街化を抑制し、優れた自然環境などを守る区域として、開発や建築が制限されている区域のこと。

地区計画制度：建築基準法や用途地域では制限できない、地区の特性に応じたまちづくりに関する細かなルールを地区単位で定め、住民参加のまちづくりを目指す手法のこと。

役割

行政

- 農地・森林の保全と、都市の健全な発展、秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適切な運用に努めます。

町民等

- 自然と共存し、ふるさととして町を守り、育むという観点から土地利用制度について理解を深めることが望まれます。

個別施策の展開

5111 適正な土地利用の推進

展開方針

- 町立地適正化計画に基づくコンパクトシティの実現に向けた取組を推進します。
- 町立地適正化計画において設定した居住誘導区域内の人口密度を維持しながら、都市機能誘導区域へ生活サービス施設を誘導することで生活利便性の向上を図ります。
- 土地利用に関する関連法律の適正な運用を図り、市街地や産業基盤としての活用と、農地や林地の保全との調和の取れた土地利用を推進します。

主な事業

- 都市計画事務事業

➤ **取組の成果** 持続可能な都市経営のために、合理的な土地利用が誘導されています。



2 快適な市街地の整備

◎ 目指すまちの姿

5万人都市の人口規模にふさわしい、すべての人が日常生活を快適に送ることができる都市機能を備え、愛着を持って住み続けたいと感じられるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
牛久阿見インターチェンジ周辺開発事業の推進率	—（％）	↗

現状

- 圏央道阿見東インターチェンジ周辺の有効な土地利用を図るために行われた、県による阿見吉原土地地区画整理事業は、令和2年度に換地処分、令和3年度末に事業が終了し、商業、流通、生産等と良好な住宅環境が調和したまちづくりを進めています。
- 荒川本郷地区では、都市基盤整備公団[※]（現独立行政法人都市再生機構）から譲り受けた約39haの土地について、民間のノウハウと資金の効果的な活用を図るため、公募方式等による町有地の処分を行い、行政の適正な指導のもとに土地地区画整理事業や開発行為による市街地整備が進捗しています。また、荒川本郷地区まちづくり方針や地区計画により、良好な住環境が形成されています。

荒川本郷地区住宅着工件数の推移



資料：都市計画課

都市基盤整備公団：1999年に住宅都市整備公団を受け継いで設立された公団のこと。2004年に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合し、独立行政法人都市再生機構となった。

阿見町実穀地区 IC 周辺まちづくり基本調査実施区域



荒川本郷地区の開発の様子



課題

- 荒川本郷地区では、市街地整備が進み定住人口が増加していますが、整備と併せて新市街地として必要とされる公共公益施設の整備が必要です。
- 圏央道インターチェンジ周辺地区、幹線道路沿線では、地域振興に資する新たな市街地の形成を目指し、産業創出の拠点として、生産・流通系の土地利用を検討する必要があります。
- 上本郷中根地区については、広域的な土地利用の方針や、市街地開発の機運を見極め市街地整備について検討が必要です。

役割

行政

- 社会情勢や地区の特性を考慮しながら、計画的な市街地形成を推進します。
- 魅力ある市街地形成を進めるため、民間事業者と連携したまちづくりに取り組みます。

町民等

- 身近な地域やまちの環境に関心を持ち、ふるさととして誇りを持てるまちづくりに向け、進んでまちづくりに参加することが期待されます。

個別施策の展開

5121 市街地開発と都市施設の整備

展開方針

- 地権者と連携を図り開発事業の支援を行い、適正かつ円滑な行政手続を行います。
- 町有地を活用した民間開発を適正に誘導し、良好な市街地の形成と都市施設の整備を図ります。
- 町有地を活用した民間開発を適正に誘導し、賑わいの創出とともに緑豊かでゆとりある市街地の形成を図ります。

主な事業

- 牛久阿見インターチェンジ周辺開発事業
- 荒川本郷地区まちづくり事業

 取組の成果

生産・流通機能が集約した新たな市街地や賑わいと魅力のある都市拠点の形成に向けて、土地の高度利用と都市基盤整備が進んでいます。



3 交通体系・公共交通の充実

◎ 目指すまちの姿

地域の実情に合わせて公共交通が再編され、町内移動や駅までのアクセスがスムーズになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
デマンドタクシー「あみまるくん」 [※] の乗降客数	11,306(人/年)	↗

現状

- 本町を取り巻く広域的な公共交通網は、JR常磐線やつくばエクスプレス、常磐自動車道、圏央道等で構成されています。
- 荒川本郷地区や吉原地区等の新市街地の形成とともに、都市計画道路の整備によりハード面での利便性が着実に向上しています。
- 鉄道駅を擁していない本町にとって、町民の移動手段はマイカーもしくは家族等の送迎による自家用車の利用が主となっていますが、路線バス、デマンドタクシー「あみまるくん」、スクールバス、タクシー等の交通手段により、自動車の運転免許証を所有しない学生、高齢者、障害者等の交通弱者に対しても移動手段を確保しています。
- 停留所の増設等、既存バス路線の運行事業者と運行改善の取組を進めています。
- デマンドタクシー「あみまるくん」の利便性を向上させる施策を展開しています。

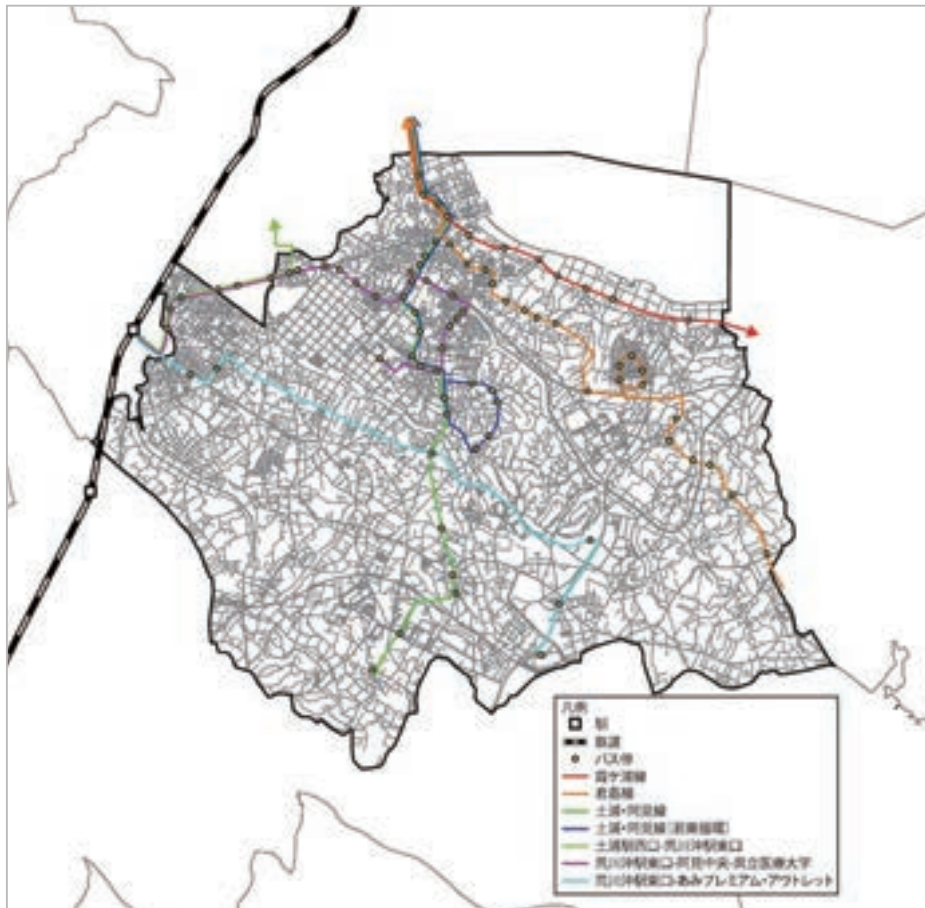
デマンドタクシーの利用登録者数と乗降客数の推移



資料：地域公共交通活性化協議会

デマンドタクシー「あみまるくん」：ドア・ツー・ドアの利便性と、乗合・低料金というバスの経済性を合わせた移動サービスのこと。本町では利用者登録した方を対象に、デマンドタクシー「あみまるくん」が町内を運行している。

町内の路線バスの運行状況



課題

- 路線バスの利用者数の減少が進んでいる中で、本町で運行しているデマンドタクシー「あみまるくん」のさらなる利用促進を図る必要があります。
- 全国的な高齢化の進展による高齢ドライバーの交通事故、自動車運転免許証の自主返納者の増加により、公共交通の必要性が一層高まっているため、免許を返納しても安心して暮らせる環境をつくる必要があります。
- 駅までのアクセス手段として公共交通を利用する人が少ない状況であり、自家用車に依存せずとも駅までアクセスできる手段を拡充する必要があります。

役割

行政

- 町地域公共交通計画に基づき、地域特性に応じた持続可能な公共交通の実現に取り組みます。
- 地域公共交通の維持確保に向け、町民と一体となり、国、県、交通事業者に対し要請活動等を行います。
- 公共交通機関利用促進のための啓発活動や情報提供を行います。

町民等

- 交通事業者は、利用者のニーズに対応した交通サービスを提供するとともに、利用促進に向けたPRや関係機関との連携を強化することが期待されます。
- 地球環境の保全や公共交通の維持に関心を持ち、これまでよりも公共交通を利用していくことが期待されます。

個別施策の展開

5131 公共交通の確保と利便性向上

展開方針

- 安心して暮らしやすいまちづくりを念頭に、町民のニーズに応じた地域公共交通の検討を実施します。
- 路線バス事業者及び利用者の支援について検討し、さらなる利便性の維持・向上を図ります。
- デマンドタクシー「あみまるくん」の活発な利用を目指し、周知や利用機会の創出について検討します。

主な事業

- 公共交通推進事業

➤ **取組の成果** 地域特性に応じた持続可能な地域公共交通が実現されています。



4 道路の整備及び維持・修繕

◎ 目指すまちの姿

誰もが安全で円滑に移動ができ、災害時や緊急時にも対応できる防災・減災に資する道路になっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町道整備の進捗率※	64.0(%)	↗
荒川本郷地区都市計画道路の整備率	53.3(%)	↗

現状

- 町民の生活に密着した道路は、歩行者や自動車の通行機能をはじめ、上下水道やガス等のライフラインの収容空間や防災・減災に必要な空間機能等、様々な役割を担っています。市街地内の生活道路は、幅員4m以上確保を原則とし、整備はおおむね完了する見通しです。
- 歩行者や自転車利用者がより安全に安心して快適に移動できるよう、人にやさしい道路環境の形成を図っていますが、既存道路の舗装や橋梁等の道路施設については、老朽化に伴う劣化が進んでおり、危険箇所の早急な修繕のほかに、定期点検を基にした長寿命化計画に基づく計画的な修繕工事を行っています。
- 都市計画道路は都市の骨格を形成し、都市の健全な発展を支えるとともに、機能的な都市活動を確保するための最も基幹的な道路です。本町には3つの市街地が存在しており、各市街地間での円滑な移動連絡を図るため、広域的な道路ネットワークとして都市計画道路の整備を進めています。都市計画道路の整備により市街地においては、良好な道路交通網の確立と生活道路における通過交通を排除し、利便性と安全性の向上を図っています。

町道整備の進捗率：道路実延長に対する舗装済延長の割合のこと。

寺子・飯倉線（整備時）



寺子・飯倉線（完了時）



課題

- 計画的な修繕を継続し、道路を良好な状態に保つとともに、予防保全や地域の実情に合った柔軟な道路整備手法を取り入れ、将来の維持管理費用の削減を図る必要があります。また、道路排水については、流末がなく排水溝の設置ができない道路での新たな排水方法を検討する必要があります。
- 少子高齢化の進行等に対応するための道路バリアフリー化、子どもの命を守るための通学路や未就学児が集団で日常的に移動する経路の交通安全対策に力を入れる必要があります。
- 急速に市街化が進む荒川本郷地区においては、都市計画道路や地区施設道路が一部未整備であることから、ボトルネックによる交通渋滞の発生や狭小な生活道路への車両の流入により、安全で安心な生活環境に影響を与えています。今後は地区内の道路環境の向上を目指し、都市計画道路の整備や開発行為等に併せて地区施設道路を整備する必要があります。
- 町の東部には工業をはじめ、産業系の土地利用が形成されており、東西の幹線道路である都市計画道路寺子・飯倉線の整備を進め、JR荒川沖駅を含め西部地区との交通機能の強化を図る必要があります。
- 救急・医療の緊急時や災害時において、町内外の医療拠点や防災拠点を結ぶアクセス道路として広域的な道路ネットワークを構築する必要があります。
- 都市計画道路の整備には多額の事業費と期間が掛かることから、財源の確保と地元の理解を得る必要があります。

ライフサイクルコスト：新設、維持管理、改築、処分を含めた施設の建設から廃棄までに要するすべて費用の総計のこと。

役割

行政

- 将来的な交通量や費用対効果を踏まえ、中長期的な視点に立った計画的な整備を進めます。
- 町の骨格となる幹線道路ネットワークを確立し、災害時、緊急時における防災力の強化を進めます。
- 道路や橋梁の長寿命化とライフサイクルコスト^{*}の縮減に取り組みます。
- 生活道路の整備や交通安全対策に当たっては、地域、学校、警察等との連携を強化し十分に住民との合意形成を図ります。

町民等

- 安全で快適な道路を維持するために、危険箇所の通報等、情報提供が期待されます。
- 自治会をはじめ、町民が道路里親制度の理解を深め、道路の清掃や除草、花壇の管理等、地域が主体となって道路里親制度に取り組むことが期待されます。
- 計画的な道路整備に向け、事業の実施に対する理解を深めるとともに、安全で快適な道路を整備するための協力が望まれます。

個別施策の展開

5141 生活道路の整備・維持・修繕

展開方針

- 町道整備については、国の交付金制度等を活用するとともに、それぞれの地域の実情に合った手法を取り入れることにより、一層の道路整備推進に努め、町民の生活環境の向上を図ります。
- 道路や橋梁の定期的な点検結果を基に計画的修繕を進め、老朽化対策を図ります。
- 地域の安全性と生活の利便性の向上に寄与するため、地区施設道路の整備を推進します。

主な事業

- 道路新設改良事業
- 道路橋梁維持補修事業

➤ **取組の成果** 安全で快適な町道となり、町民の生活環境が向上しています。

5142 都市計画道路の整備

展開方針

- 町の東西の道路ネットワークを強化するため、都市計画道路寺子・飯倉線の整備を推進します。
- 急速に市街化が進む荒川本郷地区において安全・快適な道路環境を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

主な事業

- 都市計画道路寺子・飯倉線整備事業
- 荒川本郷地区都市計画道路整備事業

➤ **取組の成果** 都市計画道路の整備により、安全・快適で地域の活性化を促す道路交通ネットワークが確立しています。



5 景観形成と公園・緑地の充実

◎ 目指すまちの姿

町民にうるおいと安らぎを提供する良好な景観が育まれ、町民と行政による管理が行き届き、市街地と緑が調和した美しく魅力あるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町民一人当たりの都市公園面積	7.7(㎡)	↗
公園緑地里親制度の活動箇所数	57(か所)	↗

現状

- 本町では、町景観条例に基づいた、町民の森制度や生垣の助成制度を実施しています。また、沿道の景観を的確に誘導し、良好な状態を保つため、景観形成道路の指定を行うなど、景観に関する各種施策を推進しています。
- 町景観条例に基づき、うるおいあるまち並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。
- 公園は、自然や運動に親しめる施設として多くの町民にうるおいとゆとりの空間を提供しています。また、災害時における都市の防災空間としての機能を有するなど、町民に安全安心の場を提供し、生活に密着した都市の基盤となる施設です。
- 本町では、町全域の町民が運動に利用することを目的とした公園として町総合運動公園が整備され、スポーツ・レクリエーション活動等に活用されています。市街地には、街区公園や近隣公園が整備され、身近な自然とのふれあいや地域コミュニティの形成等、多岐にわたり活用されています。
- 土地区画整理事業を実施した本郷第一地区や岡崎、中郷、吉原地区においては、計画的に公園の整備が進められ、新市街地における良好な住環境の提供が図られています。
- しかし、既存市街地においては依然として公園が不足しており、都市公園法では、都市公園の住民一人当たりの面積は、10㎡以上が求められていますが、本町での町民一人当たりの都市公園面積は令和5年4月時点で7.7㎡にとどまっています。
- 公園の施設については毎年点検を実施し老朽化への対応や安全性の確保を図っていますが、少子高齢化の進展により地域住民の世代構成が変化したため、近隣住民のニーズに合わなくなり、利用率が低下した公園もあります。

町民一人当たりの都市公園面積の推移



資料：都市整備課

本郷親水公園



公園里親活動後の様子



課題

- 貴重な自然環境の保全や市街地の緑化等を積極的に進めていく必要があります。
- 景観形成においては、公共空間だけではなく、宅地や建築物も景観を形成する要素となります。また、良好な景観の創出や維持においては、町民や事業者の参画が不可欠であることから、今後も町民と行政が協力しながら、美しい景観づくりや景観保全活動を推進していく必要があります。
- 町景観条例の対象となる建築行為等の届出者や設計者に施策の趣旨や制度を理解し、賛同してもらうことが必要です。
- 町景観条例の制定から20年以上が経過し、社会状況を踏まえた見直しが必要となっています。
- 近年急速に市街化が進む荒川本郷地区においては、開発単位の小さな公園が点在している状況であるため、地域のコミュニティ形成を図るためにも近隣公園の整備が求められています。
- 現在利用されている公園・緑地の遊具やベンチ等の施設については、引き続き巡回や点検を強化して、老朽化への対応、安全性の確保及び機能性の保持を図り、公園としての機能や美観に配慮した管理を行う必要があります。
- 地域住民のニーズ等を踏まえた公園機能の見直しを行い、施設の更新時に遊具から休憩施設に変更するなど、公園設備の更新を進める必要があります。
- 公園・緑地の環境を維持していくには、公園緑地里親制度を活用した地域や町民との協働による維持管理を推進していく必要があります。

役割

行政

- 指定された景観形成道路については、沿道景観形成基準に基づき、美しい景観となるよう誘導します。
- 新規路線についても、必要に応じて景観形成施策を展開します。
- うるおいのある市街地景観を創出するため「町民の森」を指定します。
- 公園に対する関心や親しみが持てるよう、公園利用者の意見を取り入れた公園づくりに取り組みます。
- 公園を安心安全に利用できるように、定期的な点検や施設の修繕を行います。
- 公園に愛着を持って利用してもらうために、公園里親制度の拡充を図ります。

町民等

- 町民や企業は、本町の景観形成施策の趣旨を理解し、協働の取組を積極的に行うことが期待されます。
- 市街地の緑の確保及び里山の保全に関わることを期待されます。
- 美しい景観づくりを進めるため、助成金制度の活用が期待されます。
- 町が行う公園利用者の意見を取り入れた公園づくりに、積極的に参加することが期待されます。
- 公園の利用に当たっては、ルールやマナーを遵守し、すべての世代で誰もが利用したくなる空間の創出に努めることが期待されます。
- 公園に対する関心や親しみをもち、町と協働して公園管理に取り組むことが期待されます。

個別施策の展開

5151 景観の保全とまち並みづくり

展開方針

- 魅力あるまち並みづくりを推進するため、町民や企業に対し、景観についての意識啓発を行います。
- 町民との協働により、美しい景観を確保するための取組を行います。
- 町景観審議会において、各種助成金は制度等の再検討を諮ります。

主な事業

- 景観形成事業

➤ **取組の成果** 町民や企業の協力により、美しく魅力ある景観となっています。

5152 安全で快適な公園・緑地の整備と維持管理

展開方針

- 人口が急増している荒川本郷地区に地域の顔となる公園を整備し、賑わいと交流拠点を創出します。
- 公園緑地里親制度に関する案内、情報提供を幅広い層に行い、公園緑地里親の活動箇所数の増加と公園に対する愛着心の向上に努めます。
- 安心して快適な環境を維持するために見回りや点検、計画的な修繕改修を行い使用不可と診断される遊具の低減に努めます。

主な事業

- 公園緑地整備事業
- 公園緑地運営管理事業
- 公園緑地維持修繕事業

➤ **取組の成果** 公園や緑地により、うるおいと安らぎの公共空間が提供され、町民が安心して快適に利用しています。



6 良好な住宅・住環境づくり

◎ 目指すまちの姿

町民が快適で安心して暮らせる住環境が整っています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
空き家バンクの登録物件数	3（件／年）	→
曙アパートの入居率	69.2（%）	↗

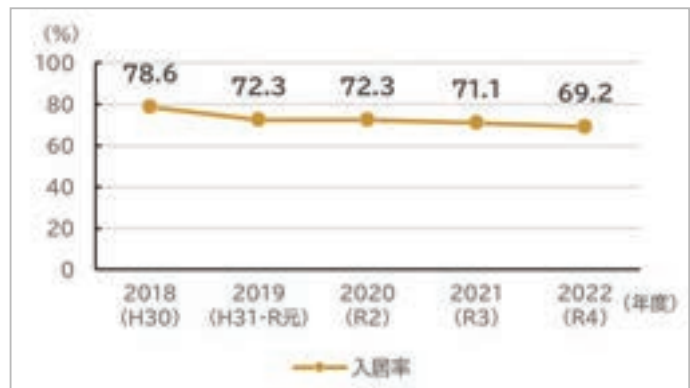
現状

- 本町は、近年、急激に人口が増加しており、今後も住宅需要の拡大が見込まれます。
- 建物の老朽化やライフスタイルの変化に伴い、耐震化が必要な建物や空家がみられるため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震性を確保する耐震化支援や、空き家バンク制度を導入し、空家を利用したい人と利用してもらいたい人のマッチングを行っています。
- 町内の大規模盛土造成地では、大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を実施し住民への情報提供等を行っています。
- 町営住宅については、令和4年度末現在、6団地134棟301戸の管理を行っていますが、曙アパートを除く5団地115棟142戸については、用途廃止の方針となっているため、修繕は最小限にとどめ、退去後は新たな入居者を募集せず解体を進めています。

町営住宅



曙アパートの入居率の推移



資料：都市整備課

課題

- 既成市街地では、狭小道路が散在しており、住宅密集地等においては、防災機能の向上等、安全で安心な住環境を形成していく必要があります。また、新市街地における住宅地については、将来にわたって良好な住環境が守られるよう、地区計画制度により適正な誘導を図っていく必要があります。
- 住宅所有者の死亡や転居、実家を相続した子等が居住しないなど、様々な理由により、管理不全な建物が増加しています。そのような空家が、住環境の安全・安心を脅かす一因となることや、地域の活力を低下させることが懸念されます。
- 空き家バンク制度について、物件の登録件数が少なく、十分に機能していないため、制度の見直しを検討するとともに、周知の徹底を図る必要があります。
- 大規模盛土造成地における優先度評価を行った箇所については、第二次スクリーニング調査を行い、安全性を確認する必要があります。
- 町営住宅については、老朽化が進んだ施設を今後も長期間安全に使用するため、施設の修繕だけでなく、給湯設備の設置等、現在のライフスタイルに合った設備を整備することにより、町営住宅のさらなる有効活用を図る必要があります。また、入居者の高齢化や現状を踏まえ、ユニバーサルデザイン^{*}を意識した整備を進める必要があります。
- 用途廃止とした町営住宅跡地の利活用についても、町有地の有効利用を図るため、検討を進める必要があります。
- 住宅使用料の納付については、収納率の低下に対し、入居者への啓発を積極的に行う必要があります。

役割

行政

- 新たな市街地、既成市街地等、それぞれの課題・特性に応じた規制・誘導策の提案、町民意識啓発等に取り組みます。
- 町民に対し、地震のリスクや建築物の耐震性確保の必要性について啓発するための諸策を講じます。
- 空き家バンク制度の周知徹底を行い、空家所有者に対して利活用を促します。
- 曙アパートを入居しやすい居住環境に整えます。
- 使用料の納付について、啓発を行い、収納率の向上を図ります。

町民等

- 計画的に土地・建物利用を規制・誘導し、良好な市街地の形成を図る地区計画制度に対する理解と協力が期待されます。
- 住環境の向上についての意識を高め、建て替え時のセットバック等への理解が期待されます。
- 昭和56年以前の建築物所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修に努めます。
- 空家の所有者は、適正な管理と空き家バンク制度の利活用が望まれます。
- 使用料を適切に納付し、住環境の保全に努めるなど、町営住宅の適切な利用が期待されます。

ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、出来るだけ多くの人にとって利用しやすいようにつくられた建築・製品・情報などの設計のこと。

個別施策の展開

5161 持続可能な住環境づくり

展開方針

- 土地区画整理事業実施地区、住宅開発地区等の大規模開発行為等においては、良好な住環境の維持・向上を図るため公共公益的施設整備基準に基づき適正な指導を行います。
- 既存市街地においては、住宅地内道路のスピード抑制対策、狭小道路のセットバック誘導等、身近な環境改善を着実に進めると同時に、地区計画制度の活用に努めます。
- 建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実現するに当たっての費用に対する助成や税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。
- 住環境を保全し、地域の活力を維持するため、改修費用や家財道具等の処分費用の一部補助を行い、空家等の利活用を図ります。

主な事業

- 開発指導事業
- 建築指導事業
- 空家等対策事業

➤ 取組の成果

基準に基づいて適正に開発が進められるとともに、耐震化や空家等の利活用により良好な住環境となっています。

5162 町営住宅の維持・管理

展開方針

- 町公営住宅等長寿命化計画に基づき、曙アパートの長寿命化工事を実施します。
- 曙アパートについては、老朽化が進んだ施設の修繕だけでなく、現在のライフスタイルに合った設備の整備やユニバーサルデザインを意識した整備を進め、有効利用を図ります。
- 曙アパート以外についても、必要最小限の修繕を実施しますが、既入居者の退去後には解体します。

主な事業

- 町営住宅長寿命化事業
- 住宅維持管理事業

➤ 取組の成果

改修された曙アパートが有効活用され、入居者が安心して快適に生活しています。



1 上水道の整備及び維持・管理

◎ 目指すまちの姿

町内全域で、安全・安心な水道水が利用できます。



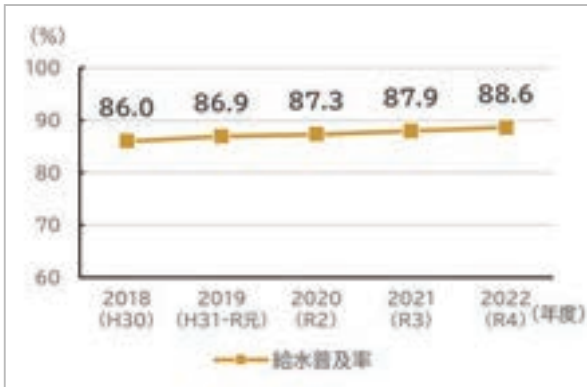
指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
給水普及率	88.6(%)	↗

現状

- 昭和39年度に本町の一部区域において上水道の供用を開始して以降、市街地部から順次水道管の整備を実施しており、2028年度を目標に町内全域にわたる拡張整備を推進しています。また、老朽化した水道施設や非耐震化施設の更新事業を計画的に実施しています。
- 令和3年度策定の県水道ビジョンにおいて、人口減少や老朽化施設対策等の様々な課題に対応していくため、県内の水道を一元化する将来目標が掲げられ、現在は当面の段階的な経営統合に向けて検討が進められています。

給水普及率の推移



資料：上下水道課

水道施設の耐震化率の推移



資料：上下水道課

水質検査の様子



課題

- 本町の給水普及率は、令和4年度末で88.6%と全国平均及び県平均を下回っており、井戸水等の利用における水質面での課題や水道事業の安定した経営に影響が及ぶことが考えられることから、早期の水道管の拡張整備と併せて、水道利用者の増加による普及率の向上を図る必要があります。
- 施設の老朽化が進行していくとともに、水道管の耐震化が図られないことが大きな課題となっていることから、中長期的な視点により計画的に更新事業を推進する必要があります。
- 将来的な人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の更新に伴う費用の増額等の課題により、安定した経営を維持することが困難となることから、経営統合を含めた方針検討を行う必要があります。

役割

行政

- 水道管の拡張整備を推進します。
- 給水普及率の向上を図ります。
- 水道施設の更新・耐震化を進めます。

町民等

- 水資源の大切さを理解し、節水に努めます。
- 給水設備を適切に管理し、漏水の抑制に努めます。
- 上水道料金を適切に納付します。

個別施策の展開

5211 水道水の安定供給

展開方針

- 2028年度完了を目標に、未整備地区への水道管拡張整備を実施します。
- 拡張整備により新たに接続が可能となった地域や未接続世帯に対して、加入分担金に対する補助制度を活用しながら、水道加入を促進します。
- 計画的な水道管の更新及び耐震化を推進します。

主な事業

- 配水施設整備事業
- 老朽管等布設替事業

➤ **取組の成果** 町内全域に安全でおいしい水道水を安定的に供給できています。



2 下水道の整備及び維持・管理

◎ 目指すまちの姿

適正かつ計画的に下水道事業が展開されたことにより、町民の生活環境が向上するとともに、河川・霞ヶ浦の水質が改善されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
公共下水道供用開始率	82.2(%)	↗

現状

- 公共下水道については、昭和59年に本町の一部区域において供用を開始して以降、既成市街地における整備はおおむね完了し、現在は新市街地である荒川本郷地区や、市街化調整区域である筑見地区等の整備を実施しています。今後は、福田工業団地や大規模開発等の区域における下水道の新規整備を予定しています。また、老朽化が進行する下水道施設について、計画的な更新事業を実施しています。
- 農業集落排水については、市街化調整区域に4地区あるすべての処理場において老朽化が進行し、大規模な改修工事が必要な状況となりましたが、処理区域内人口の減少に伴い使用料収入が減少するなど、大規模改修等の適切な維持管理の実施が困難な状況となったため、令和4年度策定の県生活排水バスタープランにおいて農業集落排水を廃止し、公共下水道へ統合する計画を策定しました。
- 霞ヶ浦等の水質を改善することを目的に、公共下水道及び農業集落排水への未接続世帯に対し、接続工事費用の一部を補助する制度を設け、下水道利用者の増加を推進しています。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業以外の地域については、森林湖沼環境税の財源を活用して、環境配慮型の高度処理型浄化槽の普及と維持管理の啓発に取り組んでおり、直近3年間では合計183件補助しています。

公共下水道供用開始率の推移



資料：上下水道課

下水道施設の耐震化率の推移



資料：上下水道課

課題

- 生活環境の向上や下水道事業の安定経営を図るため、公共下水道整備の早期実施を推進する必要があります。
- 公共下水道の新規整備に当たっては、大規模開発等の動向を踏まえた適正な計画により、民間事業者との協働による事業を展開する必要があります。
- 下水道施設の老朽化に伴い、更新事業の費用が増加していく見込みであることから、中長期的な視点により計画的に更新事業を推進する必要があります。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業以外の地域については、引き続き、浄化槽の積極的な普及推進と適正な維持管理の啓発を行う必要があります。

役割

行政

- 公共下水道の計画的な整備・更新及び維持管理を推進します。
- 下水道接続率の向上を図ります。
- 農業集落排水の公共下水道への統合を見据えた効率的な維持管理を行います。
- 環境配慮型の高度処理型浄化槽の普及と維持管理の啓発に取り組みます。

町民等

- 下水道料金を適切に納付します。
- 下水道に油やごみ等を流さないように努めます。
- 環境配慮型の高度処理型浄化槽の設置についての理解を深め、浄化槽の適切な維持管理を行うことが期待されます。

個別施策の展開

5221 生活排水等の適正な処理

展開方針

- 公共下水道の計画的かつ、大規模開発等の進捗に合わせた適正な整備を推進します。
- 接続補助制度の活用等によって下水道への接続を推進し、未接続世帯の解消に努めます。
- 計画的な下水道施設の更新を推進します。
- 高度処理型浄化槽の設置に対する補助金を交付するなど、高度処理型浄化槽の普及促進を図ります。

主な事業

- 公共下水道整備事業（汚水）
- 浄化槽設置事業
- 農業集落排水事業

➤ 取組の成果

排水処理施設等の整備が進み、町民の生活環境と霞ヶ浦や河川の水質が改善されています。



3 河川・水路の環境整備

◎ 目指すまちの姿

治水や親水性など河川の持つ様々な機能が発揮され、浸水被害が少なく、河川が身近に感じられるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
水路の計画修繕の進捗率	—（%）	↗

現状

- 河川は、町内に整備された多くの水路と霞ヶ浦をつなぐ治水に関する重要な役割を果たすとともに、漁業、農業用水、動植物の生息地やオープンスペース等、治水や産業のみならず多面的な機能を有し、身近な自然環境を構成する重要な要素となっています。
- 町内を流れる河川は、花室川、清明川、乙戸川、桂川があり、県の管理する花室川、清明川、桂川については、おおむね改修工事が完了していますが、乙戸川には未改修区間があり、沿川の農地や道路の冠水が発生していることから、管理者である県に対して整備の要望を行っています。また、桂川の沿川でも、集中豪雨等により冠水被害が生じています。
- 桂川の町が管理する区域については、河川愛護活動として除草や清掃等を桂川沿川の行政区を中心とした団体にご協力いただきながら管理を行っています。
- また、町内の整備された水路についても、河川や霞ヶ浦等へ適切に流下するよう管理を行っています。
- 都市排水路については、新市街地である荒川本郷地区の雨水排水施設を中心に整備を実施しています。

水路（整備時）



水路（完了時）



課題

- 近年、短時間降雨量が増加していることに加えて、都市化が進んでいることにより、河川や水路に流れ込む水量が増加していると考えられることから、冠水等の水害を防止するために放流水量の抑制対策や貯留対策等を検討する必要があります。特に、冠水等の被害が発生している桂川では、具体的な治水対策を検討する必要があります。
- 土や落ち葉の堆積、路肩の草の繁茂により水の流れが阻害されないよう適切に清掃や除草等を行う必要がありますが、すべての水路を定期的に行うことは難しいため、計画的に水路路肩のコンクリート化や蓋掛け等について検討を進める必要があります。
- 河川に愛着を持つとともに河川沿川の環境美化のため、河川愛護活動として桂川沿川の行政区を中心に清掃ボランティアを実施していますが、参加者の高齢化等により活動が困難となる団体が増加していることが課題となっています。
- 荒川本郷地区の都市排水路事業については、良好なまちづくりを早期に実現させるため、民間事業者との連携により整備を推進する必要があります。

役割

行政

- 親水性豊かな河川となるよう、河川環境の保全に取り組みます。
- 河川の破損箇所の早期修繕に努め、安全な環境を維持します。

町民等

- 河川の清掃や環境保全に対して関心を持ち、各種の活動へ参加することが期待されます。

個別施策の展開

5231 河川環境と雨水施設の保全と整備

展開方針

- 河川愛護活動を支援するとともに、活動外の区域の環境保全を行います。
- 近年増加傾向にある短時間降雨による浸水被害等の発生を防止するため、雨水流出の抑制を検討するとともに、水路の修繕や清掃を行います。特に準用河川である桂川については、中長期的な視点で治水対策を検討します。
- 破損箇所の早期修繕に努めるとともに、水路路肩のコンクリート化や防草シート対応等により、路肩の浸食による水路の破損を抑え、除草作業等の回数の抑制を行い、修繕費及び除草委託料の縮減を図ります。

主な事業

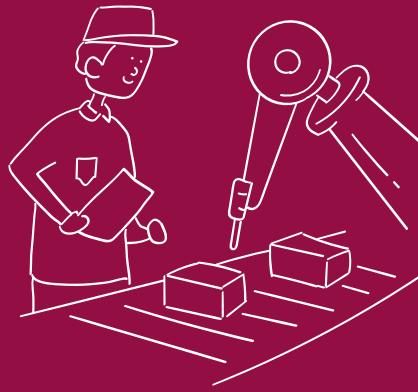
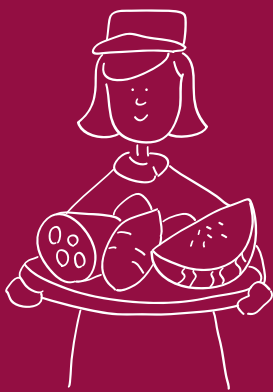
- 河川維持補修事業
- 都市排水路管理事業
- 公共下水道整備事業（雨水）

➤ **取組の成果** 河川や水路が適切に管理され、浸水等の発生が抑制されています。

第6章

活力ある魅力的なまちづくり

6次産業化や特産品化等による農業生産性の向上、圏央道を活かした商工業の活性化、雇用の場の確保、霞ヶ浦を活かした魅力的な観光の振興等、地域特性を活かし、職住近接の賑わいあふれるまちづくりに取り組みます。



第1節 賑わいのあるまちづくり

- 1 活力ある農業の振興
- 2 商工業の活性化
- 3 地域資源を活かした観光の振興

指標名	方向性
町の魅力が向上していると感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 活力ある農業の振興

◎ 目指すまちの姿

農業の持続的な発展のための、生産性向上の取組や、農林水産物のブランド化による魅力度向上により、意欲ある認定農業者や新規就農者・農業後継者が増加し、地域農業の振興と活性化が図られています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
認定農業者数	90(人)	↗
農業体験事業のメニュー数	7(種類)	↗

現状

- 農業従事者の高齢化や担い手の減少により農家数、農業就業人口も年々減少し、それに伴って経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加等、地域農業の土地利用等についても深刻な問題となっています。さらに、生産コストの高騰や農産物価格の長期的な低迷等、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- 農地は食料の生産だけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、交流の場等の多面的機能を有していますが、近年では、農家の減少や高齢化により、農地や農業用水、ため池等の農村地域の資源を、農家だけで適切に保全し、管理することが難しくなっています。
- 町の認定農業者で組織される認定農業者連絡協議会においては、夢と希望が持てる農業・農村を実現し、地域農業の発展に寄与するための様々な活動が行われています。また、町の農業後継者で組織される阿見サンクラブにおいては、農業後継者の若い力を集結し、農政活動や地域農業の発展に寄与する活動が行われています。
- 施設の老朽化が著しい土地改良区等においては、効率的な運用や農業水利施設の修繕が行われ、農村環境や生産性の向上が図られています。また、石川地区において、農地の生産性向上や担い手の育成、担い手への農地集積を加速させ、農業経営の安定化を図るため、県施行による農地基盤整備事業が進められています。
- 産学官連携については、茨城大学や東京農業大学の強みを活かし、地域農業の課題解決や活性化に向けた実証実験や共同研究に取り組んでいます。
- 町内における特産品としては、平成29年度に県の銘柄産地指定を受けたれんこん、県銘柄推進産地となっているすいか、耕作放棄地対策で生産拡大した常陸秋そば、県と連携し産地拡大に取り組んでいる甘藷等が挙げられます。

- 農業体験は、農産物の生産現場を目の当たりにし、身を以て体験することで、食や農業に対する関心や理解が深まるとともに、生産者への感謝や食料を大切にする気持ちが育まれ、町の魅力発信にもつながるものです。本町では南高梅やブルーベリー、いちご、ぶどう、梨等の味覚狩り体験のほか、さつまいも掘り体験、田植・稲刈り体験、たけのこ掘り体験、常陸秋そばのそば打ち体験、れんこんの収穫体験等の農業体験が行われています。グリーンツーリズム*については、都心等からも関心があります。
- 学校給食では、ご飯はすべて町内産米で賄われています。また、野菜は、できる限り町内産を使用しています。

農業の状況



資料：農業振興課

地域での座談会



農業体験



常陸秋そばの栽培



グリーンツーリズム：都会の住民が農山村に滞在し、自然や文化を体験する旅行の形態のこと。

課題

- 地域の農業の担い手である認定農業者は、高齢化が進んでいることから、認定農業者の活動の活性化、育成を図るとともに、将来における町の農業を支える人材となる青年層の新規就農者や農業後継者を確保し、定着を促進することが必要です。また、農産物を活用した6次産業化を進めるなど、農業の活性化や所得向上を図る必要があります。
- 地域の共同活動により農村の多面的機能を維持し、向上させていく必要があります。農家の減少や高齢化により、地域の共同活動の継続が困難な地域が生じています。
- 農業者・行政・農業協同組合（JA）が連携し、国や県の支援策を効果的に活用していくとともに、本町独自の振興策を検討・実施していく必要があります。
- 地域の話し合いの中で、地域農業における中心経営体や地域農業の在り方を示した地域計画や目標地図を作成し、計画的に担い手への農地集積や農業水利施設の修繕等を図ることにより、耕作放棄地の解消や地域農業の維持に取り組む必要があります。
- 農業体験やグリーンツーリズムについては、体験メニューの拡充や、必要な農具、更衣室等のインフラ整備、協力農家の確保、人材の育成等が必要となっています。
- 地場産物の町内での消費を推進し、安定した農業経営の促進を図ることが必要ですが、今後、農家数が減少することで地場産物の十分な生産・流通を維持することができるかが課題となっています。

役割

行政

- 県・JA・大学等、関係機関と連携し、地域農業の戦略づくりを行っていくとともに、地域の特性を活かした農産物の生産振興に取り組みます。
- 地域計画や目標地図を活用し、農地の担い手への利用調整やマッチングを行います。
- 地域農業の担い手である認定農業者に対し支援を行います。
- 次世代を担う新規就農者や農業後継者の発掘・育成に努めます。
- 農村の多面的機能を維持し、向上させる地域の共同活動を支援します。
- 町内産農産物を積極的にPRするとともに、茨城大学や東京農業大学と連携し、新たな地産地消や農業体験の取組を推進します。

町民等

- 農業者は自らの経営ビジョンを構築するとともに、情報や支援策を有効に活用し、地域の特性を活かした積極的な取組を行うことが期待されます。
- 農業者や農地所有者は、地域での話合いの中からその地域の農業の在り方を考え、農地の有効活用のため担い手に協力することが期待されます。
- 耕作放棄地について、町の活用方策等を積極的に活用し、農地として再生利用していくことが期待されます。
- 認定農業者は、農業経営目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めることが期待されます。
- 新規就農者や農業後継者は、将来の地域農業の担い手であるという自覚を持ち、自らの経営ビジョンの構築や経営の安定化を図ることが期待されます。
- 地域の共同活動に積極的に参加し、農村の持つ多面的機能の維持・向上に寄与することが期待されます。
- 農業者や各種団体は、地域のニーズを把握し、安全・安心で質の高い農産物を生産し、消費者は地元産の農産物の購入を心がけることが期待されます。

個別施策の展開

6111 農業の生産性の向上

展開方針

- 地域の特性を活かした農産物の生産振興に継続して取り組みます。
- 地域の特性を活かした新たな品目の導入を推進し、併せて地域資源の有効活用を図ります。
- 地域資源を活用した6次産業化の取組を支援します。
- 生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成します。

主な事業

- 農業振興推進事業

➤ 取組の成果

担い手を中心となり、地域の特性を活かした農産物の生産の定着と産地化が促進されています。

6112 優良農地の保全と担い手への集積・集約化

展開方針

- 農地中間管理事業を活用し、地域の意欲ある農業の担い手へ農地の集積・集約化を図ります。
- 耕作放棄地を農地に再生する取組に対し支援します。

主な事業

- 農地集積加速化支援事業
- 耕作放棄地再生利用対策事業

➤ 取組の成果

農用地の効率的かつ総合的な利用が図られています。

6113 担い手の確保・育成

展開方針

- 地域農業の担い手である認定農業者の育成・支援を行います。
- 地域農業の将来を担う新規就農者の定着・育成を促進します。
- 農業後継者の農業経営引継ぎ段階の意欲ある取組に対し支援を行います。

主な事業

- 新規就農者支援事業
- 農業後継者支援対策事業

➤ 取組の成果

次世代農業の担い手となる新規就農者や農業後継者が確保・育成され、地域農業の振興と活性化が図られています。

6114 生産基盤の整備と保全

展開方針

- 農業・農村の有する地域資源の多面的な機能の維持・向上を図る地域の共同活動を支援します。
- 地域農業を支える農業生産基盤の整備を進め、生産性と営農効率を向上させ、農業経営の安定を図ります。

主な事業

- 多面的機能支払交付金事業
- 農業生産基盤整備事業
- 石川地区県営土地改良事業

取組の成果

地域資源の適切な保全管理が推進され、多面的機能の発揮と農村の振興が図られています。

6115 地産地消の推進

展開方針

- 地域で生産された安全・安心な農産物の町内での消費を推進し、農業者の生産意欲の向上と安定した農業経営の促進を図り、地産地消を推進します。
- 地域の農業の魅力発信と食育につながる農業体験の推進を図ります。
- 学校給食には、町内産の米や野菜をできる限り使用し、食農教育を推進します。

主な事業

- 食育活動事業

取組の成果

地域で生産された農産物を通して、農業の振興と町民の健康で豊かな食生活が営まれています。



2 商工業の活性化

◎ 目指すまちの姿

圏央道等の広域的なポテンシャルにより、新たな企業の立地や既存企業による設備投資等が進むとともに、大企業と中小企業との連携等により地域産業の活性化も進み、雇用の創出と地域経済の活力につながっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町創業支援の利用者数	53（者）	↗
就職転職フェアの参加者数	43人	↗

現状

- 荒川本郷地区及び吉原地区においては、大型商業施設の出店や新たな市街地形成による人口定着に伴い、小規模な商業施設の出店が進んでいます。
- 企業誘致については、首都圏との近接性や圏央道のインターチェンジによる本町の優位性により阿見東部工業団地はすべての区画が埋まり、阿見吉原土地区画整理事業地内の業務用地においても完売となるなど、町内への企業の立地が進んでいます。
- 大型商業施設や沿道型商業施設の出店及び工場や物流施設等の立地がみられるものの、既存の中小企業における活力の低下もみられます。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した当初は、求人が急激に減り就業が難しい状況にありましたが、現在の有効求人倍率はコロナ禍以前の水準に戻りつつあります。
- 町を含むハローワーク土浦管内においては、有効求人倍率が高い水準になっており、企業の人材確保が難しくなっています。
- 就業環境の改善につながる同一労働同一賃金や割増賃金率の引上げ等を含む働き方改革関連法[※]の施行が、複数の法令により異なる施行時期で進められています。

働き方改革関連法：正式名称は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律。

特産品開発の様子



就職転職フェア



就職転職フェアの参加者数の推移



課題

- 阿見吉原地区では、売却されたもののまだ建物が建てられていない土地もあるため、当該用地への企業の進出を促す必要があります。
- 既存立地企業による新たな設備投資を促すため、重点促進地域等における事業環境の見直しや新たな施策を検討する必要があります。
- 地域産業の活性化を図るため、活力の低下がみられる業種を中心に、大企業と中小企業との取引や連携を促進する必要があります。
- 中小企業における経営の安定化を図るため、事業改善や資金調達、特産品開発等の支援を継続して行う必要があります。
- 企業の人材確保を支援し、町民の町内雇用の確保及び若者等の定住促進を図るため、町内企業の求人情報を常時提供していくとともに、ハローワークや企業と連携した雇用対策を行っていく必要があります。
- 町内企業における働き方改革関連法等の法令遵守を促進するため、法令の概要や改正内容等の周知を図る必要があります。

役割

行政

- 事業環境の変化に対する企業の主体的な取組を支援します。
- 中小企業の経営安定化のための支援を行います。
- 町創業支援ネットワークを活かし、起業希望者が適切に開業できるよう、各種支援を行います。
- 阿見吉原地区における未利用地等への企業立地を促進します。
- 町民の雇用機会が確保されるよう、町内求人情報の提供や雇用対策に取り組みます。
- 町内企業が働き方改革関連法等の法令を遵守できるよう、法令の概要や改正内容等の周知に取り組みます。

町民等

- 商工会は、事業ニーズを見極め、企業が適切にサービスを提供できるよう支援することが期待されます。
- 中小企業は、国や県、町の補助制度等を主体的に活用し、経営改善等に取り組むことが望まれます。
- 町民は、町内企業の利用に努めることが望まれます。
- 起業を考えている町民は、積極的に創業支援を活用し、町の産業の担い手となることが期待されます。
- 町民は、町内企業への就業に努めることが望まれます。
- 町内企業は、働き方改革関連法等の法令遵守が望まれます。

個別施策の展開

6121 商工業環境の充実

展開方針

- 商工会との連携を強化し、企業間取引の促進や各種補助事業等の活用により、産業活動を支援します。
- 出店機会の創出を図るため、町の補助事業の活用等により特産品開発や6次産業化を支援します。
- 町創業支援ネットワークにより創業支援機関との連携を強化し、創業希望者の開業を支援します。
- 県信用保証協会と連携し、自治金融制度や各種保証制度等により中小企業の資金調達を支援します。

主な事業

- 商工振興事業
- 創業支援事業
- 中小企業金融支援事業

➤ 取組の成果

新規事業等に取り組む事業者や町内で開業する事業者が増え、様々な産業活動が活発に行われています。

6122 企業誘致と連携体制の強化

展開方針

- 県等と連携し、産業立地セミナー等により町の事業環境や優遇措置等をPRします。
- ハローワークとの連携を深め、雇用支援策を拡充することで、町内企業の人材確保を支援します。
- 各種施策により生産性を向上させる設備等の導入を支援します。

主な事業

- 企業誘致事業
- 雇用促進事業

➤ 取組の成果

新規企業が立地するとともに、町内企業も人材確保や設備導入等により生産性が向上し、地域経済が成長しています。

6123 雇用対策の促進

展開方針

- ハローワーク等と連携し、就職転職フェアの開催等により、町民の町内企業への就職を支援します。
- 雇用促進奨励金等により、新規立地企業が町民を雇用しやすい環境を醸成します。

主な事業

- 雇用促進事業
- 企業誘致事業

➤ 取組の成果

町内で働く町民が増え、町民の所得が向上しています。



3 地域資源を活かした観光の振興

◎ 目指すまちの姿

つくば霞ヶ浦りんりんロード、霞ヶ浦が持つ雄大な自然景観、予科練平和記念館、あみプレミアム・アウトレット等、ポテンシャルの高い地域観光資源が活かされ、多くの観光客が訪れるまちになっています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
レンタサイクル貸出数	80(台)	↗
あみコミュニケーションセンターの来客数	11,108(人)	↗

現状

- 観光は、少子高齢化や人口減少社会を迎える日本において、内需や雇用機会の拡大等、幅広い産業に経済効果をもたらすとともに、地方創生の役割を果たす21世紀の成長産業として位置付けられ、国は観光立国推進基本計画を策定し、様々な施策を講じています。本町においても、このような背景を踏まえ、町内の地域資源を再認識・再評価し、多様化する観光ニーズを正確に捉え、町民が気軽に楽しみ、多くの観光客が訪れるまちになることを目指し、町観光振興基本計画を策定しています。
- 令和元年にナショナルサイクルルートに指定されたつくば霞ヶ浦りんりんロードは、霞ヶ浦から筑波山まで関東平野の広大なスケール感を楽しめる新たな町の観光資源です。町では、県や湖岸周辺の市町村と連携し、矢羽根マークや自転車ピクトグラム等のコース整備やサイクリスト向けのイベント、レンタサイクル事業等に取り組んでいます。
- 予科練平和記念館は、予科練に関する貴重な資料や本町の戦史の記録を保存・展示するとともに、次の世代に正確に伝承し、命の尊さや平和の大切さを考えるための施設として、平成22年2月に開館し、コロナ禍以前までは年間5万人を超える観覧者が訪れ、令和4年4月には累計来館者数が60万人を超えましたが、近年はコロナ禍の影響を受け、来館者数が大幅に落ち込みました。
- 平成23年に観光施策を推進する母体として、あみ観光協会を設立し、ホームページや公式SNSにより町の観光名所や飲食店等を広く紹介することで、観光客の誘客につなげています。また、桜や霞ヶ浦周辺の自然スポット、歴史資源を中心に観光案内板を設置するとともに、観光パンフレットの作成・配布等、観光資源の活用に取り組んでいます。

観光入込客数の推移



資料：茨城県観光客動態調査

つくば霞ヶ浦りんりんロード



まいあみマルシェ



あみコミュニケーションセンター



課題

- 霞ヶ浦の全国的な知名度を活かし、湖岸周辺の市町村や国・県との連携を図りながら、ナショナルサイクルルートにも指定されたつくば霞ヶ浦りんりんロードをはじめとした地域資源による観光振興を図る必要があります。
- つくば霞ヶ浦りんりんロードの一部区間については、交通量の多い国道125号を走行しなければならないことから、安全安心な自転車通行空間を確保するための対策が必要です。
- 多様化する来訪者のニーズへの的確な対応が求められます。そのために、大規模企業や大型商業施設を活用した産業観光の充実を図るとともに、霞ヶ浦や予科練平和記念館等、地域観光資源を融合させた取組が必要です。
- 圏央道の整備や大型商業施設の進出に伴い、多くの観光客が訪れていますが、この集客力を町内への誘客に活用することが課題となっています。
- 戦争を知らない世代が多くを占める中、命の尊さや平和の大切さを考えてもらい、平和を希求する機運を醸成するために、予科練平和記念館をPRし、より多くの人々に来館してもらう必要があります。
- これまで行ってきた日帰りバスツアーや物販事業等の取組をさらに充実させるためには、既存のあみ観光協会の体制・方針を様々な視点から見直し、検討を行う必要があります。
- アフターコロナにおけるインバウンド需要への受入れ態勢としては、霞ヶ浦湖岸沿いの史跡等をめぐるサイクリングツアー等、県と連携し、観光振興を図る必要があります。
- ふるさと納税のさらなる拡充のため、既存商品の発掘のほか、魅力ある地域の特産品の価値を昇華させ新商品を開発し、ふるさと納税返礼品として全国へPRしていくことが求められています。

役割

行政

- 霞ヶ浦の魅力的な景観整備に努めます。
- 霞ヶ浦を基点とした周遊観光を推進します。
- 町に存在する観光資源を様々な手段・機会を活用しPRします。
- 町民、商工業者、観光関係団体等と連携して、活力ある観光地づくりを推進します。
- 予科練平和記念館を町内外に広くPRし、来館者の増大を目指します。
- つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、ナショナルサイクルートの指定要件を満たすように整備を行います。また、県と連携して危険箇所の解消を図ります。

町民等

- 霞ヶ浦の環境美化を心がけるとともに、良好な観光地づくりに参加することが望まれます。
- 観光客に対して満足度の高いおもてなしの提供に取り組むことが期待されます。
- 多くの人々が来館し、予科練の歴史や本町の戦史を正確に理解し、命の尊さと平和の大切さを自ら考え、恒久平和の実現に努めることが期待されます。
- 安全で快適なつくば霞ヶ浦りんりんロードを維持するため、危険箇所の通報等の情報提供が期待されます。
- 町内のサイクリング愛好者が主体となって道路里親制度に取り組むことが期待されます。

個別施策の展開

6131 観光資源の活用と発掘

展開方針

- 各種PRイベントと企画等により、霞ヶ浦周辺の観光資源を結び付け、さらなる誘客を図ります。
- 国、県、周辺市町村と連携し、霞ヶ浦周辺の観光資源を結び付けた、新たな観光プランの実現を図ります。
- ホームページ等の情報発信力を活かし、遠方からも観光客が訪れるよう、魅力ある観光PRを展開します。
- 様々な人に自ら命の尊さと平和の大切さを考えてもらうため、予科練平和記念館において企画展や講演会等、予科練の歴史や戦史に関する学習の機会を提供します。
- あみプレミアム・アウトレット内のあみコミュニケーションセンターにおいて、県内外からの来場者に町の観光資源を積極的にPRし、町内への誘客を促進します。
- 次世代の観光ニーズに対応するため、様々な観光施策を集約し運用ができる組織の立ち上げを検討します。

主な事業

- 観光振興事業
- 教育普及事業
- あみコミュニケーションセンター運営事業

➤ 取組の成果

町の魅力ある観光資源を活用・PRすることで、地域の観光資源が活かされ、町の観光スポットへの誘客が図られています。

6132 湖岸親水ゾーンの整備と活用

展開方針

- 県や周辺市町村と連携し、美しく豊かな霞ヶ浦の景観・自然環境を活かし、サイクリングロードの整備等による利活用を図ります。
- サイクリングロードにおいて交通量の多い道路を走行しなければならない危険箇所については、安全安心な走行環境となるよう、県と連携し、計画的に自転車通行空間の整備に努めます。
- レンタサイクルにより、サイクリングロードから町内を観光する新たな顧客を獲得します。
- いきいき茨城ゆめ国体 2019 セーリング競技会跡地を含めた霞ヶ浦の水辺空間を活かし、賑わいや憩いの場の創出を図ります。

主な事業

- サイクリングロード整備事業
- 国体跡地利活用検討事業

➤ 取組の成果

安全で快適なつくば霞ヶ浦りんりんロードを通して、多くの人が町に訪れ霞ヶ浦に親しんでいます。

第7章

未来につながるまちづくり

市制を見据えた行政運営、SDGsの推進、中長期的な視点に立った財政の健全化、戦略的なシティプロモーション、デジタル化の推進等、町民の利便性と行政の効率性が高く、魅力が伝わるまちづくりに取り組みます。



第1節 行政力を高めるまちづくり

- 1 効果的な行政運営
- 2 健全な財政運営
- 3 シティプロモーション・広聴活動の拡充
- 4 デジタル化の推進
- 5 広域行政の推進

指標名	方向性
阿見町に住み続けたいと感じている町民の割合	↗

■この章に特に関連の深いSDGsのゴール





1 効果的な行政運営

◎ 目指すまちの姿

市制を施行し、経営資源を効果的・効率的に活用することができる持続的な行政経営が行われており、町全体でSDGsに関する取組を行う機運が醸成されています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
施策の目標達成率	74(%)	↗
窓口対応がスムーズだと回答した町民の割合	—(%)	↗

現状

- 町民の利便性の向上、町民意向の的確な反映、地域の活性化等の観点から町民に身近な行政を、できる限り町民に身近な市町村が行うようにするため、県は方針に基づき、市町村への権限移譲を推進しているところですが、県内の町村別移譲割合からみて本町は低い状況で推移しています。
- 総合計画に位置付けられた施策及び事業のPDCAサイクルを確立し、施策や事業の進捗を管理するとともに、進捗状況を町ホームページで公開し、透明性の高い行政運営に努めています。また、町政各部門の基本方策を、総合的視野を持って策定し、その推進に当たって相互の連絡調整を行うため庁議等を開催することで、町政運営の適正かつ能率的執行を図っています。
- 地方自治法の改正により、地方公共団体に内部統制制度（業務遂行上のリスク、不正やミスを想定し、対応策を事前に講じる取組）を導入することが努力義務として定められ、事務の能率的な執行を確保するために、内部統制を実施する体制の整備を予定しています。
- 社会状況の変化に対応して安定的に行政サービスを提供するため、町職員定数条例を見直し、必要な人員の確保、高度化・多様化する町民ニーズに対応するため専門的な知見を備えた職員の確保に努めています。
- 少子化の進行や長寿化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化、頻発する自然災害や感染症流行による新しい生活様式への対応等、本町を取り巻く環境は大きく変化してきており、人事行政においても女性の活躍推進や働き方改革、障害者雇用、定年年齢の引上げ等、大きな転換期を迎えようとしています。
- 平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。「誰一人取り残さない社会」を実現するため、先進国・新興国・発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の目標として17のゴールが提唱されています。

SDGs 講演会の様子



SDGs 日本モデル宣言記念講演会



課題

- 市制施行に伴い国や県から権限移譲等が想定されるため、町民への行政サービスの充実と、適正な業務の執行を実現できる体制を整備する必要があります。権限移譲後の事務量等の実態を把握した上で、財源や人員の確保も検討する必要があります。
- 施策や事業の進行管理については、目標達成状況を把握し、PDCAサイクルによる効果検証・見直し改善を進めていくことが求められています。
- 町政各部門の基本方策を効果的に推進するためには、部門間の連携と情報共有を図ることで部門最適を全体最適として整理する必要があります。また、主要な政策課題を着実に推進するために、情報共有を密にし、必要な軌道修正を適時適正に行うため、より経営的な視点を持って庁議等を開催する仕組みを構築する必要があります。
- 本町の各施策や事業を適切に推進していくためには、必要な庁内の組織体制を構築する必要があります。また、教育機関や研究機関、企業等と連携し、基本的な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を統合的に整理することが必要です。
- 内部統制の導入に当たっては、職員の負担や業務遂行上の効果等、様々な事項について十分に検討する必要があります。
- 女性活躍推進法^{*}や働き方改革関連法の施行、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりを受けて、育児休業取得促進、テレワーク^{*}の推進、時間外勤務縮減、年次有給休暇取得促進等、働き方改革に向けた取組が課題となっています。
- 進展する社会のデジタル化に対応するため、デジタル人材の育成や職員のITリテラシー強化の重要性が増しています。こうしたことから、組織として、職員の能力を向上させるだけでなく、人材マネジメントの推進を図り、限られた人財を最大限活用する人事管理を達成する必要があります。
- SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」を実現するためには、基礎自治体である町が町民、企業、団体等の様々なステークホルダーと一緒に目指す将来像を共有しながら、具体的な取組を進めていく必要があります。

女性活躍推進法：正式名称は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。

テレワーク:tele(離れた所)とwork(働く)をあわせた造語であり、ICTを活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

行政

- 市制施行による権限移譲後も、町民満足度の高い行政サービスを提供するため、経営の視点に立った行政運営を行います。
- 持続可能な行政経営による質の高いサービスを実現するため、行政改革の取り組みについては、仕事の進め方改革の推進、コンプライアンスの推進、持続可能な行財政基盤の確立の、3つの視点により改革に取り組みます。
- 業務を適正に遂行できる組織体制を確立します。
- 国の動向や他市町村の取組状況を注視し、行政改革の一環として内部統制制度の導入についての検討を行います。
- 積極的に自己啓発に取り組む環境を整えることで、より専門性の高い目標にチャレンジできる人材を育成します。
- 育児休業の取得促進やテレワークによる柔軟な働き方の促進、長時間労働の是正（時間外勤務の縮減・年次有給休暇の計画的な取得促進）等、働き方改革を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスを確立します。
- 官民の連携体制を構築し、本町におけるSDGsの推進に努めます。
- SDGsについて、職員、町民への啓発を行い、各主体が自発的に取り組む機運を醸成します。

町民等

- 市制施行に向けて「みんなでつくる共生のまち」の理念に基づき、地域力の向上に取り組むことが期待されます。
- 行政運営への理解と関心を持つとともに、行政改革や事業の見直し等の課題を行政と共有し、解決していくことが期待されます。
- 家庭や地域や職場等における身近な問題の解決が「誰一人取り残さない社会」の実現につながることを理解し、解決しようという意識が期待されます。

個別施策の展開

7111 市制施行・行政経営の確立

展開方針

- 市制施行に必要な国・県の要件を整理し、円滑な市制施行が行われるよう準備を進めます。
- 県が定めた市町村への権限移譲方針の重点移譲事務を中心に、移譲に向けて、体制の整備やスケジュールの調整等を行います。
- 総合計画を推進し、市制施行に対応できる組織機構を構築します。また、業務量調査結果に基づく適正な人員配置を行います。
- 総合計画に位置付けられた施策や事業をPDCAサイクルにより管理し、目標の達成のために、毎年度実施計画を見直します。
- 各部門が管理している経営資源を整理し、活用に関する考え方やルールを整備します。また、民間ノウハウの活用によって行政運営の効率化を進めます。

主な事業

- 市制施行推進事業
- 総合計画推進事業
- 行政経営推進事業

取組の成果

市制施行により行政サービスが充実するとともに、健全な財政状況を維持する体制を整え、経営資源を効果的・効率的に活用することができる持続的な行政経営が行われています。

7112 人材マネジメント・働き方改革

展開方針

- 人材育成基本方針に基づき総合的かつ計画的に職員研修の充実を図り、職員の自主的な学習や能力開発を促進します。併せて、経験豊富な職員の知識・経験等の的確な継承に努めます。
- 人事評価制度と連動したOJT[※]等、時代の変化に合わせた取組を一層進めることで、職員の意欲を高める人事評価制度を確立します。
- 人事評価研修等を行うことで、全職員が人事評価に対し同様の認識を持ち、公平な人事評価制度を構築するとともに、公平性・透明性・納得性・信頼性が保たれた客観性のある人事評価制度の運用に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスを推進することで、仕事とプライベートの調和を図り、仕事に対するモチベーションを高め、優秀な人材の離職を防ぐとともに、働き方改革の推進により、優秀な人材を確保し、組織力の強化に努めます。

主な事業

- 職員研修事業
- 人事評価事業

取組の成果

効率的な行政運営を支える人材が育成されるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現した多様な働き方が推進され、職員が高い能力と意欲を持って行政サービスの向上に取り組んでいます。

7113 SDGsの推進

展開方針

- 職員を対象とした研修、町民を対象とした講演、対外的なPRとしての日本モデル宣言やPR活動を行います。
- 国の示すSDGs未来都市及び自治体SDGsモデルに準じ、SDGs達成に向けた具体的なロードマップとして「阿見町SDGs未来都市構想」を策定し、企業や町民との連携も視野にモデル事業を企画します。

主な事業

- SDGs推進事業

取組の成果

町、町民、企業等の各主体がSDGsについて理解し、自発的に取組を行う機運が醸成されています。

OJT：On the Job Training の略で、職場の実際の仕事を通して行う従業員の教育訓練のこと。



2 健全な財政運営

◎ 目指すまちの姿

行政経営の視点に立ち、公共サービスの機能や質の維持・向上を図りながら、財政面での負担の軽減・平準化を進め、将来世代に過度の負担を先送りしない行財政運営が行われています。



指標

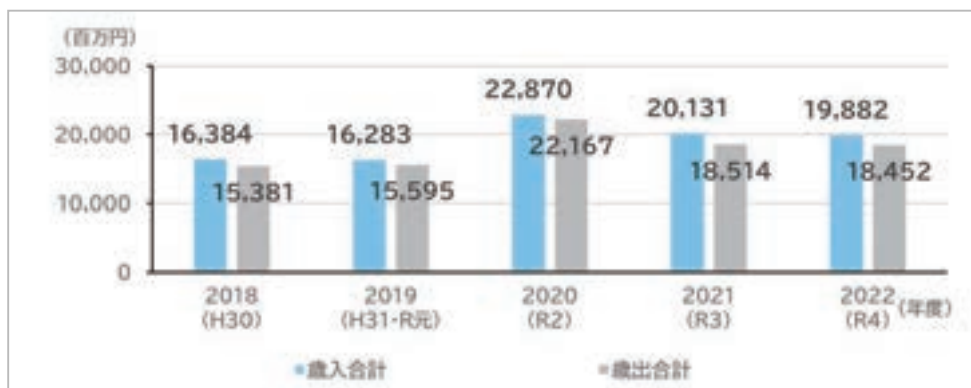
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
経常収支比率*	91.7(%)	↘
本町への寄附金額（一般） 本町への寄附金額（企業版）	1.45(億円) 110(万円)	↗

現状

- 本町の財政は、人口増により税収が増加する一方、歳出については、扶助費、公債費等の義務的経費が増加しています。
- 施設の老朽化に伴う大規模改修により、事業費や公債費及び公債残高が増加しています。
- 財政運営上、大きな支出を伴うものとして公共施設の大規模改修や建て替えが挙げられます。令和3年度に公共施設の中長期保全計画が策定され、施設の大規模修繕や更新について具体的なスケジュールのもと、計画的な維持管理を行っています。
- 公共施設の運営等における民間委託等、民間活力の活用を図ってきましたが、指定管理者制度により管理・運営を行っている施設はありません。
- 施設の統廃合、事業計画の見直し等によって発生した公共施設の跡地については、町民共有の貴重な財産であり、有効活用の可能性を有しています。
- 二次元コード等を利用した納税環境が構築され、納税者の利便性が向上しています。
- 課税客体を的確に把握し、町税の公平で適正な賦課に努めるとともに、納税意識の啓発や滞納処分の執行等による収納率向上に努め、税収の確保を図っています。
- ふるさと納税制度については、令和元年度よりポータルサイトへの掲載等、積極的な対応を開始しました。その後、寄附件数、寄附金額ともに順調に伸びており、令和4年度の本町への寄附件数、寄附金額は8,321件、145,141,000円になっています。また、令和5年4月時点での返礼品数は216品になっています。
- 企業版ふるさと納税制度は、平成28年度に創設されました。本町においては、令和2年3月に地域再生計画の認定を内閣総理大臣から受け、本町の地域再生計画に位置づけられた事業が税額控除の対象となりました。企業版ふるさと納税の令和4年度における、本町への寄附件数、寄附金額は3件、1,100,000円になっています。

経常収支比率：自治体が自由に使える収入のうち、人件費や扶助費、公債費など、必ず支出しなければならない経費が占める割合のこと。

歳入歳出の推移



資料：財政課

収支の状況の推移



資料：財政課

主要財政指標の推移

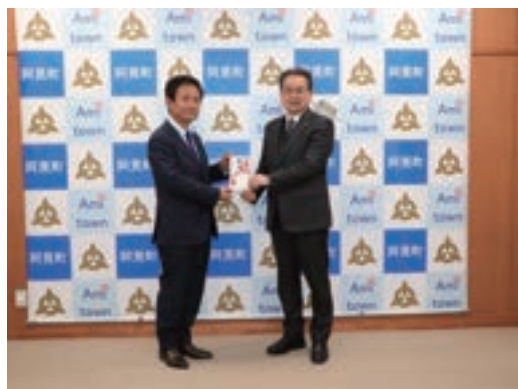
	2018 (H30)	2019 (H31・R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
財政力指数 [※]	0.92	0.93	0.93	0.91	0.89
経常収支比率	92.3%	94.3%	89.4%	83.8%	91.7%
公債費負担比率 [※]	12.0%	11.7%	11.7%	13.1%	11.5%
実施公債費比率 [※]	5.0%	4.6%	3.9%	3.9%	4.2%
収納率	96.9%	97.0%	97.2%	97.5%	97.6%

資料：財政課・収納課

ふるさと納税返礼品 いちご



企業版ふるさと納税贈呈の様子



課題

- 義務的経費の増加及び公債残高の増加により、財政的にゆとりがなくなり、新規事業の財源が確保しづらい状態になる可能性があります。また、中長期保全計画に基づく老朽化施設の大規模改修を計画通り実施していくため、さらなる歳入確保、歳出抑制に努め、将来に過度な負担を先送りしない、持続可能な財政運営に取り組む必要があります。
- 町民サービスの向上と行政責任の確保という視点を踏まえた上で、官と民の役割分担や行政責任、さらには費用対効果等について、総合的に検討し、可能なものについては、積極的に民間活力の活用を推進していく必要があります。
- 公共施設の大規模改修や建て替え、インフラの更新が必要となり、膨大な更新費用が発生する見込みです。今後、健全な財政運営を行っていくためには、建物の長寿命化等で年度ごとの必要費用を平準化する必要があります。
- 町公共施設等総合管理計画にのっとり、公共施設の跡地や役割を終えた施設については、費用対効果等について総合的に検討し、活用可能なものについては民間活用を推進していく必要があります。また、老朽化した施設については、適切な時期に再編や廃止を検討していく必要があります。
- ふるさと納税、企業版ふるさと納税等の制度を活用し、関係人口の増加とともに、自主財源の確保に努める必要があります。

役割

行政

- 持続可能な財政運営を目指し、さらなる事業の選択と集中による行政コストの縮減に取り組みます。
- 公共施設について、長期的な視点を持って、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- 官と民の役割分担や行政責任、費用対効果等について総合的に検討し、民間活力を積極的に導入します。
- 課税客体を的確に把握し、町民税・固定資産税・軽自動車税等の町税の公平で適正な課税を行い、納税意識の啓発や、納税しやすい環境づくりを進めます。
- 本町へのふるさと納税の寄附件数、寄附金額をさらに増やしていくため、返礼品のラインナップを充実させるとともに、企業版ふるさと納税について、企業へ積極的にPRします。

町民等

- 本町の財政運営について、関心を持ち、理解を深めることが期待されます。
- 町税や国民健康保険税等について、納税の意義や役割の理解を深め、行政とともにまちづくりを行う意識の向上に努めることが期待されます。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標のことで、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を示す。

公債費負担比率：一般財源総額に占める公債費の割合のこと。

実質公債費比率：自治体の収入に対する負債返済の割合のことで、通常、過去3年間の平均値を使用する。

個別施策の展開

7121 計画的・効率的な財政運営

展開方針

- 町中長期財政計画に基づいた予算編成を行いながら、地方債借入額の増加による公債費の増等、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を含んだ経常的経費の増加に注意を払い、安定した財政運営を推進します。

主な事業

- 財政運営事業

> 取組の成果

中長期的な視点に基づいた適切な財政運営が実施され、安定した財政基盤が構築されています。

7122 公有財産の有効活用と管理

展開方針

- 施設の適正な維持管理と老朽化した施設の長寿命化に向けた計画的な施設修繕・改修及び最適化を推進します。
- 行政財産については、その必要性を検証しながら有効に活用していくこととし、公用又は公共用に供していない普通財産について、売却や有料貸付等の利活用について検討します。また、町有建築物に関する保全等を行います。
- PPP[※]・PFI[※]・指定管理者制度等の民間活力の導入については、効果や課題を十分に検証した上で、適切な行政サービスを確保しながら活用を進めます。

主な事業

- 公共施設等総合管理計画事業
- 公有財産管理事業
- 庁舎維持管理事業
- 公共施設跡地利活用事業

> 取組の成果

限られた財源の中で公有財産が計画的かつ適正に維持管理され、安全かつ良好な状態を保ち、町民に有効に活用されています。

PPP：Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI：Private Finance Initiative の略で、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

7123 税収の確保

展開方針

- 町税の公平で適正な賦課を実施し、財源の確保と納税に対する町民の信頼の獲得に努めます。
- 広報紙やホームページ等を活用し、納付期限の周知や納税意識の啓発に努めます。
- 適正かつ速やかな滞納処分により、税の公平性を担保しながら税財源の確保を図ります。

主な事業

- 町税賦課事業
- 納税推進事業
- 滞納処分事業

 取組の成果

町民の納税に対する理解が深まり、公平かつ適正な課税を行うことにより、税収が確保されています。

7124 自主財源の確保

展開方針

- 積極的に事業者説明を行い、新たな返礼品事業者を獲得し、返礼品のラインナップをさらに充実させることにより、本町へのふるさと納税の寄附件数、寄附金額を増やします。
- 企業への積極的なPR、用途の具体化等により、本町への企業版ふるさと納税の寄附件数、寄附金額を増やします。

主な事業

- ふるさと納税事業
- 企業版ふるさと納税事業

 取組の成果

ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度の充実により、自主財源が確保されています。



3 シティプロモーション・広聴活動の拡充

◎ 目指すまちの姿

町の認知度が向上し、町への「誇り」や「愛着」を感じる町民が増加するとともに、町民の意見が町政に的確に反映されています。



指標

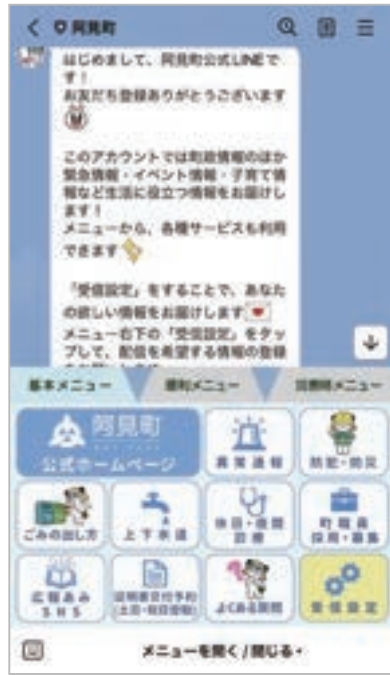
指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
町へ「愛着」や「誇り」を感じていると回答した町民の割合	—(%)	↗
あみメール・町公式LINEの登録者数	11,363人	↗

現状

- 全戸配布の広報紙「広報あみ」、ホームページでの「阿見町魅力発信サイト『あみっぺの部屋』」、あみメール、SNS※、町公式YouTubeチャンネル等、積極的に行政情報の提供を行っています。
- 予科練や戦跡等に関する映像のほか、本町の子育てや医療、教育等、暮らしに関するプロモーション映像を制作し配信しています。
- 大相撲の二所ノ関部屋との連携・支援について、役場内に二所ノ関部屋連携推進委員会を組織しているほか、二所ノ関部屋マネージャーとアドバイザー契約を締結し各種調整・相談を行い、効果的な連携・支援を推進しています。また、二所ノ関部屋連携基金を創設し基金の積立てを行っています。
- 景観や施設など町内にある様々な資源を紹介し、映画やドラマ・CMなどの映像作品の撮影支援を行うフィルムコミッション活動を通して、町の魅力発信を行っています。
- 町長と語る会、まちづくり提案箱、パブリックコメント制度等を実施し、町民の意見や要望を把握し、町政に反映しています。

SNS：Social Networking Service の略で、インターネット上への記事や写真の投稿を通して個人間の交流を支援するサービスのこと。

町公式 LINE



町公式 YouTube チャンネル



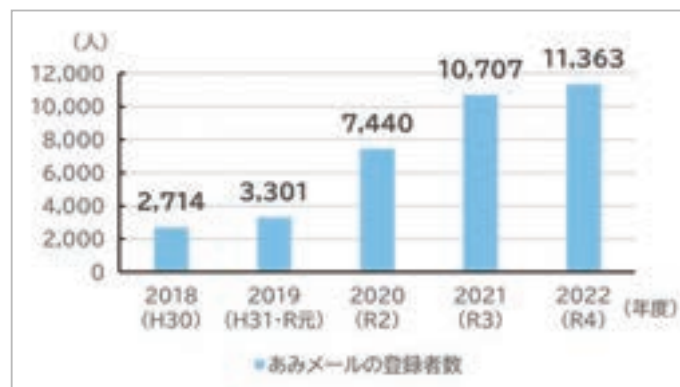
二所ノ関部屋



町長と語る会



あみメールの登録者数の推移



資料：秘書広聴課

序論



基本構想



前期基本計画



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



課題

- 広報紙は文書配達制度により全戸へ配布していますが、行政区に加入していない世帯が増加傾向にあることから、広報紙以外にもより一層様々な媒体を活用し、町民が手軽に行政情報を享受できる環境を整備していく必要があります。
- 本町の様々な魅力が十分に発信できていない状況があるため、シティプロモーション戦略を策定するとともに、職員の意識改革を行い、必要な情報をより伝わりやすく町内外へ発信する必要があります。
- 広聴制度について、広く町民に周知し、町政に対する関心を高める必要があります。
- 人と人とのつながりや情報発信の在り方が急速に変化しつつある社会情勢を念頭に、ICTを活用して、行政と町民を結び付ける新たなコミュニケーション手段を検討する必要があります。

役割

行政

- 町民が行政情報を手軽に享受できるよう、広報紙やホームページのほか、様々な媒体を活用しきめ細かに情報を提供します。
- 町内外へ効果的にまちの魅力を発信し、本町の認知度向上とイメージアップを図ります。
- 町民が意見や提案を発信できる取組を拡充し、町政に対する関心や参画意識を高めます。

町民等

- 広報紙やホームページのほか、様々な媒体を通して、必要な情報を積極的に受け取ることが期待されます。
- 本町への誇りや愛着を持ち、町民自らが多くの人にまちの魅力を発信することが期待されます。
- 日頃から地域の課題や町政運営に目を向け、自分にもできることがあるとの自覚を持ってまちづくりに参加することが期待されます。
- より住みやすいまちとするために、広聴制度を活用し、地域の課題解決に関する意見や提案を積極的に発信することが期待されます。

個別施策の展開

7131 シティプロモーションの拡充

展開方針

- 新たにシティプロモーション戦略を策定し、本町の認知度の向上とイメージアップを図ります。
- 新たに導入した町公式LINEを活用し効果的な魅力発信を行うとともに、アンケート機能や報告機能等を利用し、町民からの情報収集を図ります。
- 広報紙やホームページ等、様々な媒体を効果的に活用するため、体制及び運用の強化を図ります。
- 二所ノ関部屋との連携のさらなる充実・強化を図り、事業の成果等を町内外に発信することにより、本町の認知度の向上を図ります。
- 映画やドラマ・CMなどの撮影支援を行うフィルムコミッション活動を強化し、映像作品を通してまちの魅力を発信します。

主な事業

- プロモーション戦略事業
- 広報事業
- 二所ノ関部屋連携推進事業

 **取組の成果**

まちの魅力を町内外に効果的に発信し、本町の認知度が向上するとともに、誇りや愛着が醸成されています。

7132 広聴活動の拡充

展開方針

- 町民の貴重な意見や提案を把握するため、町長と語る会、まちづくり提案箱、パブリックコメント制度等の広聴制度のさらなる充実・強化を図ります。
- 広聴制度を通して出された意見や提案へ、迅速・丁寧に対応します。

主な事業

- 広聴事業

 **取組の成果**

広聴制度が充実し、町民の意見や提案が町政に的確に反映されています。



4 デジタル化の推進

◎ 目指すまちの姿

行政のデジタル化の推進により、町民の利便性の向上と行政事務の効率化が図られ、便利で豊かさを実感できる行政サービスを提供しています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
オンライン化した行政手続の業務数	46（業務）	↗
AI・RPAの導入業務数	0（業務）	↗

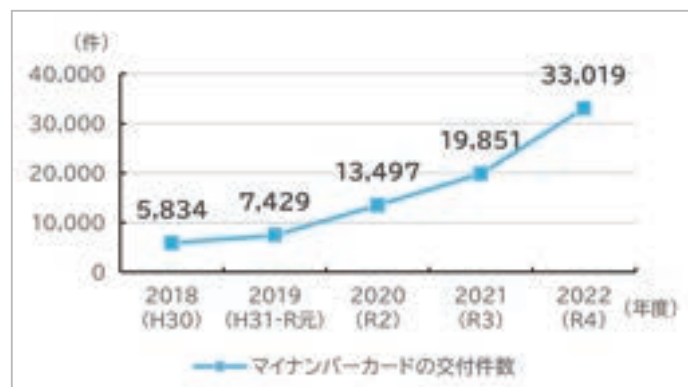
現状

- 令和5年度から令和9年度までを計画期間とした町DX推進計画を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大の中で課題が浮き彫りとなった、デジタル行政の遅れに対する迅速な対応を進め、町民の利便性の向上や行政事務の効率化に取り組んでいます。
- 非常時におけるテレワークが実施できるよう、テレワーク用ノートパソコン80台と自宅等の庁外からのリモートアクセス環境を整備しました。また、平時においてもテレワークの形態の1つであるモバイルワークが可能となり、外出先、出張先等でノートパソコンを活用して業務が遂行できるようになっています。
- 総合窓口方式により、ワンストップサービス化や証明書発行窓口の集約化による利便性の向上と、来庁した方が迷わず目的の窓口にとどり着けるよう案内サービスの向上に努めています。また、平日に来庁できない方へ、休日開庁業務や電話予約による証明書の交付サービスを実施しています。

現在の総合窓口



マイナンバーカードの交付件数の推移



課題

- 職員のテレワークは、非常時以外の活用が定着しておらず、利用拡大に向けた環境整備が課題となっています。
- テレワークの導入・推進のためには、ICT環境の整備を伴うほか、従来の紙資料を基本とした業務から資料の電子化や電子決裁等によるペーパーレス^{*}化の推進、業務の標準化、また、勤務条件や勤怠管理上の制度構築が必要となります。
- 少子高齢化による生産年齢人口の減少等、将来的に労働力の供給が制約される中においても、安定的かつ持続可能な行政サービスを提供し続けるため、デジタル化による業務効率化を図り、限られた人的資源を効率的・効果的に活用していく必要があります。
- 職員が企画立案業務や町民への直接的なサービス提供等、職員でなければできない役割に注力できる環境をつくれるよう、BPR^{*}手法による業務改革に取り組み、デジタル化に合わせて現在の業務内容や手順を抜本的に再構築していく必要があります。
- 行政情報庁内ネットワークの無線化により、執務場所の柔軟な選択やオンライン会議の実施拡大等、職員が働きやすい職場環境の整備に取り組み、業務の効率化及びペーパーレス化を一層推進する必要があります。
- 電子申請サービスやキャッシュレス決済の拡充を図り、デジタル化によるメリットを町民が最大限に享受できる取組を積極的に推進する必要があります。
- 総合窓口の待ち時間の短縮が課題となっています。
- 手続ごとの記入項目が多く、来庁者の負担軽減が課題となっています。

役割

行政

- 町民ニーズを起点に、データとデジタル技術を徹底的に活用し、町民の利便性を向上させるとともに、業務の最適化・効率化により人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことができるよう当町のDXを推進します。
- 電子申請サービスの拡充に伴い、証明書発行手数料や施設使用料のキャッシュレス決済の導入を進めます。
- 来庁者の負担を減らすために「書かない窓口」の導入を目指します。
- 諸手続のオンライン化を図るため、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

町民等

- マイナンバーカードの取得や行政手続における電子申請の積極的な利用等が期待されます。
- 町政情報へのアクセスや行政とのコミュニケーションに、ICTツールやインターネットを活用することが期待されます。

ペーパーレス：書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。

BPR：Business Process Re-engineering の略で、既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化すること。

7141 自治体DXの推進

展開方針

- 会議・研修等でのテレワーク用パソコンの利用促進や在宅勤務制度の改善、拡充を実施し、テレワークを実施しやすい環境整備を行いながらテレワーク推進を図ります。
- 国のデジタル・ガバメント[※]実行計画において示された、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を中心に、行政手続オンライン化の拡大を図ります。
- 自治体や政府が共同利用するマルチクラウドのシステム基盤「ガバメントクラウド[※]」を整備し、自治体の標準準拠システムからガバメントクラウドへの移行を目指します。
- 行政サービスの向上と業務効率化を図るため、ICTツール等の利用を推進します。
- 先行自治体で実証済みのAIツール等の新たなデジタル技術について調査研究を行い、本町に適した形態で将来的な導入を目指します。

主な事業

- 情報化推進事業
- 住民情報ネットワーク運営事業

➤ 取組の成果

デジタル化により町民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化が図られ、職員が行政サービスや企画立案等に専念できる体制が整えられています。

7142 デジタルを活用した窓口・行政サービスの向上

展開方針

- 窓口での住民票の写し等の交付申請において、来庁者が自ら申請書を書かなくても簡単に手続ができる窓口システムの導入を目指します。
- 町民が役場に行かなくても各種手続を行えるよう、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス等を利用したオンライン申請の拡充に取り組みます。
- 証明書交付手数料等の支払において、クレジットカード等を利用したキャッシュレス決済の導入に取り組みます。
- マイナンバーカードの申請補助や、休日交付、町民への広報活動等、マイナンバーカードの普及促進に引き続き取り組みます。

主な事業

- 書かない窓口導入事業
- マイナンバーカード普及促進事業

➤ 取組の成果

デジタル技術を最大限活用し「行かない、書かない、待たない窓口」が実現しています。



5 広域行政の推進

◎ 目指すまちの姿

事務の広域的な処理により、町民に安定した行政サービスが提供され、効率的な運営が行われています。



指標

指標名	現況（令和4年度実績）	方向性
つくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者数	12.5万人	→

現状

- 本町では、消防やし尿処理、火葬場・斎場の運営等の事務について、県内や近隣の市町村と一部事務組合を設立し、広域的な処理を行っています。
- 稲敷・龍ヶ崎地方では、関係する8つの市町村と4つの一部事務組合で協議会を設置し、地域の広域行政の課題について検討を行っています。
- 本町のごみ処理施設である霞クリーンセンターは、平成9年に建設され、26年経過しており、2032年度更新まで残り9年となっています。令和4年3月に県ごみ処理広域化計画が見直され、本町は、牛久市、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（龍ヶ崎市、河内町、利根町）、江戸崎地方衛生土木組合（稲敷市、美浦村）と2034年度に広域化する計画となっています。
- 総務省の第32次地方制度調査会では、人口構成の変化により2040年頃に顕在化する社会問題に対応するため、今後必要とされる地方行政体制の在り方について検討がなされ、市町村においては、他の地方公共団体と連携し、町民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長等のまちづくりに広域的に取り組んでいくことが必要であるとされています。
- 霞ヶ浦やつくば霞ヶ浦りんりんロードといった広域的な地域資源を積極的に活用するために、県や近隣市町村とともに霞ヶ浦導水事業建設促進協議会やつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会に参画してPR活動を実施しています。
- 国が推進する地方版図柄入りナンバープレートの制度を活用し、平成30年10月から、土浦ナンバーを利用する11市町村で図柄入り土浦ナンバーの運用を開始しました。

デジタル・ガバメント：デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。

ガバメントクラウド：政府が提供する、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

相互利用を行っている施設一覧

阿見町	稲敷市	河内町	美浦村
中央公民館 総合運動公園 町民体育館 図書館 福祉センターまほろば	江戸崎中央公民館 江戸崎総合運動公園 沼田運動公園(野球場) 新利根地区センター 新利根総合運動公園 新利根グラウンド 桜川地区センター 桜川総合運動公園 浮島運動広場	中央公民館 農村環境改善センター 農業者トレーニングセンター 多目的広場(野球場) テニスコート 東共同利用施設(つつみ会館) 水と緑のふれあい公園	中央公民館 農林漁業者トレーニングセンター 運動公園 光と風の丘公園

課題

- 第32次地方制度調査会の答申内容を踏まえ、2040年頃の「地域の未来予測」に基づき、広域的な処理を行う事務を積極的に検討する必要があります。ただし、広域化については他市町村との連携となるため、高度な調整能力が求められます。特に、広域化する施設の更新に当たっては、巨額の事業費が必要になるため、国の交付金等を活用し、計画的に検討を開始していく必要があります。
- 町民ニーズや社会状況の変化に対応し、広域的に取り組むことが効果的・効率的な行政課題については、関係する自治体と積極的に協力する必要があります。
- ごみ処理については、霞クリーンセンターの使用目標年度が近づいているため、県ごみ処理広域化計画や近隣市町村の状況を踏まえ、ごみ処理事務の広域化も含めた、将来のごみ処理について検討を進める必要があります。

役割

行政

- 事務の広域的な処理を適正に行い、行政サービスの向上と運営の効率化を図ります。
- 広域的な対応を必要とする町民ニーズや行政課題を的確に捉え、関係市町村等との連携強化を図り、地域の総合的かつ一体的な発展を目指します。

町民等

- 広域での運営管理について理解を深め、施設のマナー、ルールを遵守することが期待されます。
- 少子高齢化等の社会状況の変化により、広域化による行政サービスの効率化が将来的に避けられないことを理解し、地域の持続可能性について関心を高めることが期待されます。

個別施策の展開

7151 広域行政の推進

展開方針

- ごみ処理については、県・関係市町村及び関係団体と広域化に向けた協議検討を行います。
- 将来的な地域の課題を整理し、広域的な処理の優先度が高い事務を特定し、関係市町村と協議を行い、広域行政の充実を図ります。
- 霞ヶ浦導水事業建設促進協議会や図柄入り土浦ナンバー推進協議会等、他市町村と連携した取組を推進し、行政サービスの向上を図ります。

主な事業

- 牛久市・阿見町斎場組合事業
- 龍ヶ崎地方衛生組合事業
- 広域行政推進事業

 **取組の成果**

周辺自治体と協力し、広域的な事務の処理により、行政サービスが効果的かつ効率的に提供されています。

資料編

1. 用語集
2. 策定の経過
3. 諮問書・答申書
4. 審議会委員名簿、策定協議会委員名簿
5. 施策別指標一覧

1. 用語集

あ	空き家バンク	空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空家等に関する情報を公開し、空家等の利活用を希望する人に紹介する制度のこと。
い	インクルージョン	一人一人の多様性を受け入れ、認め合いながら、組織に参画・貢献していくこと。
う	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。特に、社会福祉が充実し、満足できる生活状態にあること。
え	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。
	エコライフ	ごみを減らしたり再利用を心がける、水を汚さないで大切にするなど、環境に配慮した生活スタイルのこと。
お	温室効果ガス	地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのこと。
か	霞ヶ浦	本計画における「霞ヶ浦」の表記については、河川法に関する告示等に従い、「ヶ」ではなく「ケ」を使用いたします。ただし、固有名詞については、この限りではない。
	ガバメントクラウド	政府が提供する、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
き	協働	共通の目的のために、立場の違うものたちが連携・協力することで、よりよい効果を生み出そうとする手段のこと。
	緊急通報装置	自身で緊急ボタンを押すペンダント型発信器（手動通報）、及び 24 時間の動作確認センサー（自動通報）による見守りシステムのこと。
く	区域指定制度	市街化調整区域における既存集落の維持・保全のため、一定の基準を満たした土地の区域について、県に指定の申し出を行い、指定された区域であれば、誰でも住宅等の一定の建築物の建築が可能となる制度のこと。
	グリーンツーリズム	都会の住民が農山村に滞在し、自然や文化を体験する旅行の形態のこと。
け	経常収支比率	自治体が自由に使える収入のうち、人件費や扶助費、公債費など、必ず支出しなければならない経費が占める割合のこと。
こ	合計特殊出生率	人口に関する指標の一つ。一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表すもの。
	公債費負担比率	一般財源総額に占める公債費の割合のこと。
	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に、再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。
	子ども	文部科学省が推奨している表記は、「子供」ですが、本計画では、字面の印象が柔らかい「子ども」を使用いたします。ただし、固有名詞については、この限りではない。

こ	コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。
	コンパクトシティ	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携して、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めること。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど、自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、二酸化炭素を排出しない。
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標のことで、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を示す。
し	ジェネリック医薬品	開発品の特許が満了した後で発売する薬品で、これまで有効性や安全性が実証されてきた薬品と同等と認められた低価格な薬品のこと。
	市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境などを守る区域として、開発や建築が制限されている区域のこと。
	自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織のこと。
	実質公債費比率	自治体の収入に対する負債返済の割合のことで、通常、過去3年間の平均値を使用する。
	市民活動	営利を目的とせず、広く社会を良くしていこうという目的を持って行う自発的な活動のこと。ここでの「市民」とは「市に住む人」という意味ではなく、広く積極的に社会に関わろうとする人たちを指す。
	収納率	国民健康保険税を除く町税の収納率。
	首都直下地震	東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震のこと。
	障害者	「障害者」の表記は、平成22年11月22日に「障がい者制度改革推進会議」で行われた、『障害』の表記に関する検討結果についてにおいて、「当面現状の『障害』を用いること」という総括がなされたため、それに従って「障害」を使用いたします。
	人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率のこと。先進国では約2.1程度といわれる。
	人生100年時代	「LIFE SHIFT（ライフ・シフト）」の著者であるリンダ・グラットン教授が提言したもの。寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくに当たって、国・組織・個人に対し、寿命の延伸に応じた人生設計の見直しが迫られていることを表している。国では、超高齢化社会の日本において経済・社会システムが今後どのようにあるべきかを考える人生100年時代構想を掲げている。

す	スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人のこと。
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒及び保護者の支援を行う人のこと。福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図る。
	ステーション回収方式	地域の方々が特定の回収拠点（ごみ集積所）にごみを出す方式のこと。
	スポーツテスト（A + B）	スポーツテスト（新体力テスト）では8種目（中学生は9種目から持久走と20mシャトルランが二者択一）で行われる。総合評価でA・B・C・D・Eと判定されるうち、その上位AとBを記録した子どもの合計。
せ	成年後見制度	精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為を行う制度のこと。
	ゼロカーボン	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。
	全窒素	水中に含まれるすべての窒素化合物のこと。値が高いほど富栄養化が進んでいることを示す。
	全リン	水中に含まれるリン化合物全体のこと。富栄養化を促進する原因になる物質。
た	第1号被保険者	国民年金の加入者のうち、20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等、第2号被保険者、第3号被保険者でない人のこと。
	第3号被保険者	国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者のこと。
	第2号被保険者	国民年金の加入者のうち、民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者のこと。厚生年金や共済の加入者であると同時に、国民年金の加入者となる。
	ダイバーシティ	多様性のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
	タブレット端末	タブレット（平板）型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されているパソコンのこと。ノートパソコンより小さく軽いので、片手で持ちながら利用できる。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
ち	地域コミュニティ	一般的には地域社会に住み相互に関わりながら生活する住民の集団のこと。これまで地域コミュニティは地縁にもとづくもの（本町では行政区）が主であった。しかしながら、地縁以外にも住民が様々な関わりを持つ社会となったことを受け、今後の地域コミュニティのあり方が全国各地で模索されている。

ち	地域包括ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方に対し、一人一人に最も適するよう保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組みのこと。
	地球温暖化	人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化などの気象変化のこと。
	地区計画制度	建築基準法や用途地域では制限できない、地区の特性に応じたまちづくりに関する細かなルールを地区単位で定め、住民参加のまちづくりを目指す手法のこと。
	町道の整備の進捗率	道路実延長に対する舗装済延長の割合のこと。
つ	つくば霞ヶ浦りんりんロード	旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約 180 km のサイクリングコースのこと。
て	データヘルス計画	レセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査（特定健診）などのデータに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防などを効率よく行うための保健事業計画のこと。
	デジタルガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。
	デジタルコンテンツ	文章、画像、映像、音楽などの作品がデジタルデータ化され、データの状態のまま消費者に提供されているものこと。
	デマンドタクシー「あみまるくん」	ドア・ツー・ドアの利便性と、乗合・低料金というバスの経済性を合わせた移動サービスのこと。本町では利用者登録した方を対象に、デマンドタクシー「あみまるくん」が町内を運行している。
	テレワーク	tele（離れた所）と work（働く）をあわせた造語であり、ICT を活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
と	特別支援教育支援員	発達障害またはその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援などを行う人材のこと。
	都市基盤整備公団	1999 年に住宅都市整備公団を受け継いで設立された公団のこと。2004 年に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合し、独立行政法人都市再生機構となった。
な	ナショナルサイクルルート	自転車走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させ、新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、国が指定するサイクリングルートのこと。
に	任意加入被保険者	日本国内に住所を有する 20 歳以上 65 歳の厚生年金、共済年金などの老齢年金を受けられる人、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人、外国に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の日本人など、希望して国民年金に任意加入する人のこと。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講した人のこと。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う。

は	バリアフリー	障害者や高齢者などが自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
心	付加価値額	企業が企業活動によって生み出した価値。
	ブックスタート	赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動のこと。絵本の読み聞かせ活動。
へ	ペーパーレス	書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。
ほ	防災士	日本防災士機構の防災士認証基準に基づいた資格を有し、社会の様々な場での減災及び社会の防災力向上のための知識・機能を有する人のこと。
み	民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人のこと。民生委員の多くは児童委員を兼ねる。
め	銘柄産地指定	県の銘柄産地指定制度により、高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価される青果物、花きを指定すること。
	銘柄推進産地	県の銘柄産地指定制度により指定される、高品質で信頼性・安定性が市場で高く評価され、多様化するニーズに対応できる、県を代表する青果物産地のこと。本町のれんこんは2018年より青果物銘柄産地として指定されている。
ゆ	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、出来るだけ多くの人にとって利用しやすいようにつくられた建築・製品・情報などの設計のこと。
ら	ライフサイクルコスト	新設、維持管理、改築、処分を含めた施設の建設から廃棄までに要するすべての費用の総計のこと。
	ライフステージ	人の一生における誕生から老年期までの加齢にともなう変化を、いくつかの段階（ステージ）に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと。
り	リカレント教育	学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。
れ	レジリエント	弾力があるさま。柔軟性があるさま。都市においては、大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する国土、経済社会システムのこと。
	レセプト	診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行するもの。
	レファレンスサービス	図書館で調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。
ろ	ローリング方式	社会・経済情勢等による基本計画と実施計画の乖離を防ぐために、毎年補正・修正しながら3か年の計画を立てる方式のこと。

わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
5	5R	Refuse：ごみになるものを断る、Reduce：ごみを発生させない、Reuse：ものを繰り返し使う、Repair：ものを修理して使う、Recycle：資源として再生利用することの頭文字をとったもので、ごみ減量など環境に配慮する取組のこと。
6	6次産業化	農業や水産業において、生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通や販売（第3次産業）にも関わることにより付加価値をつけ、農業者等の経営の高度化・多角化を進め、地域や農林水産業を活性化しようとする。各産業の総合的結合を図るとして掛け算による値（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）である「6」を用いた造語。
A	AI	Artificial Intelligence の略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
B	BPR	Business Process Re-engineering の略で、既存の業務のやり方や手順を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化すること。
C	COD	Chemical Oxygen Demand の略で、化学的酸素要求量のこと。水中に含まれている有機物の量を測るための指標で、数値が大きいほど、有機物が多いことを示す。
D	DV	Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力のほかに、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離暴力など広範囲にわたる。
I	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「IT（Information Technology）」とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。
O	OJT	On the Job Training の略で、職場の実際の仕事を通して行う従業員の教育訓練のこと。
R	RPA	Robotic Process Automation の略で、パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術を指す。例えば、メールの添付ファイルの内容を分析し、自動的に基幹システムに登録するなど。業務の効率化を図り、人件費を抑えることも可能になる。
S	SNS	Social Networking Service の略で、インターネット上への記事や写真の投稿を通して個人間の交流を支援するサービスのこと。

2. 策定の経過

開催日	会議等	内容
令和4年度		
令和4年 5月30日～ 6月22日	町民意向調査	
7月11日	第1回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定協議会について ・第1回総合計画審議会について
7月19日	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の策定について ・阿見町の現状分析について ・今後の審議会について
8月22日～ 8月31日	職員インタビュー	
9月13日	第2回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画審議会委員について ・第2回総合計画審議会について
9月28日	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査全体の概要について ・基本構想の策定について
11月6日	町長と学生の語る会	
11月7日	第3回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案について
11月15日	町長と子育て世代の語る会	
11月24日	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民参加及び職員参加の結果報告について ・基本構想の策定について
12月15日	第4回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標の章立てについて ・基本構想（素案）について
12月17日	町民ワークショップ	
令和5年 1月13日	第5回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案について ・答申案について
1月26日	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民ワークショップの結果概要について ・基本構想の策定について ・答申案について
2月9日	第6回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想案について ・基本構想議案について

開催日	会議等	内容
令和5年度		
4月17日	第7回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の概要について ・リーディングプロジェクトについて ・総合戦略等との関係性の整理について ・基本計画の構成について ・令和5年度の主な策定スケジュール（案）について
4月27日	第5回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の概要・リーディングプロジェクトについて ・序論について
6月15日	各種団体ヒアリング	
6月19日	各種団体ヒアリング 世代別ヒアリング（学生）	
7月7日	第8回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第1章について ・前期基本計画第2章について
7月20日	第6回総合計画審議会	
8月7日	第9回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第3章について ・前期基本計画第4章について
8月24日	第7回総合計画審議会	
9月5日	第10回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第5章について ・前期基本計画第6章について ・前期基本計画第7章について
9月25日	第8回総合計画審議会	
10月5日	第11回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画全体について
10月26日	第9回総合計画審議会	
11月9日～ 12月8日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画前期基本計画案について
11月15日	タウンミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画前期基本計画案について
11月29日		
11月30日		
令和6年 1月19日	第12回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について
1月29日	第10回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・最終答申について
2月5日	第13回総合計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の確定

■ 諮問（阿見町第7次総合計画（基本構想・前期基本計画））

阿政諮問第1号
令和4年7月19日

阿見町総合計画審議会 会長 様

阿見町長 千葉 繁

阿見町第7次総合計画（基本構想及び前期基本計画）について（諮問）

本町を取り巻く社会経済情勢の変化や町民ニーズの変化に的確に対応し、本町が目指す持続可能なまちづくりを進めるため、令和6年度以降の町政運営の指針となる阿見町第7次総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定したいので、阿見町総合計画審議会条例第2条の規定により意見を求めます。

諮問理由

本町では、令和5年度を目標年次とする阿見町第6次総合計画に基づき、より良い本町を次世代に継承する持続可能なまちの発展を目指し、「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として町政運営を推進しています。

この間、少子高齢化の急激な進行、デジタル技術の進展による社会構造の変化、地球温暖化や気候変動などの世界的な環境問題の深刻化などに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

第7次総合計画の策定に当たっては、これまで培ってきたまちづくりをより進化させるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念を取り入れ、不確実で将来の予測が難しい現在の社会環境の変化に対応し、多様化・複雑化する行政課題を解決に導くことのできる行政力をより一層向上させる必要があります。

このような状況を踏まえ、町民の誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりを実現するため、令和6年度以降における新たな町政運営の指針となる、第7次総合計画（基本構想及び前期基本計画）について、貴審議会の意見を求めるものであります。

阿計審第 1 号

令和 5 年 1 月 26 日

阿見町長 千葉 繁 様

阿見町総合計画審議会

会長 岩井 浩一

阿見町第 7 次総合計画（基本構想）について（答申）

令和 4 年 7 月 19 日付け阿政諮問第 1 号で諮問のあったこのことについて、まちづくりの目指す姿や方向性等を当審議会で慎重に審議した結果、別紙「阿見町第 7 次総合計画（基本構想）（案）」として答申します。

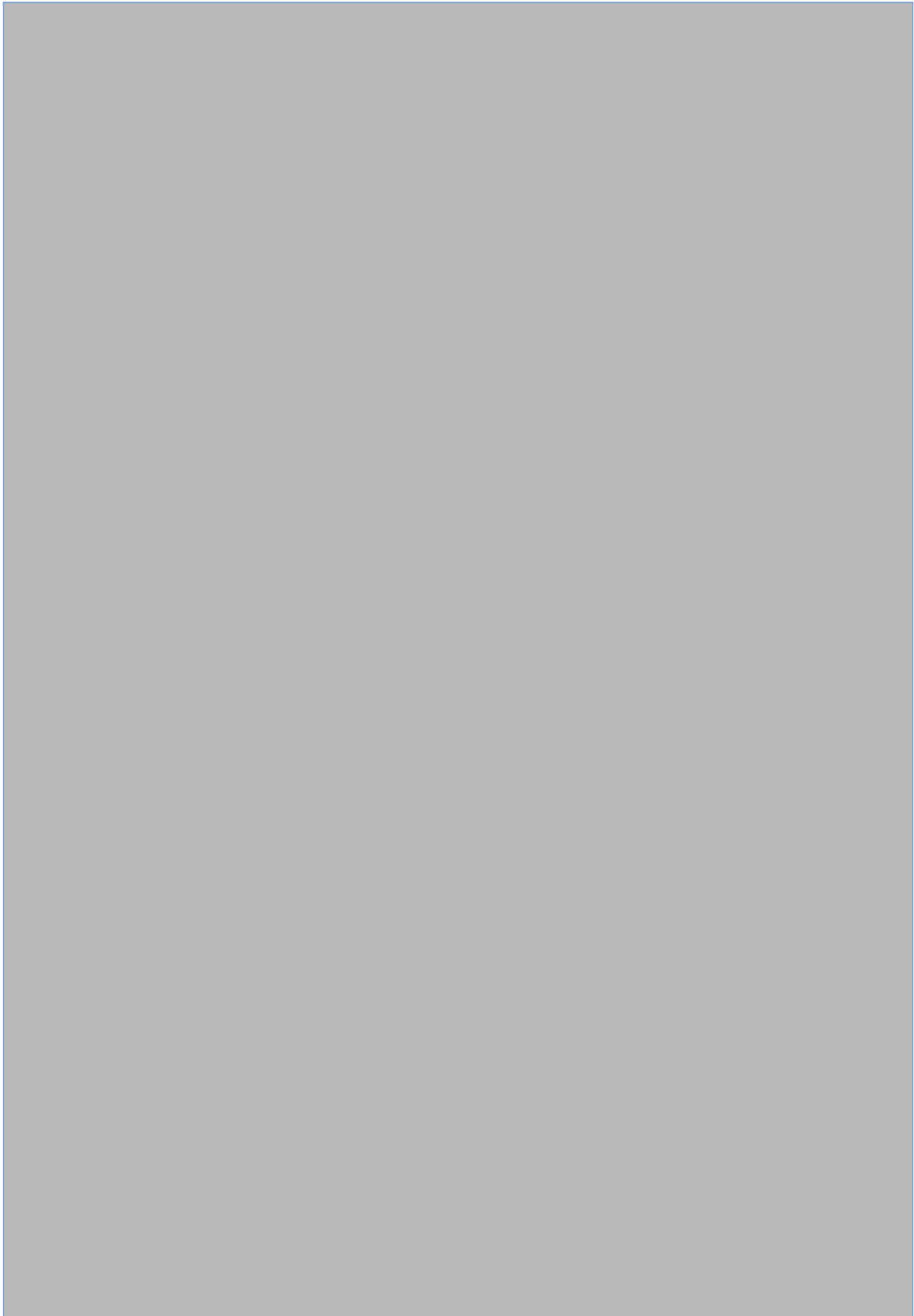
なお、基本構想に掲げる 10 年後のまちの姿「地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向けては、当審議会からの提言・意見を十分に踏まえるとともに、不確実性が高く変化の激しい時代にこそ、地域や町民のニーズを的確に把握し、対話を通じたまちづくりに最善の努力をされることを希望します。

また、基本構想に基づく基本計画の策定に当たっては、特に下記の事項に配慮されるよう要望します。

記

- 1 誰もが多様性を認め合い、誰一人取り残されることなく、すべての人が幸せに暮らすために、地域間や多世代の交流による地域のつながりを強化しながら、子どもから高齢者まで健康で心豊かに、安全安心な生活が送れる社会の実現に取り組んでいただきたい。
- 2 霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然環境、予科練をはじめとする貴重な歴史遺産、優れた医療・教育機関の集積など、阿見町が持つ豊富な地域資源のポテンシャルを最大限に活用し、活力と賑わい、そして郷土愛があふれる魅力的なまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 3 持続可能な開発目標（SDGs）の 3 側面である経済・社会・環境のバランスの取れた成長は、暮らしやすく、幸福感・満足感の高い町となるために欠かせないものであり、これら 3 側面の連携を常に意識し、多様な人々の参画を得ながら、パートナーシップに基づく「まち・ひと・しごと」の魅力創出に取り組んでいただきたい。
- 4 基本計画が最適な行動計画となるよう、組織の垣根を越えて総合的かつ横断的な協働体制をもって検討していただきたい。

■ 答申（阿見町第7次総合計画（前期基本計画））



4. 審議会委員名簿、策定協議会委員名簿

■ 阿見町総合計画審議会委員名簿

条例による区分	氏名	所属・役職	備考
町議会の議員	平岡 博	阿見町議会 議長	
	川畑 秀慈	阿見町議会 副議長	
学識経験者	蓮井 誠一郎	茨城大学 学長特別補佐(SDGs 推進) 人文社会科学部現代社会学科 教授	
	伊丹 一浩	茨城大学農学部 地域総合農学科 教授	
	岩井 浩一	茨城県立医療大学 特任教授	会長
	吉田 美江子	東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校	
	湯原 敦子	阿見町教育委員会 教育委員	
各種団体等	山口 道子	阿見町区長会	副会長
	國生 輝枝	阿見町男女共同参画社会推進会議	
	江田 麻裕子	つくばコミュニティ放送株式会社	
	野呂 薫	阿見町民生委員児童委員協議会	
	湯原 敏子	阿見町シルバークラブ連合会	
	渡邊 君江	阿見町障害者福祉協議会	
	木村 美由紀	阿見町児童館母親クラブ	
	戸澤 麻理	阿見町PTA連絡協議会	
	本間 保	阿見町農業委員	
	齋藤 十郎	阿見町商工会	
	藤田 加奈子	あみ観光協会	
	吉田 幸二	阿見町環境基本計画推進委員会	
一般町民	吉田 典子	公募の町民	
	栗原 友香	公募の町民	

■ 阿見町総合計画策定協議会委員名簿

職名	氏名	備考
町長	千葉 繁	
副町長	坪田 匡弘	令和4年7月11日～令和5年6月30日
教育長	立原 秀一	
町長公室長	佐藤 哲朗	
総務部長	青山 広美	
町民生活部長	中村 政人	令和4年度
	白石 幸也	令和5年度
保健福祉部長	小澤 勝	令和4年度
	山崎 洋明	令和5年度
産業建設部長	林田 克己	令和4年度
	井上 稔	令和5年度
教育部長	小林 俊英	令和4年度
	飯村 弘一	令和5年度

■ 第1章 ふれあいあふれる協働のまちづくり

細節 No.	細節名	指標名	現況 (令和4年度実績)	方向性	指標の説明
111	町民参画の推進	町民討議会に参加している若者の割合	25 (%)	↗	
		町民活動センターに登録している市民活動団体数	112 (団体)	↗	
112	地域力を高めるまちづくりの推進	ふれあい地区館事業の参加人数	7,732 (人)	↗	
		まい・あみ・まつりの満足度	- (%)	↗	
113	多様性と包摂性を尊重する社会の実現	男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	1,052 (人)	↗	
		審議会等における女性委員比率	32.6 (%)	↗	
114	産学官連携の推進	大学や研究機関等が身近にあることで住み良くなっていると回答した町民の割合	- (%)	↗	

阿見町第7次総合計画 前期基本計画
～地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち～

2024年3月発行

茨城県 阿見町
〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
電話:029-888-1111(代表)



阿見町